# 環境 GL レビュー調査における中間報告書案②

# 環境社会配慮ガイドライン レビュー調査

# 中間報告書案

2019年1月

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

# 第1章 はじめに

# 1.1 本調査の背景

2010 年 4 月に制定された JICA 環境社会配慮ガイドライン(以下、「JICA GL」)には、2. 10. 2 に『本ガイドライン施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。』と規定されている。2010 年の JICA GL 施行後、2016 年度末までに約 1,800 件に JICA GL が適用された実績がある。また、2015 年 2 月の開発協力大綱が閣議決定、インフラシステム輸出の促進・迅速化などの日本政府の方針公表、2015 年 9 月の国連サミットでの持続可能な開発目標(SDGs)の採決による国際的な援助潮流の変化、2016 年 8 月には世銀セーフガード政策改定版(Environmental and Social Framework: ESF)の世銀理事会での承認など、JICA 事業や JICA GL を取り巻く環境が変化している。

# 1.2 本調査の目的

本業務では、JICA GL 改定に係る包括的な検討に向けて、JICA GL 運用状況や JICA を取り 巻く環境変化をレビューした上で、2019 年度以降に予定している JICA GL 改定の検討の ため、改定の議論のポイントとなるべき論点(案)を整理・分析し、環境社会配慮助言委員会やその他の外部関係者とのコンサルテーション結果も踏まえ、報告書にとりまとめる ことを目的としている。

### 1.3 調査対象地域

JICA GL が適用された案件 (無償・有償・技協等) のうち、2016 年度末までに合意文書を締結した約1,800 件をレビュー対象の母数とし、この中からカテゴリA案件は全43 件をレビュー対象とし、カテゴリB、C、FI案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえ57件程度をサンプル抽出し、合計で100件程度を調査対象とした。

調査対象案件(100件程度)のうち、8案件については現地調査を実施する。対象案件は、カテゴリ分類、国・地域別案件数、進捗状況、スキーム、セクター、調査アイテムとの関連性等を踏まえて決定された。アジア地域からインドネシア、ミャンマー、ベトナム(2件)、インドの合計 5件、アフリカ・中南米・中近東地域からタンザニア、コスタリカ、ボリビアの合計 3件が選定された。

なお、異議申立の本手続きに進んでいる案件は現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申立担当審査役の調査報告書及び環境レビュー・モニタリング資料等をレビューする。

このうち、業務前半では第一次現地調査4カ国を含む40件程度、業務後半では第二次現地調査4カ国とあわせて60件程度の調査対象案件の環境社会配慮に関する文書のレビューを実施した。表 1-1 に中間報告時点における対象案件40件のプロジェクトリストを

掲載する。案件及び対象国の事情により、No. 13 及び No. 25 は後半調査に見送ることとし、2 案件除く 38 案件を業務前半のレビュー対象案件とした。

# 表 1-1 レビュープロジェクト一覧

No.	国	案件名	ァー見 スキ ーム	セクター	環境 カテ ゴリ	現地調 査 対象
1	ウズベキスタン	ウズベキスタンナボイ火力発電所近 代化事業		火力発電	A	
2	スリランカ	ケラニ河新橋建設事業	円借	道路・橋梁	A	
3	ウズベキスタン	トゥラクルガン火力発電所建設事業	円借	火力発電	A	
4	ミャンマー	ティラワ経済特別区(Class A 区域) 開発事業	海投	工業開発	A	
5	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3	円借	鉄道	A	0
6	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業 (I)	円借	鉄道	A	
7	バングラデシュ	カチプール、メグナ、グムティ第2橋 建設及び既存橋改修事業	円借	道路・橋梁	A	
8	カンボジア	国道 5 号線改修事業 (バッタンバンー シソポン間)	円借	道路・橋梁	A	
9	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事 業(I)	円借	火力発電	A	
10	フィリピン	中部ルソン接続高速道路建設事業	円借	道路・橋梁	A	
11	フィリピン	パッシグ - マリキナ川河川改修事業 (III)	円借	河川・砂防	A	
12	フィリピン	新ボホール空港建設及び持続可能型 環境保全事業	円借	空港	A	
13	インドネシア	S)		火力発電	A	0
14	モザンビーク	マンディンバーリシンガ間道路改善 円借 事業		道路・橋梁	A	
15	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	円借	鉄道	A	
16	バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠 頭整備事業	円借	港湾	A	
17	ベトナム	ハノイ市環状3号線整備事業(マイジックータンロン南間)	円借	道路・橋梁	A	
18	カンボジア	国道 5 号線改修事業 (プレッククダム ースレアマアム間) (I)	円借	道路・橋梁	A	
19	チュニジア	ラデス・コンバインド・サイクル発電 施設建設事業	円借	火力発電	A	
20	エルサルバドル	サンミゲル市バイパス建設事業	円借	道路・橋梁	A	
21	カンボジア	国道 5 号線改修事業 (スレアマアムー バッタンバン間及びシソポンーポイ ペト間) (第一期)	円借	道路・橋梁	A	
22	ウクライナ	ボルトニッチ下水処理場改修事業	円借	廃棄物	A	
23	バングラデシュ	ジャムナ鉄道専用橋建設事業 (ES)	円借	鉄道	A	
24	ベトナム	南北高速道路建設事業 (ベンルックー 円借 道路・ロンタイン間)		道路・橋梁	A	0
25	ウズベキスタン	電力セクター能力強化事業(ES 借款)	円借	火力発電	A	
26	インド	ムンバイメトロ 3 号線建設事業	円借	鉄道	A	
27	フィリピン	洪水リスク管理事業 (カガヤン・デ・ オロ川)	円借	河川・砂防	A	
28	カメルーン	バチェンガーレナ間道路整備事業	円借	道路・橋梁	A	
29	インド	レンガリ灌漑事業(フェーズ2)	円借	農業	A	
30	フィリピン	南北通勤線鉄道事業 (マロロス - ツツバン)	円借	鉄道	A	

No.	国	案件名	スキーム	セクター	<b>環境</b> カテ ゴリ	現地調 査 対象
31	インド	アーメダバード・メトロ事業(第一期)	円借	鉄道	A	
32	インド	北東州道路網連結性改善事業 (フェーズ1) (第一期)	円借	道路・橋梁	A	
33	インド	ムンバイ湾横断道路建設事業(第一 期)	円借	道路・橋梁	A	
34	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業 (ES)	円借	鉄道	A	
35	ケニア	オルカリア V 地熱発電所	円借	火力発電	A	
36	ミャンマー	ティラワ地区インフラ開発事業 (フェーズ 1)	円借	工業開発	В	0
37	ベトナム	中小企業・小規模事業者向けレンタル 工業団地開発事業	海投	工業開発	В	0
38	南スーダン	ナイル架橋建設計画	無償	道路・橋梁	A	
39	カンボジア	シハヌークビル港競争力強化調査プ ロジェクト	開調	港湾	A	
40	パラグアイ	ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調 査プロジェクト	開調	農業	A	

出典: JICA 調査団にて作成

# 1.4 調査方法

2017 年 9 月 1 日及び 10 月 13 日に記載された環境社会配慮助言委員会で議論されたレビュー調査アイテム(表)に基づき、多岐に亘る環境社会配慮の調査アイテムの運用状況を確認した上で、個別案件シートを改定し、また、外部環境の変化も踏まえて JICA GL 改定の論点(案)を整理した。

レビュー調査アイテム表を表 1-2に示す。

2019年1月

# 表 1-2 レビュー調査アイテム表

項目、現行ガイドライン条文	調査アイテム	(参考)運用面の見直し結果報告(2015年4月)
序		
I. 基本的事項	( and a second of the bottom of the second o	
1.1 理念	(レビュー調査全体を通じて確認)	
1.2 目的	● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援	
1.3 定義	助潮流の整理	
1.4 環境社会配慮の基本方針 1.5 HCAの責務	(塩ロ 田老のしば 知木とるドナル初)	
1.5 JICA の真務	<ul><li>(第Ⅱ, Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認)</li><li>IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認</li></ul>	
1.6 相手国政府に求める要件	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	
1.7 対象とする協力事業	<ul> <li>現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理</li> <li>現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理</li> </ul>	【PPP F/S 等へのガイドラインの適用】
1.8 緊急時の措置	● 「緊急時の措置」の適用実績整理(カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	<ul> <li>第9回 運用見直し WG 提案</li> <li>【緊急を要する場合の環境社会配慮確認】</li> <li>● 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。</li> <li>● 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどの様なケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。</li> <li>● これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。</li> <li>● 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ指置が適切になされる必要がある。</li> </ul>
1.9 普及	<ul><li>相手国等に対する説明実績、説明内容の整理</li></ul>	
1.10 環境社会配慮助言委員会	(第Ⅱ章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じ て確認)	
Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス		
2.1 情報の公開	<ul> <li>JICA による情報公開(カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果)状況確認</li> <li>相手国等による情報公開(環境社会配慮文書、モニタリング結果)状況(公開場所、公開時期、言語等)</li> <li>JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認</li> <li>第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認</li> <li>情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認</li> </ul>	
2.2 カテゴリ分類	<ul><li>カテゴリ分類結果、根拠の整理</li><li>カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理</li><li>カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果</li></ul>	

	の妥当性の確認	
0.0 標底集入町屋の項目	● スクリーニング様式の提出状況	
2.3 環境社会配慮の項目 2.4 現地ステークホルダーとの協議	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)  ■ JICA と相手国等による協議状況確認	
2.4 児地スケークホルターとの協議	● JICA と相子国等による協議认の確認 ● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	
2.5 社会環境と人権への配慮	<ul><li>● 上記以外は別紙1「任芸的音息」のレビュー調査を通じて確認</li><li>● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステ</li></ul>	
2.5 任云泉境と入惟への配應		
	ークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	
0.0 200-171401 114	<ul><li>● 社会的弱者に対する人権配慮の有無・内容確認</li><li>● 相手国の国内法遵守の有無</li></ul>	
2.6 参照する法令と基準	● 相子国の国内伝送寸の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	
	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF)	
	一 医験のピークルート政策がらEnvironmental and Social Framework (ESF)	
	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	
	ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等	
	の整理	
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	● 助言委員会の開催実績整理(運営改善の取り組み含め情報整理、情報公	
	開状況含む)	
	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	
2.8 JICA の意思決定	● 合意文書における合意状況確認	
	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	
2.10 ガイドラインの適用と見直し	N/A	
Ⅲ. 環境社会配慮の手続き		
3.1 協力準備調査	<ul><li>「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理</li></ul>	第5回 運用見直しWG提言
	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、	【代替案検討】
	情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul><li>■ 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。</li></ul>
		(運用見直し時の提言)
A DIVINA LA LA CARDINA A LA CARDA LA CA		
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プ		第11回 運用見直しWG 提言
ロジェクト	確認 (4.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.	【エンジニアリング・サービス借款】
	・環境チェックリストの作成状況	● 環境社会配慮ガイドライン 3.2.1(5)「エンジニアリング・サービス借款」の 2.に該当する場合、
	・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等	環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮の
	・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及び	スコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。
	カテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 等	
	1	
	<ul><li>■ エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理</li><li>■ エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環</li></ul>	
	■ エンシニアリング・サービス信款の美胞校階における相手国等による東 境社会配慮実施状況の確認。	
	2-1-11-10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1	
	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	
	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	
	● 環境レビュー結果と <u>モニタリング結果の乖離</u> が確認された場合には、そ の原因(GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違	
	い、運用能力等)について確認。	
	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整	
	理 1 日息又音に基づき、相子国に対応を求め、真竹夫们を停止した事例の登	
	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	
	- フ・マーフェン生パは久入が上しに木口ッコがじゃスが地位の	
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	
JICA が行う事前の調査		
3.4 開発計画調查型技術協力	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認	第5回 運用見直し時の提言
	・スクリーニングの実施状況	【戦略的環境アセスメント】

2019
# 1
7

	・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況 等 SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	<ul> <li>SEA 段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。</li> <li>SEA 段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでの EIA を実施するよう留意すべきである (「先行評価の活用 (ティアリング)」)。</li> <li>環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。</li> </ul>
別紙		
100000	<ul> <li>日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認</li> <li>日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認</li> </ul>	第8回 運用見直し W 提言  【ブロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について】  環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICA の協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。  一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。  環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。  「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。  第7回 運用見直し W 提言 【実書が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】  『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。  ブロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合 プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合(例:発電所建設により地震を誘発)プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合(例:発電所建設により地度を誘発)ブロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合(例:発電所建設により地度を誘発) ・プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合(例:発電所建設により地度を誘発) ・プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合(例:発電所建設により地度を誘発) ・プロジェクトが、災害を間接的に誘発する場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目(地形・地質等)の中で評価する方法が考えらえるが、今後検討する必要がある。 ・上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体と同様)詳細設計時に加えて、施工時、使用時も明確にする必要がある。 ・災害と事故の概念については、(事故防止の主体と同様)詳細設計時に加えて、施工時、使用時も明確にする必要がある。
基本的事項	<ul> <li>計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認</li> <li>影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認</li> <li>検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認</li> <li>環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認</li> <li>環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認</li> </ul>	

	<ul> <li>環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認</li> <li>特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認</li> <li>特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認</li> </ul>	
対策の検討	<ul> <li>環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認</li> <li>上記以外は2.8にて確認</li> </ul>	
検討する影響スコープ	■ スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 ■ GHG 排出量の算出・評価の状況の確認 ■ 国際機関、バイドナーの気候変動(GHG 排出)への対応状況の確認 ■ 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」の事例 整理。 ■ 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累 積的影響」への対応状況の整理	<ul> <li>✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。</li> <li>✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲でGHG 排出量を算出し、JICA 全体としてのGHG 排出量を担損するべき。</li> <li>✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。</li> <li>● スコービングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動(GHG 排出]」の方が適切。</li> <li>● JICA 全体のGHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中のGHG 排出量についても評価し、供用時と比較してGHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。</li> <li>● サプライチェーンにおけるGHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。</li> <li>✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量のCO2 が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴うGHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。</li> <li>第5回 運用見直しWG 提言【気候変動】</li> <li>● スコーピングにおいて気候変動(GHG 排出)については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策(JICA Climate FIT (Mitigation))等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動(GHG 排出)についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。</li> <li>第1回 運用見直しWG 提言【不可分一体の事業の)連和として、JICA が提着社会配慮ガイドラインに沿っでいることを確認する意味である点を明記すべき。</li> <li>● JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。</li> <li>● 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 縁な「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 縁な「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 縁な「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 後な「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 後な「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 後な「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 後な「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべきまれているよりに対しまれないます。</li> <li>● 接続を行るのように対しまれないます。</li> <li>● 接続を行るのよりによりによりによりに対しまれないます。</li> <li>● 接続を持続しまするとはないます。</li> <li>● を持続しまするの表しまれないます。</li> <li>● を持続しませないます。</li> <li>● を持続を対しませないます。</li> <li>● を持続を持続しませないます。</li> <li>● を持定しませないます。</li> <li>● を持続しまするが、まずないますを持続しませないます。</li> <li>● を持続しませないまする。</li> <li>● を持続しませないまする。</li> <li>● を持続しませないまする。</li> <li>● を持続しませないまする。</li> <li>● を持続しませないまする。</li> <li>● を持続しませないまする。</li> <li>● を持続しませないますないませないますないますないませないますないますないますないませないますないますなどのはないますないませないませないま</li></ul>
		<ul> <li>「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。</li> <li>IFC の PS における、"(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the</li> </ul>

2019
<b>年</b> I
$\mathcal{H}$

		project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent."の(iii) について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。(ii) において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、(iii) は削除すべき。 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。  【累積的影響】  「「全理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき。
法令、基準、計画等との整合性	<ul> <li>● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理</li> <li>● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理</li> <li>● 上記以外は 2.6 にて確認</li> </ul>	【自然保護や文化保護のために特に指定した地域】  FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。  まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とするべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にするべきである。  中央政府の法令等だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。  保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。  【「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件】  「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)においての事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。  同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。  環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」であると規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。(例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。) 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも
社会的合意	<ul> <li>ステークホルダー協議(①告知・実施日時、②場所、③方法(住民集会個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知力法、⑥参加者(人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)</li> <li>⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認</li> <li>外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(GL 記載内容が5</li> </ul>	ば、 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議と実施するにあたってのより具体的な方法を将来 的な検討課題としてはどうか。(具体的には下記の提案がなされました。)

	十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認  ◆ 社会的弱者に対する配慮事例の整理	を設定する。  ● 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意するべき。
生態系及び生物相	<ul> <li>「重要な自然生息地」の事例(含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティーにもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理</li> <li>「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理</li> <li>世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理</li> <li>違法伐採の有無の確認</li> </ul>	第2、6回 運用見直し時の提言 【重要な自然生息地】【自然生息地】  「重要な自然生息地】【自然生息地】  「重要な自然生息地】【自然生息地】  「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくするべきである。 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。  「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。  IUCN のレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域(Key Biodiversity Area:KBA)」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。 【著しい転換・著しい劣化】  「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICA の解釈において考慮されるべきである。  「著しい転換」について、世界銀行の OP 4.04 Annex A において、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水・埋立・水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICA の FAQ においても例示を記載すべきである。また、重大な汚染等による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。  第6回 運用見直 WG 提言 【「重要な自然生息地」における事業実施条件】  「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。  JICA の案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に絶減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類/IB 類(CR 及びEN)に加えて、「絶滅危惧 II 類(VID)及び「準絶滅危惧種(NT)」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくならず、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。
非自発的住民移転	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 モニタリング段階における被影響住民数の確認	
	<ul> <li>▼ セーク・クンクを確によりる放配管圧氏数の他認</li> <li>環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。</li> <li>現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。</li> <li>・ 苦情処理メカニズムの整備状況の確認</li> </ul>	
先住民族	<ul><li>● 先住民族への影響の有無の確認</li><li>● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認</li></ul>	

	● 先住民族計画の作成・公開状況確認 ● FPIC の実施状況確認	
モニタリング	● モニタリング計画の作成状況確認 ● 上記以外は 3.2 にて確認	
別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント 報告書	EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認     EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認     大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・ 特性、影響を受けやすい地域の例示	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	
別紙4 スクリーニング様式	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	
別紙5 チェックリストにおける分類・チェッ ク項目	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも 併せて変更。	
別紙6 モニタリングを行う項目 その他	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	

# 1.5 実施した現地調査

2018年3月から2018年10月の業務前半の調査において下記4案件の現地調査を実施した。聞き取り調査・現地踏査結果は個別案件シートにまとめた。

表 1-3 レビュー業務のステップ

対象国	調査対象期間	業務種別	<b>環境</b> カテゴリ	調査対象案件
ミャンマー	2018/5/13~26	円借	В	No. 36 ティラワ地 区インフラ開発事業
インド	2018/6/17~30	円借	A	No. 05 デリー高速 輸送システム建設事 業フェーズ 3
ベトナム	2018/6/18~7/12	円借(ADB 協調融資)	A	No. 24 南北高速道 路建設事業 (ベンル ックーロンタイン 間)
		海外投資	В	No. 37 中小企業・小 規模事業者向けレン タル工業団地開発事 業

出典: JICA 調査団にて作成

# 第2章 レビュー調査結果

# 1.1 レビュー案件概要

# 1.1.1 国別

レビュー対象案件の全体像を把握するため、全対象案件38件の国別案件数を図2-1に示 す。なお、数字は案件数を示す。確認された特徴は以下のとおりである。

- 全対象案件の38案件には19か国が含まれていた。
- 最も多い対象国はインドであり、6案件であった。
- 次いで、フィリピンが5案件、カンボジア、バングラデシュが4案件、ベトナムがそれ ぞれ3案件であった。
- その他、ウズベキスタン、ミャンマーが 2 案件、残りの 12 か国(インドネシア、ウク ライナ、エジプト、エルサルバドル、カメルーン、ケニア、スリランカ、バヌアツ、チ ュニジア、パラグアイ、南スーダン、モザンビーク)は1案件ずつであった。

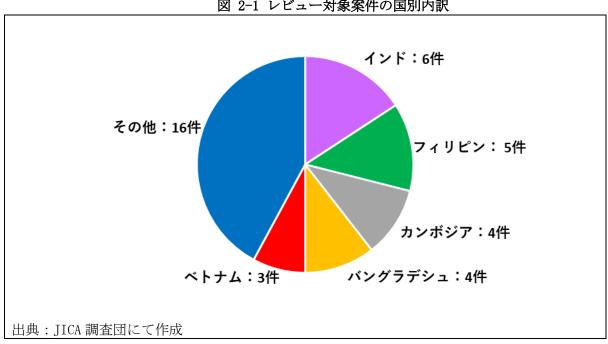


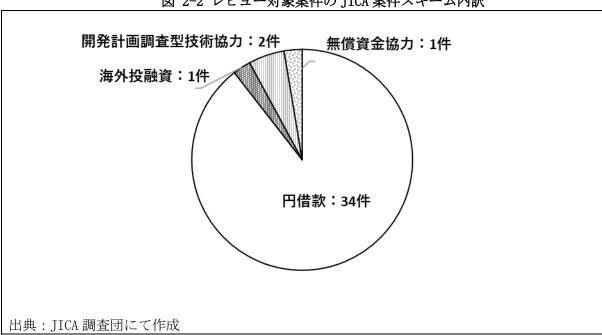
図 2-1 レビュー対象案件の国別内訳

# **1.1.2** JICA 案件スキーム

全対象案件38件のスキーム別案件数を図2-2に示す。(数字は案件数を示す。) 確認された特徴は以下のとおりである。

- 円借款が最も多く、34件であった。
- 開発計画型技術協力は2案件、海外投融資は1案件であった。

- 無償資金協力は1案件であった。



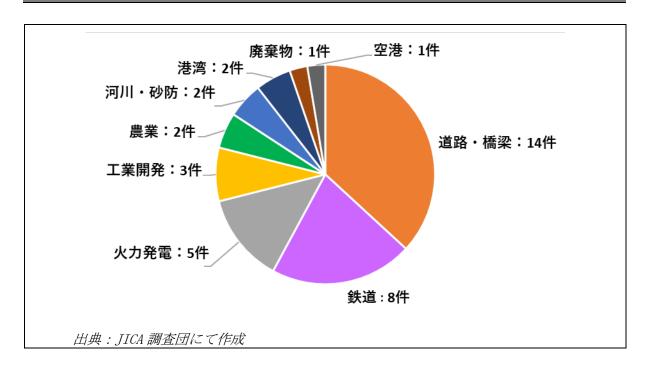
# 図 2-2 レビュー対象案件の JICA 案件スキーム内訳

# 1.1.3 セクター

全対象案件 38 件のセクター別案件数を図 2-3 に示す。(数字は案件数を示す。) 確認された特徴は以下のとおりである。

- 全対象案件の38案件には9種類のセクターが含まれていた。
- 最も多いのは道路・橋梁セクターで、14案件であった。
- 道路・橋梁に次いで多いセクターは、鉄道セクターで8案件、火力発電セクターで5案件であった。
- その他、工業開発セクターが3案件、農業、河川・砂防、港湾セクターがそれぞれ2案件、廃棄物、空港セクターがそれぞれ1案件であった。

図 2-3 レビュー対象案件のセクター別内訳



# 1.2 JICA 環境社会配慮ガイドライン運用状況 (対象案件 38 案件)

JICA GL が適用されたレビュー対象 38 案件について JICA GL に記載されている基本的事項、環境社会配慮のプロセスに関連する事項、手続きに関する事項、別紙に記載される要件に係る事項の運用状況を確認した。

# 1.2.1 「Ⅰ. 基本的事項」に関する確認状況

「Ⅰ. 基本的事項」に関する調査アイテム確認結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 「 I 基本的事項」に関する調査アイテムシート確認結果

及 2 1 · 1 巫冲印事员」			
JICA GL項目	整理番号	調査アイテム	
1.1 理念		(レビュー調査全体を通じて確認)	
1.2 目的		● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な	
1.3 定義	1	開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の	
1.4 環境社会配慮の		整理	
基本方針			
1.5 JICAの責務		(第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認)	
	2	● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件	
		における責務について確認	
1.6 相手国政府に求	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	
める要件	ა		
1.7 対象とする協力	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業(海外	
事業	4	投融資、中小企業支援等)の整理	
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (イン	
	Э	フラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関	

JICA GL項目	整理番号	調査アイテム
		との協調融資の増加等)の整理
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績
1.10 環境社会配慮助	8	(第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会によ
言委員会	0	る助言」のレビュー調査を通じて確認)

出典: JICA 調査団にて作成

確認状況の概要を以下に整理する。

- ・ 「I. 基本的事項」に記載されている「1.1 理念」、「1.2 目的」、「1.3 定義」、「1.4 環境社会 配慮の基本方針」、「1.5 JICA の責務」、「1.6 相手国政務に求める要件」、「1.7 対象とする協 力事業」及び「1.10 環境社会配慮助言委員会」に関しては、特に個別案件を対象に議論、 適用される事項ではないため後述する「第4章 改訂の論点(案)」にて整理した。
- ・ 「1.8 緊急時の措置」については、JICA GL 運用面見直しの WG の論点として取り上げられており、「緊急を要する場合の環境社会配慮確認」の該当状況について調査したが、レビュー調査の対象案件である 38 件に該当案件は確認されていない。他方、レビュー調査対象案件以外の案件も考慮に入れた場合には、GL 施行後、緊急時の措置が適用された案件は、計7案件(開発調査型技術協力)が確認された(詳細情報は整理中)。
- ・ 「1.9 普及」に関して、相手国への JICA GL の内容の説明状況について調査したところ、 全38案件において審査時の実施機関への説明及び JICA GL 遵守の合意が確認されている。

### **1.2.2** 「Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス」に関する確認状況

# (1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。

- ・ 「2.1 情報公開」に関し、JICAにおけるカテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果の情報公開については、2 件の開発調査型技術協力(No.39,40)を除く(これらの案件はMPのみであり EIA・RAP等は対象外のため)36 件のうち、全案件でカテゴリ分類、協力準備調査、環境社会配慮文書(EIA、RAP(IPPの対象案件なし))及び環境レビュー結果の全ての資料が JICAの情報公開サイトで公開されている。
- ・ モニタリング結果の JICA 情報公開サイトでの公開状況は後述する。
- ・ 相手国での環境社会配慮文書の公開状況に関して、JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける必要がある。2 件の技術協力プロジェクト (No. 39, 40) を除く (本件は MP のみであり EIA・RAP 等は対象外のため)) 36 件のうち、全件で EIA 及び RAP が相手国内で公開されている。
- ・ 相手国でのモニタリング公開状況に関しては、環境モニタリングの実施段階にあり、且つ公 開に係る合意がなされている 15 件中、14 件で環境モニタリングが公開されている (未公開 の1件は案件 No. 38 で、事業実施地の紛争により事業中断となっているものである)。社会モ ニタリングについては、モニタリング実施段階にあり、且つ公開合意がなされている 6 件中、

- 5 件が公開されている(未公開の1件は本年1月にモニタリング結果が接到したため、公開手続き中。近々に公開予定)。
- ・ 相手国に対する JICA からの環境社会配慮文書 (環境・社会モニタリング結果を含む)等の情報公開に関する働きかけ及び合意状況については、審査時等にモニタリング結果の情報公開にかかる合意が確認できたのは 26 件であった (うち、社会面も合意しているのは 11 件)。全ての案件において審査時等に GL に基づき情報公開を促していることは確認されたものの、国内法で求められていないため、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。
- ・ 対象案件のうち36案件で第三者からの情報公開請求は「無し」との回答が得られたが、2件 (案件No.4,31)において情報請求「有り」との回答があった。意見のあった2件の具体的 な内容は、案件No.4ではNGOから住民移転・生計回復にかかる情報提供依頼が、案件No.31 ではモニタリングプロセス及び結果について数件の問い合わせがあり、回答を行っている。
- ・ 情報開示が禁じられる情報についての対応状況について、審査時に合意があったのは1件(案件 No.3)のみであり、開示が禁じられている情報をJICAが誤って開示していることはなく、 相手国政府から了承を得た上で情報公開を行っていることが確認された。
- ・ 「2.2カテゴリ分類」に関しては、全38案件において、カテゴリ分類結果と根拠との間に特 段の乖離は確認されなかった。
- ・ カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認については、カテゴリ分類の妥当性にかかる外部からの指摘は、1 案件 (No. 36 ミャンマー国ティラワ地区インフラ開発事業 (フェーズ1)) で確認された。2013 年 5 月 24 日、及び 2017 年 8 月 28 日に NGO から JICA に要請書が提出されティラワ SEZ 開発との不可分一体性について確認がなされたもののているが、周辺インフラ整備は、ヤンゴン市を含む SEZ 周辺にも裨益するものであり、SEZ 本体と不可分一体事業には該当しない旨回答している。
- ・ スクリーニング様式の提出状況については、スクリーニング様式に限らず、関連の情報を入 手しカテゴリ分類が行われていることが確認された。
- ・ 「2.3 環境社会配慮の項目」
  - ⇒JICA GL 別紙 1 の調査アイテムにて確認
- ・ 「2.4 現地ステークホルダーとの協議」
  - ⇒JICA GL 別紙1の調査アイテムにて確認
- ・ 「2.5 社会環境と人権への配慮」に関し、権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認については、対象 38 案件中、権利が制限されている地域に該当する記録(例:社会的弱者への差別、住民協議の参加の除外等)が確認された案件は特定されなかった。
- ・ 「2.6 参照する法令と基準」に関しては、2件の開発計画調査型技術協力(案件 No. 39, 40) を除く36件のうち34案件は国内法に基づきEIAの承認が有り、必要に応じて国内法(及び JICA GL)に基づいたRAPも作成されている。残る2件はカテゴリBであり審査当時EIAの 承認が不要であった。
- 世銀 SGP やその他国際基準との乖離については、乖離あり3件、乖離無し35件であった。

乖離が確認された事例としては、エルサルバドル「サンミゲル市バイパス建設事業」やベトナム「ハノイ環状 3 号線建設事業」「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」において、大気や水質等の項目における比較が国内基準に基づいて行われていたものである。

- ・ 世銀 SGP から ESF への変更点、世銀 ESL と現行 GL 整理、ADB, IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等を整理した。
  - ⇒特に個別案件を対象に議論、適用される事項ではないため後述する「第4章 改訂の論点 (案)」にて整理した。
- ・ 「2.7 環境社会配慮助言委員会による助言」に関しては、対象 38 案件のうち 35 件にて助言委員会が開催されている。残り 2 案件(No. 36, 37)は、カテゴリ B のため開催されておらず、残りの 1 案件は ES 借款で同業務にて ADB の技術協力案件で作成された EIA をレビューし、補完調査を適宜行う業務内容になっており、EIA 準備中のためである。
  - ⇒助言委員会各案件の環境助言委員会による助言対応状況は本報告書以下 2.2.2(4)に詳述 する。
- ・ 38 案件中、全38 案件で、JICA と実施機関の間で合意文書の締結が行われていた。
- ・ 合意した内容が不遵守であることを理由に協力事業を中止した事例は確認されなかった。

## (2) 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認

レビュー対象案件38案件中、全案件で情報公開が禁じられる情報に関して、特段の合意は行っていなかった。

## (3) 環境カテゴリ分類

#### (3.1) 環境カテゴリ分類の変更

レビュー調査対象案件 38 案件中、環境カテゴリ分類が変更された案件は [案件 No. 27] フィリピン:洪水リスク管理事業 (カガヤン・デ・オロ川) の1案件である。本案件は、2011年6月にカガヤン・デ・オロ川流域の洪水対策マスタープランと F/S 調査がフィリピン国政府により実施済みであったが、12月の台風センドンでの洪水被害により自然・社会環境が大きく変化した。センドンでの洪水被害により、フィリピン国政府は、同河川流域における土地利用等、洪水対策に係る施策の変更を検討し、既存のマスタープラン及び F/S を見直した。以上の状況から、本案件は調査進捗に伴い、本事業計画に伴う住民移転規模が大規模(200人以上)となり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当し、カテゴリ B からカテゴリ A に変更された。

# (3.2) 開発計画調査型技術協力のカテゴリ分類の根拠の整理

レビュー対象案件 38 案件中、開発計画調査型技術協力は 2 件であった。 2 案件ともカテゴリ A に分類されている。該当セクターは、港湾セクターが 1 件、農業セクター(大規模灌漑を伴う)が 1 件である。カテゴリ分類の根拠を表 2-2 に示す。

## 表 2-2 開発計画調査型技術協力のカテゴリ分類の根拠

案件	案件名	環境	カテゴリ分類の根拠
No		カテゴリ	
39	カンボジア国	A	本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月
	シハヌークビル港		公布)に掲げる港湾セクターに該当するため。
	競争力強化調査プ		
	ロジェクト		
40	パラグアイ国	A	本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月
	ヤシレタダム湖隣		公布)に掲げる農業セクターに該当し、環境や社会への重大で望ま
	接地域総合開発調		しくない影響のある可能性が想定されるため。
	査プロジェクト		

出典:以下、JICA情報公開サイトの情報を基に JICA調査団作成

(https://www.jica.go.jp/english/our\_work/social\_environmental/id/) 2018年10月アクセス

#### (4) 助言対応状況

- ・ 2018 年 11 月の段階で、レビュー対象の 38 案件中、助言委員会が開催されたのは 35 案件であり、総助言数は 465 件であった。全 465 件のうち、427 件が協力準備調査報告書への反映 (現在最終報告書作成中の1 件については、反映する方向で対応中) や審査時の相手国等との確認・合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部対応が困難であったケースについて後述の通り。また、他 38 件については、詳細設計への提言を行うことへの合意等の対応がとられていることが確認された。
- ・ なお、38 案件中 3 案件の助言委員会が未開催であったが、この理由は、2 案件はカテゴリ B であったためであり、1 案件 No. 23 バングラデシュ・ジャムナ鉄道専用橋建設事業 (E/S) は、 E/S 業務にての中で EIA のレビュー及び調査を実施し、EIA 報告書を作成する予定だったためである。なお、E/S 借款開始前にその旨案件概要と併せて助言委員会へ説明した。
- ・ 助言が十分に反映されていなかった理由としては、助言委員会(環境レビュー段階)が開催されるタイミングでは EIA がすでに承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、審査時の追加合意事項については十分に引継ぎが行われていなかったことなどがあげられる。このような状況は、3 案件(No. 24, 28, 29)において確認された。
- ・ 3 件の詳細は以下の通り。No.024 ベトナム・南北高速道路建設事業(ベンルックーロンタイン間)では、EIA が ADB の支援で作成され、2010 年 9 月 14 日に自然資源・環境保全省(MONRE)により承認済みであったが、助言委員会が 2011 年 2 月 16 日(水)(ワーキンググループ)、2011 年 3 月 4 日(金)(全体会合)であったため、EIA への助言反映は困難であった。No.028カメルーン・バチェンガーレナ間道路整備事業では、EIA は 2012 年 7 月付で作成されており、助言委員会は 2014 年 11 月 10 日実施(ワーキンググループ)、2014 年 12 月 1 日(全体会合助言確定)に開催されているため、EIA への反映は確認されていない。No.29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ 2 では、2014 年 10 月 6 日付の助言委員会のコメント「EIA には「Nopopulation will be displaced due to this canal project」と記述されているが、RAP に

基づくと実際には 138 世帯の非自発的住民移転が発生するため、EIA の記載については修正を求めること」は、EIA に反映されていない。相手国(州政府)では EIA (2014 年 3 月付)のレビュー・承認手続きが始まっていたため、助言の反映が間に合わなかったものと考えられる。なお、上記 3 事例については、全て審査にて追加で確認・合意をおこなっている。

# 1.2.3 「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」に関する確認状況

## (1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。

- ・ 案件番号 No. 40 の継続中の M/P を除くレビュー対象 37 案件の全てで代替案の検討が行われていることが確認された。No. 40 については現在実施中であり、今後代替案検討が行われる見込みである。協力準備調査案件での代替案の事例としては、複数のルート、工法の検討、また電力事業においては複数のサイト案の検討、燃料、発電方式の比較が行われているケースが多く見られた。
- ・ 協力準備調査の各種手続き (スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議 など) については、38 案件中、33 案件で確認された。残り 5 案件は、協力準備調査が行わ れていない案件である。
- ・ カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認については、環境チェックリストの作成は、38 案件中カテゴリ B 案件となる 2 案件で確認された。36 案件は EIA・RAP 報告書があるため環境チェックリストの作成を必要としない。
- ・ レビュー対象 38 案件中、E/S 借款は 2 案件 (No. 23, No. 34) あり、何れの案件も、当該 E/S 借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S 借款供与決定時には環境レビューは完了していない。なお、E/S 借款に環境社会配慮業務は含まれている。1 件 (No. 23) は工事未着工、用地取得はなし、EIA 準備中、残る 1 件 (No. 34) は用地取得・住民移転は未開始であり、工事も未着工、EIA・RAP 準備中である。
- 「モニタリング結果の受領、公開状況」⇒2.2.3(4)、2.2.3(5)にて詳述する。
- ・ 第三者からのモニタリング結果の公開請求があり、請求に対して対応している案件が 1 件 (No.31)確認された。本案件については、一般住民からモニタリングプロセスや結果について質問があり、共有を行った。
- ・ 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離の有無及びその原因(GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) ⇒2.2.3(6)にて詳述する。
- ・ 合意に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例は確認されなかった。
- ・ プロジェクトの重大な変更が生じた案件は確認されなかった。 ⇒LA 後の IEE/EIA の改定状況は別途整理して 2.2.3(7)にて詳述する。
- 外務省に協力の停止を提言した事例は確認されなかった。
- ・ 「3.4 開発計画調査型技術協力」に関しては、No.39及びNo.40の2件が該当する。戦略的 環境アセスメント(SEA)に係るステークホルダー協議は両案件ともに実施されていること

が確認された。

⇒開発計画調査型技術協力に関しては、別途整理して 2.2.3(8)にて詳述する。

# (2) プロジェクトを実施しない案及び代替案

・ プロジェクトを実施しない案は、定性的に評価される場合が多く、本レビュー案件でも定性 的な評価がされた「プロジェクトを実施しない案」が多数確認された。以下に、定性的な「プロジェクトを実施しない案」の事例、定量的な「プロジェクトを実施しない案」の例を示す。

表 2-3 定性的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例

	24 = 0 /CITH2H1	
No	案件名	定性的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例
1	ウズベキスタン国	事業を実施しない場合、既存の古い型の発電所(3 号機及び8 号機)
	ナボイ火力発電所近代化事	が稼働し続けることとなり、発電所周辺の大気質の状態は悪条件のま
	業	まであり、また、施設の信頼性も低下し、事故等の発生の可能性も上
		昇する。
3	ウズベキスタン国	事業を実施しない場合、既存の老朽化した非効率な火力発電所が操業
	トゥラクルガン火力発電所	を続けることになるほか、増加する電力需要にも対応できない。
	建設事業	
7	バングラディッシュ国	事業を実施しない場合、深刻な渋滞が解消されず、それに伴う交通事
	カチプール、メグナ、グム	故や環境汚染も軽減されない。
	ティ第 2 橋建設及び既存橋	
	改修事業)	

# 表 2-4 定量的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例

No	案件名	定定量的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例
27	フィリピン国	事業を実施しない場合、洪水リスク管理 2-5 年確率規模の洪水までが
	洪水リスク管理事業(カガ	対応可能であり、本事業の目的とする 25 年確率規模の洪水には対応
	ヤン・デ・オロ川)	できない。

- 代替案の検討内容について、道路などのインフラ事業においては一般的に複数のルート 案や工法の検討、また電力事業においては、複数のサイト案の検討に加えて、燃料や発 電方式の比較が行われている。以下に、代替案の事例を示す。

表 2-5 代替案の事例

No	案件名	代替案の事例
3	ウズベキスタン国	【サイト選定】計5か所の地点について、燃料パイプや用水供給設備
	トゥラクルガン火力発電所	等のインフラ整備状況、用地取得や住民移転規模、周辺自然環境等を
	建設事業	考慮した。
		【燃料の比較】石油、石炭、天然ガス、再生可能エネルギーについて
		比較を行い、既存のガスパイプラインが使用できるという技術的側
		面、対象国の豊富な天然ガス賦存量という経済的側面、大気汚染物質
		の発生が石油・石炭と比較して相対的に少ないという環境社会的側面

No	案件名	代替案の事例
		から、天然ガスを採用した。
		【発電方式の比較】コンバインド・サイクルは高効率の発電方式のた
		め、発電電力量あたりのコストが低くなること、CO2 発生量も低く抑
		えられることから、従来方式の火力発電よりも優位にあることを確認
		した。
14	モザンビーク国	・3 案の代替案が考案された。
	マンディンバーリシンガ間	・代替案 1 は ROW を既存の道路より 30m 拡幅する案(5,848 軒の構造
	道路改善事業	物に影響)、代替案 2 は ROW を 14m とする案 (970 軒の構造物に影響)。
		最終的には、代替案3としてROWを18mとする案が採用されているが、
		アライメントの検討と合わせ、移転数を最小限に抑えている(793 軒
		の構造物に影響)。

## (3) 環境・社会モニタリング情報の JICA への提出状況

レビュー対象案件 38 案件のうち開発計画調査型技術協力事業の 2 案件を除く、36 案件の環境・社会モニタリング提出状況は以下のとおりである。

- 環境モニタリング結果を受領している案件は26件、未着工のためモニタリング段階にない案件が9件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が1件である。
- 社会モニタリングについては、実施対象が15件、うち社会モニタリング結果を受領しているのが6件、住民移転未開始につき社会モニタリング未実施が8件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が1件である。

### (4) E/S での実施機関の環境社会配慮の実施状況

レビュー対象案件 38 案件中、E/S 段階のレビュー対象案件は 2 件 (No. 23, 34) であった。両案件ともに、当該 E/S 借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S 借款供与決定時には環境レビューは完了していない。なお、E/S 借款に環境社会配慮業務は含まれている。両案件共に用地取得・住民移転は未開始であり、工事もは未着工である(うち 1 案件は用地取得・住民移転を伴う予定であるが、未開始)。また、両案件共に EIA(うち 1 案件については、・加えて RAP)を準備中である

# (5) 環境・社会モニタリング情報の JICA ウェブサイトでの公開

- ・ レビュー対象案件 38 案件中、審査時に環境・社会モニタリング結果の公表の合意が確認されたのは24 案件であった。これらについてのモニタリング公開状況は以下のとおりである。
- ・ 環境モニタリングが提出された 25 案件中、JICA 情報公開ウェブサイトで環境モニタリング 結果の公開に関して審査時に合意している案件:14件
  - 上記 14 件のうち、JICA 情報公開ウェブサイトで公開されている案件: 14 件
  - 社会モニタリングが提出された6案件中、JICAウェブサイトで環境モニタリング結果の 公開に関して審査時に合意している案件:6件

- 上記6件のうち、JICA情報公開ウェブサイトで公開されている案件:5件(未公開1件は本年1月に接到したため、公開手続き中)

# (6) 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離

・ モニタリングにおいて環境レビュー段階で想定されていなかった影響が確認された場合に、 レビュー結果とモニタリング結果に乖離があったとみなして整理した。レビュー対象案件で、 モニタリングを実施中の案件のうち、5件については乖離が見られた(No. 5, 11, 14, 16, 24)。 これらの乖離は、GL自体の問題や解釈の違いから生じたのではなく、例えば、EIA段階では 想定されていなかった事象が発生したのが原因であった。例えば、相手国実施機関等の運用 能力の不足等により、審査時の合意事項が十分に実行できていなかったこと (No. 5)、地下 水位の上昇が発生し、排水路の設置を行ったこと (No. 6)、浚渫土の土捨場予定地が不法住 民に占拠され、追加の土捨場が必要となり、追加 EIA が実施されたこと (No. 11) 等が要因 であった

## (7) プロジェクトの重大な変更が生じた案件

レビュー対象案件38案件中、重大な変更が生じた案件は確認されなかった。

# (8) 開発計画調査型技術協力の環境社会配慮の実施状況

レビュー対象案件 38 案件中、開発計画調査型技術協力案件は 2 件であった。そのうち、No. 39 カンボジア:シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについてはマスタープラン策定、No. 40 パラグアイ:ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトについてはマスタープラン策定に加えて感慨排水施設整備に係るフィージビリティ・スタディを含んだ案件となっている。カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況については、2 案件中 2 案件で各段階の手続きが GL に沿って行われていた。スクリーニングについては、2 案件中 2 案件でスクリーニングが行われていることが確認された。スコーピングについても両案件で適切なタイミングに実施されている。JICA と相手国等の協議状況については、1 案件では JICA GLに従うことが協議され、合意されたことが確認された。もう一方の案件では、環境社会配慮に関して相手国等と協議が行われ、役割分担等をまとめていることが確認された。合意文書や報告書等の公開状況については、2 案件共に、詳細計画策定調査報告書・合意文書が JICAウェブサイト上で公開されている。SEA のステークホルダー協議の実施状況については、当該2 案件においてスコーピングと DFR 段階で実施されている。開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認については、1 案件は該当せず、もう一方の案件については調査実施中のため対象外であった。

また、SEA 段階のステークホルダー協議の状況は、No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては3回(3会場、合計157人)、No. 40ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトについては2回(8会場、327人)の実施が確認された。

SEA 段階での検討内容や協議内容等が、プロジェクトレベルの EIA に活用・反映されたかど

うかに関し、No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては事業に F/S を含まないため、EIA への活用・反映状況は確認できなかった。No. 40 ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトについては F/S を含むため、同一業務で SEA から EIA への活用・反映が実施されることが期待される。

No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては、施設配置が異なる 2 案について、JICA GL に基づき 30 項目に対して IEE レベルで比較検討が行われているが、この検討の前段で、事業を実施しないオプションを設定し、事業を実施しないことにより生じる問題点が多数ある旨を整理している。

No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては、SEA の結果として 2030 年までの施設整備計画を 3 パッケージ ((1)既存コンテナターミナルの能力増強、(2)新コンテナターミナルの建設、(3)客船・一般貨物埠頭の建設) に分割して実施することを推奨している。これらのうち、(1)既存コンテナターミナルの能力増強は実施が必須であることから、(2)新コンテナターミナルの建設を対象に、「代替案が満足すべき基準(貨物取り扱い能力、経済的実行可能性等)」、「建設・運用面(工法、施設利用者の利便性等)」、「環境社会配慮面(自然環境、汚染、社会環境)」で比較検討が実施されている。この比較において事業を実施しないオプションが設定されている。

# 1.2.4 別紙 1-別紙 6

#### (1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。

計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況については、対象全 38 案件で確認された。1 案件(No. 40) は M/P 実施中であるが、環境社会影響にかかる調査を実施している。影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認については、対象全 38 案件(現在実施中の M/P(No. 40)を含む)において、代替案の検討が確認された。検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認についても、対象全 38 案件において、代替案検討の結果として環境社会影響が比較的小さい案件が採用されていることが確認された。

- ・ 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価を加えているか、に 関しては、36件で行われていることが確認された。対象外の2件(No. 39, 40)は、開発計画 調査型技術協力である
- ・ 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認については、38 案件中 32 案件において、経済的内部収益率(EIRR)の計算に環境・社会費用または便益が含まれるなど、実施が確認された。開発計画調査型技術協力 2 件(No. 39, 40) 及び E/S 案件 2 件(No. 23, 34) は対象外であった。天然ガスコンバインドサイクル発電所建設事業で、温室効果ガス排出量について、排出権取引価格という市場価格が存在するため、経済的価値を算出することが可能であることから、同排出量を費用として含めて経済的内部収益率の算定を行った事例がある。
- ・環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含めて独立の文書あるいは他の文書の一

部として表されているか、に関しては、対象全 38 案件において、代替案等にかかる検討が行われ、他文書の一部に記載されていることが確認された。特に影響が大きいプロジェクトにおける環境影響評価報告書作成状況については、開発計画調査型技術協力を除く全てのカテゴリA案件で、EIAもしくはESIAが作成されていることが確認された。No. 37 についてはEIAは作成されていないが、協力準備調査の一部として、環境社会影響評価、環境管理計画、モニタリング計画が記載されている。

- ・ 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会の設置状況に関しては、案件固有の事情で設立された委員会等はなかった(用地取得や環境管理のための委員会等、当該国の行政上配置されるべき委員会は除外)。
- ・ 「対策の検討」に関して、環境管理計画、モニタリング計画等の策定状況確認については、 環境管理計画 (EMP) はコントラクターの入札図書に添付され、EMP、環境モニタリング計画 (EMoP) の費用については、実施機関の管理費、コントラクターの契約金額の一部として計 上されることが多く見られた。
- ・ 「検討する影響スコープ」において、JICA GL で挙げられている項目を網羅
- ・ しているスコーピングが作成されている案件に関しては、全 38 案件で実施が確認されている。
- ・ GHG 排出量の算出・評価の状況の確認については、38 案件中 23 案件 で、GHG 排出量の算出・ 定量評価が行われている。天然ガスコンバインドサイクル発電所建設事業で、温室効果ガス 排出量について、排出権取引価格という市場価格が存在するため、経済的価値を算出するこ とが可能であることから、同排出量を費用として含めて経済的内部収益率の算定を行った事 例がある。
- ・ 協議ごとの参加人数は、案件によってバラつきがあった。被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に1回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。500人以上が参加した協議例も確認されているが、意味ある参加を確保するため、資料を配布することや、実施スタッフの増員等の工夫を講じるなどの工夫が行われていた。また、より多くのPAHの参加を促すため、また、PAHの理解を深めるため、当初の予定よりも協議の回数を増やすなどの事例(案件No.17,32)も見られた。
- ・ 利害が異なるステークホルダー、特に社会的弱者の意思等が十分に考慮されないリスクに対する対応策として、特定のグループのみを対象とした協議や FGD が開催された事例も複数確認された。例えば案件 No. 2 では、個別訪問によるインタビューや内職で線香を作っている人々、川で入浴している人々、三輪タクシー運転手、学校の児童等のグループを対象としたFGD を実施し、また案件 No. 32 では、非正規住民が多いコミュニティーのみを対象にした協議を別途開催した。
- ・ 38 案件中 36 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。既存の下水処理場内での案件実施等社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件等が 2 案件であった。配慮の内容としては、金銭面の補償に加えて、就業訓練・技能訓練機会の提供、雇用支援、雇用機会の提供、移転先住居への配慮が行われている。また、女性や

若年層の優先雇用、女性への銀行口座の付与(女性が補償費を受け取れるための配慮)、身体障害者を移転先住居の1階に優先的に割り当てる等の配慮事例が見られた。

- ・ ステークホルダー分析のグッドプラクティス及び、外部からの指摘事項への対応状況、社会 的弱者への配慮事例については、それぞれ本報告書の 2.2.4(9)、2.2.4(10)、2.2.4(11)に詳 述した。
- ・ 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 は、本報告書以下第4章GL改定の論点(案)で整理する。なお、違法伐採に関しては全38 件で確認されなかった。
- ・ 「非自発的住民移転」への対応状況については、非自発的住民移転が発生しない8件(No. 16, 17, 19, 22, 23, 34, 35, 37)及び開発計画調査型技術協力2件(案件No. 39, 40)の10件を除く28件を対象に分析を行った。住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語の種類に関して調査を行ったところ、全28件で実施及び実施内容が確認できた。非自発的住民移転及び生計手段の喪失への対応状況に関しては、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられている案件について調査した結果、合意が確認されている、且つ対策実施済み案件が18案件、生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されているものの、まだ実施段階には至っていない(住民移転等が開始されていない等)案件が18案件であった。
- ・ 生活水準に関しては、現地調査を実施した3案件を対象に、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかについて調査を実施した。 調査結果を以下に示す。
  - o (案件 No. 5) インド: デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3: 既に移転が完了した移転先については外部モニタリングを実施機関が現在実施中。残りは、現地調査時には移転が始まっていないため、未実施。
  - o (案件 No. 24) ベトナム:南北高速道路建設事業 (ベンルックーロンタイン間):再取得価格に基づく補償に加えて、移転後の初期基盤整備のために家畜等が希望に応じて与えられたが、最初のこの支援を行った移転対象地域で、受け取った家畜を現金化して目的外に使用したケースが散見されたとの報告があったが、収入や生活水準が以前より低下したとの報告はない。なお、以降同様の支援を実施する移転対象地域では、研修や啓蒙を強化することが確認されている。
  - o (案件 No. 36) ミャンマー:ティラワ地区インフラ開発事業:実施機関からの説明によると、港湾においては、補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意書に記載されているが、生計回復モニリング実施に際し、PAH が補償後に引っ越しており、その後の追跡調査が困難なるも、実施機関に対し要請している。送電・変電所:鉄塔部分の土地にかかる 2PAHs に対する耕作補償の支払いのモニタリングが実施され、問題なく支払われたことが確認されている(住民との合意文書有)。鉄塔建設により損失する土地の面積は極めて限定的であるため生計への著しい

影響は想定されないため、ALAP に記載されるモニタリング計画において、生計回復にかかるモニタリングの実施は含まれていない。

- o ・ガスパイプライン:補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニリング実施に当たり、3世帯は移動性の高い耕作者として生計を営んでいたため、その後の追跡調査が困難であり、結果を入手できていない港湾においては、補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意書に記載されているが、生計回復モニリング実施に際し、PAHが補償後に引っ越しており、その後の追跡調査が困難なるも、実施機関に対し要請中。また、電力においても、鉄塔部分の土地にかかる 2PAHs に対する耕作補償の支払いのモニタリングが実施され、問題なく支払われたことが確認されている(住民との合意文書有)。鉄塔建設により損失する土地の面積は極めて限定的であるため生計への著しい影響は想定されないため、モニタリング計画において、生計回復にかかるモニタリングの実施は含まれていない。ガスパイプラインの補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニリング実施に当たり、3世帯は移動性の高い耕作者として生計を営んでいたため、その後の追跡調査が困難であり、結果を入手できていない。
- ・ 「苦情処理メカニズム」の整備状況に関しては、レビュー対象 38 案件中、技術協力プロジェクト2件(案件 39,40)を除く計36件全件で整備がなされている。
  - ⇒詳細は本報告書 2.2.4(15)に詳述する。
- ・ 「先住民族」に関して、レビュー調査案件 38 案件中、1 件 (No. 32) で先住民族への影響が確認された。本案件では、インドにおける先住民である指定部族(ミゾ族、ガロ族)が住民の大多数を占めることが確認された。負の影響の回避・最小化の検討状況及び FPIC の適切な実施が確認された。
  - ⇒ [整理番号84] については、本報告書2.2.4(16)で詳述する。
- ・ 「モニタリング」に関して、モニタリング計画の作成状況は、対象外の開発計画調査型技術 協力 2 件 (No. 39, 40) と ES 借款 (No. 23, 34) を除く、全 34 件で作成済みであった。
- ・ EIA の承認状況、言語、現地での公開状況に関しては、全件で対応していることが確認できた。
- ・ EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認については、38 案件中全案件 について、審査時までには全て確認済みであることが確認された。
- ・ 大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件におけるEIA実施状況の整理に関しては、対象38案件中、大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件は、計5案件であった。
- ・ 別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示に関しては、「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性を確認した。

  ⇒本報告書 2. 2. 4(18)で詳述する。
- ・ 別紙 6 モニタリングを行う項目に関して、モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分において、全て対応が判明した案件は36件、対象外は2件であった。

対象外の2案件は開発計画調査型技術協力である。

⇒生計回復のモニタリングに関しては、本報告書 2.2.4(19)で詳述する。

モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分

- ・ EIA のモニタリング項目については工事中・供用時の区分は EIA がある案件では確認が行われている。
- ・ 環境基準値の記載については、相手国の基準値の有無によってばらつきが見られており、必ずしも記載されていない場合も散見された。しかしその後、未記載の案件については、JICAからモニタリングフォームの改善について、実施機関側に申し入れを行っている。
- ・ 38 案件中、工事着工済みのモニタリング対象案件は計 17 件あるが、そのうち 14 案件においてモニタリングレポートが提出されている。残り 3 案件は、紛争等により事業実施が困難となっている No. 38 南スーダンナイル架橋建設計画、最近工事が着工したばかりの No. 28 カメルーン・バチェンガーレナ間道路整備事業、No. 33 インド・ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)である。
- ・ 環境レビュー結果と環境モニタリング結果の乖離(モニタリング項目を審査時に確認した RAP・EIA の計画と比較して乖離を確認した)をレビューしたうち、例えば、EIA 段階では 想定されていなかった地下水位の上昇が発生し、排水路の設置を行ったこと (No. 6)、浚渫 土の土捨場予定地が不法住民に占拠され、追加の土捨場が必要となり、追加 EIA が実施され たこと (No. 11) 等が要因であった。

#### (2) 計画段階における環境・社会影響の調査・検討

計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況については、対象全 38 案件で確認された。1 案件(No. 40)は M/P 実施中であるが、環境社会影響にかかる調査は実施している。

(3) 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討

対象全38案件(現在実施中のM/P(No.40)を含む)において、代替案の検討が確認された。

(4) 検討結果のプロジェクト計画への反映

対象全38案件において、代替案検討の結果として環境社会影響が比較的小さい案件が採用されていることが確認された。

(5) 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているか

開発計画調査型技術協力を除く、全てのレビュー調査対象カテゴリA案件において、EIAもしくはESIAが独立した文書として作成されていた。この中には、相手国等ではEIAの作成及び承認が法的には必要ないものの、JICAGLの要件を満たすために作成された事例(No. 32 インド・北東州道路網連結性改善事業等)も含まれる。カテゴリA案件の場合、基本的には協力準備調査と平行してEIA調査が実施されているが、ADBとの協調融資であるNo. 24 ベトナム・南北高速道路建設事業(ベンルックーロンタイン間)およびアフリカ開銀との協調融資であるNo. 28 カメルーン・バチェンガーレナ間道路整備事業については、EIAはADB/アフリカ開銀の支援により実施・承認済みであった。なお、カテゴリB案件であるNo. 37 ベトナム・中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業は、既存の

工業団地の敷地を活用した事業であり、レンタル工業団地のみを対象とした EIA は作成されていない(工業団地全体を対象とした EIA は、本事業の開始前に作成・承認済)。

(6) 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家から なる委員会が設置されたか

レビュー対象案件のうち、案件固有の事情で設立された委員会等はなかった (用地取得や環境管理のための委員会等、当該国の行政上配置されるべき委員会は除外)。

(7)「不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響」に該当する事例

レビュー対象案件 38 案件中、個別プロジェクトに係る検討まで実施されていない開発計 画調査型技術協力 2 案件 (No. 39, 40) を除く 36 案件について分析した。

不可分一体の事業について、分析対象 36 案件中、下記に示す JICA GL の定義に基づき、不可分一体事業が確認された案件は4案件であった。そのうち1件は、案件の一部を他ドナーが実施する協調融資案件である。

No. 35 ケニア・オルカリア V 地熱発電所では、坑井掘削は実施機関が実施し、JICA 事業に含めないとしていたため不可分一体の事業とみなされた。実施機関から提供された坑井掘削事業の EIA を JICA がレビューし、JICA GL と乖離がないことを確認している。

また、実施機関に対して事業実施前の EIA 等では考慮していなかった「不可分一体事業」の有無について問いあわせたところ、対象事業のための土取り場作業、アクセス道路の設置 (工事含む)、道路建設事業における電柱の除去等が示された。これらは、そもそも円借款対象である事業コンポーネントの中に含まれている可能性があり、JICA GL の FAQ による定義にある、「JICA が協力を行わない関連事業」という箇所が十分に理解されていない傾向にある。

JICA では、国際金融公社(IFC)Performance Standard 1 の定義\*を参考に、JICA が協力を行わない関連事業 のうち、①仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。例えば、図1では、赤色の送電線部分が、JICA が協力を行う対象の事業(発電所)と不可分一体の事業である可能性があります。不可分一体事業について、JICA は、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書(住民移転計画、環境アセスメント報告書等)が JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。(JICA GL FAQ)

不可分一体事業が特定されたレビュー対象案件の概要を表 2-6 示す。

表 2-6 不可分一体事業が特定された案件のカテゴリ分類の根拠と不可分一体事業詳細

No.	案件名	環境 カテゴ	カテゴリ分類の根拠	不可分一体の事業
		IJ		
19	チュニジア国	A	火力発電セクターに該当するこ	ラデスⅢスイッチヤード事業。

		環境		
No.	案件名	カテゴ	カテゴリ分類の根拠	不可分一体の事業
		IJ		
	ラデス・コンバイ		と。	
	ンド・サイクル発			
	電施設建設事業			
				円借款対象外である既存の汚泥処分
	ウクライナ			場(既存処分場をさらに深く掘削す
22	ボルトニッチ下	A	廃棄物セクターに該当する。	る等の工事が発生)も EIA の対象と
22	水処理場改修事	Λ	光来物でクターに映画する。	なっていることを確認。また、実施
	業			機関はの施工業者に適切な環境社会
				配慮を要求することを確約
				AfDB 借款で実施される区間。(本事業
			JICAロットは国立公園等の影響を	では、バチェンガーレナ間(263.6km)
	カメルーン国		受けやすい地域に該当しないが、	は 4 区間に分けられており、JICA は
28	バチェンガーレ	A	768 名の住民移転及び用地取得予	このうち第 3 区間であるマンキンー
20	ナ間道路整備事	71	定である旨確認されている。この	ョコ間(82.1km、以下「JICA 融資区
	業		ことから、影響を及ぼしやすい特	間」)の道路舗装・建設をアフリカ開
			性に該当するため。	発銀行(以下「AfDB」)との協調融資
				(ジョイント型)で実施する。)
	ケニア国			坑井掘削の建設
35	オルカリアV地熱	A	地熱発電セクターに該当するため	
	発電所			

出典: JICA 調査団にて作成

派生的・二次的影響について、分析対象となる 35 件のうち下記に示す JICA GL の定義、派生的・二次的な影響が特定された案件は 1 案件のみ (No. 21 カンボジア国国道 5 号線改修事業 (スレアマアム-バッタンバン間及びシソポン-ポイペド間) (第一期) のみであった。

下記のとおり、派生的・二次的な影響の定義は JICAFAQ 定義されている。

JICA では、国際金融公社(IFC)の Performance Standard 1\*を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティーが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において 合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。(JICAGL FAQ) A direct impact is an impact which is caused by the project and occurs contemporaneously in the location of the project. An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, and will not include induced impacts. (Footnote 20-21, p. 18, ESF)

表 2-7 派生的・二次的な影響が特定された案件及び実施された緩和策

No.	案件名	派生的・二次的な影響	対応
		DFR段階の助言委員会において、	指摘の懸念される影響については、「廃棄物
	カンボジア国	「本事業の間接的・累積的影響とし	減量化・適正処理対策及び生活排水等によ
	国道 5 号線改修	て、道路周辺の商店や家屋が増加する	る水質汚濁対策の重要性」を最終報告書に
	事業(スレアマ	ことが予測されることから、廃棄物減	記述するとともに、審査時に実施機関を通
21	アム-バッタン	量化・適正処理対策及び生活排水等に	じて関係機関へ問題提起を行っている。
	バン間及びシソ	よる水質汚濁対策を並行して進めて	
	ポン-ポイペド	いくよう、実施機関を通じて関係機関	
	間) (第一期)	へ問題提起していく必要がある。」と	
		の指摘があった。	

出典: JICA 調査団にて作成

累積的影響について、分析対象 35 案件中、下記に示す JICA GL の定義に基づき、累積的 影響が特定された案件は2案件であった。累積的影響が特定された2案件のセクターは、 発電であった。発電セクターに該当する2案件に関しては、既存の発電に加え、本事業が 実施されることによる、大気質、水質等への累積影響を想定し、道路・港湾事業の場合は 事業実施に伴う周辺開発による累積的影響が想定された。累積的な影響を考慮した結果、 2案件の詳細を表 2-8に示す。

累積的影響についても、JICA GLの FAQ で下記のとおり説明されている。

JICA では、国際金融公社(IFC)の Performance Standard 1\*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点(例えばスコーピング時点)で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。(JICA GL FAQ)

表 2-8 累積的影響が特定された案件と実施された緩和策

No.	案件名	累積的影響	実施された緩和策
-----	-----	-------	----------

No.	案件名	累積的影響	実施された緩和策
19	チュニジア国	供用後の大気質、水質に関して、既設	検討結果より、現地国および IFC 基準
	ラデス・コンバイン	発電所との累積的影響。	を超えない見込みである。
	ド・サイクル発電施		
	設建設事業		
35	ケニア国	本事業はフェーズ 5 であることから、	地熱開発プログラムの代替案が検討さ
	オルカリア V 地熱発	同エリアでの生物多様性の保全、大気、	れている。
	電所	水質、騒音、土壌、廃棄物等のこれま	
		で影響を踏まえた今後の開発による累	
		積的影響を検討。	

出典: JICA 調査団にて作成

# (8) 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当する事例

レビュー対象案件 38 案件中、対象地域に自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域が存在する案件はなく、改変区域外であるが近隣を改変する案件は 5 案件確認された。これらを整理した結果を表 2-9 に示す。

現地調査を実施した、No. 5 インド・デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3 においては、既に部分供用を開始しており、野鳥保護区近くを通過する際には警笛を鳴らすなど、バードストライク対策が実施されていることが確認できた。また、No. 24 ベトナム・南北高速道路建設事業(ベンルックーロンタイン間)の事業地は、UNESCO認定の国立保護林であるカンゾーマングローブ保護林から約 12 km 北に位置し、本事業は同保護林周辺の移行帯(バッファーエリア)を通過するが、国内法上、移行帯における開発事業の実施は許可されている。本事業ではマングローブの植林が実施され、再植林されたマングローブは再植林後から供用後3年目まで定期的(年1回)にモニタリングが実施される予定である。No. 35 ケニア・オルカリア V 地熱発電所は、工事が既に開始されており、動物を巻き込む事故や景観等に関するモニタリングが実施されている。他の 2 案件についてはいずれも工事着工前であり、保全措置の計画及びモニタリング計画は準備されている。

表 2-9 対象地域に「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」が入る案件の詳細

	公 2 0 万家地域に 日本休後へ入口医性休後のために同たした地域」 7 7 0 米日の中間		
No	No 案件名	自然保護や文化遺産保護のために特に指定	審査時の対処結果
NO		した地域に該当する根拠	<b>番担時の別処船</b> 未
5	インド国	IUCN のウェブサイトに掲載されている情報	供用時のバードストライク等の影響を
	デリー高速輸	に基づくと、オクラ野鳥保護区の区域は	緩和するため、DMRC は、列車が Yamuna
	送システム建	Sociable Lapwing (CR:Vanellus gregarius)	川を渡河する際に、橋梁上で警笛を鳴
	設事業フェー	のインドにおける生息域の北限に近い位置	らすように車両の運転手を指導し、バ
	ズ3	にある。また一部の文献(「The birds of	ードストライクの数を定期的にモニタ
		Okhla barrage bird sanctuary」(FORKTAIL	リングすることとしている。また、野
		19 (2003): 39-50, ABDUL JAMIL URFI) によ	鳥保護区と計画路線の間には Ohkla 堰
		ると Sociable Lapwing は渡り鳥であり、保	があり、堰の上部は道路として利用さ

N	<b>去</b> (4. 5	自然保護や文化遺産保護のために特に指定	空本吐の4.45分里
No	案件名	した地域に該当する根拠	審査時の対処結果
		護区周辺地域に冬季に飛来するとされてい	れており、既に開発は進んでいると考
		る。同文献ではその他にも保護区周辺で約	えられ累積的影響を考慮した上でも、
		300種が過去に確認された旨の記載がある。	野鳥の生態への影響は大きくないと考
			えられる。
18	カンボジア国	対象事業用地の東側にトンレサップ生物圏	・事業対象地域は Zone 1 境界線に隣接
	国道 5 号線改	保存地域が存在するため。(トンレサップ生	するため、工事中は樹木伐採を必要最
	修事業(プレ	物圏保存地域はすべて完全に保護されてい	小限にとどめ、事業地周辺の生態系に
	ッククダムー	るコアエリアとなる Zone 3 と農業活動等が	ついては供用後 5 年間モニタリングが
	スレアマアム	許可されている Zone 2 及び Zone 1 がその外	実施される予定。
	間) (I)	側に設定されている。)	・事業対象地域は国立公園等の影響を
			受けやすい地域内には該当しないた
			め、自然環境への望ましくない影響は
			最小限であると想定される。
21	カンボジア国	事業対象地北側にトレンサップ生物圏頬区	MOE と JICA 調査団の協議の中で、国道
	国道 5 号線改	(TSBR) があり、国道 5 号はインフラ建設か	5 号線の ROW は TSBR を通過しないと確
	修事業(スレ	可能であるゾーン1に隣接するため。Tonle	認された。Pursat Bypass は TSBR の
	アマアムーバ	Sap湖は東南アジアで最大の淡水湖であり、	Zonel (transition zone) を通るが、
	ッタンバン間	周辺の浸水林は世界的にも野生生物保全や	開発行為は禁止されていない。水資
	及びシソポン	リサーチ対象として重要な存在である。国道	源・気象省(MOWRAM)、既存の灌漑施
	ーポイペト	5号線の Right of Way (ROW)は既に農業や居	設や水質への影響に配慮して本事業を
	間)(第一期)	住地として土地利用が進んでおり、本事業が	すすめること、とする Official Letter
		保護区を通過することはない。	が発行された。本事業のために ESIA 以
			外に追加で許認可を取る必要はない。
			工事中は施工管理コンサルタント及び
			工事コントラクターが、供用後 5 年間
			は PMU が関係機関と協力してモニタリ
			ングを行う。
24	ベトナム国	本事業地は UNESCO 認定の国立保護林である	移行帯における開発は許可されている
	南北高速道路	カンゾーマングローブ保護林から約 12 km	が、緩和策として、再植されたマング
	建設事業(ベ	北に位置し、本事業は同保護林周辺の移行帯	ローブについては、再植後から供用後3
	ンルックーロ	を通過するが、当該地域は開発における許可	年目まで定期的にモニタリングを実施
	ンタイン間)	がなされている。	する計画となっている。
35	ケニア国	本事業は事業実施予定地域がヘルズゲート	車両の速度規制やパイプラインのデザ
	オルカリア V	国立公園に隣接している。また、ヘルズゲー	インにより野生動物の生息への影響を
	地熱発電所	ト国立公園における地熱資源開発ライセン	緩和する。近隣の国立公園管理者の策
		スの関連性について確認し、オルカリアVの	定する Ecosystem Management Plan に

No	案件名	自然保護や文化遺産保護のために特に指定 した地域に該当する根拠	審査時の対処結果
	地熱開発に問題がないことが確認済みであ る。		沿った緩和策・モニタリングの実施。

出典: JICA 調査団にて作成

## (9) コンサルテーション・ステークホルダー分析のグッドプラクティス

現地ステークホルダーとの協議にかかる JICA GL の記載は、表 2-10 に示すとおりである。

表 2-10 現地ステークホルダーとの協議にかかる JICA GL 規定

No	2.4 現地ステークホルダーとの協議
1.	より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ
	幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は
	協力事業によって相手国等を支援する。
2.	JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、
	相手国等と協議し合意する。
3.	JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に
	留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。
4.	JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の
	検討について早い段階から相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行うよう働きかけるとともに、
	必要な支援を行う。
5.	JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に
	働きかける。
6.	現地ステークホルダーとの協議を行った場合は協議記録を作成するよう、JICA は相手国等に働きかけ
	<b>ప</b> 。

出典: JICA GL、p.7

レビュー対象のカテゴリA案件のうち、JICAの支援を通じてEIAが作成されている案件については、基本的にスコーピング段階およびEIAのDFR段階で協議が実施されている。No. 24ベトナム・南北高速道路建設事業(ベンルックーロンタイン間)およびNo. 28カメルーン・バチェンガーレナ間道路整備事業の協調融資では、JICA支援が開始する以前にEIAが作成済であり、ADBやAfDB支援で適切なコンサルテーションが実施されたことを審査時に確認している。また、同じくEIAが事前に作成、承認済であったNo. 16バヌアツ・ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業では、EIA作成時のステークホルダー協議の出席者が援助機関(AusAID、JICA)、政府機関、自治体に限定されていたため、協力準備調査の実施中に二回のステークホルダー協議を実施している。

また、今回レビュー対象とした 38 案件のうち、2 案件がカテゴリ B であるが、そのうちの No. 36 ミャンマー・ティラワ地区インフラ開発事業 (フェーズ 1) (第二期) においては、相手国で住民協議を義務付ける EIA 法が成立する前であったが、EIA や RAP にかかる住民協議が実施されている。特に、同案件のサブプロジェクトである港湾拡張事業につい

ては、スコーピング段階でのステークホルダー協議は実施されていないものの、JICA の働きかけにより、調査団の支援のもと、RAPにかかる協議が開催された経緯がある。

レビュー対象の38案件から、コンサルテーションの好事例が確認できた案件を整理した結果は表2-11に示すとおりである。これらは全て、計画段階における住民協議の実施状況から抽出したものである。コンサルテーションの好事例として、ステークホルダーが可能な限りステークホルダー協議(Stakeholder Meeting、以下"SHM")に参加できるように、開催回数や開催場所を多く設定しきめ細やかに SHM を実施している事例や、開催日時・場所等を事前協議している事例があった。また、SHM で意見を効果的に把握するために、住民協議に加えてフォーカスグループディスカッション(Focus Group Discussion、以下"FGD")等の実施や専門集団の参画を求めている事例も確認された。

表 2-11 コンサルテーションの好事例概要

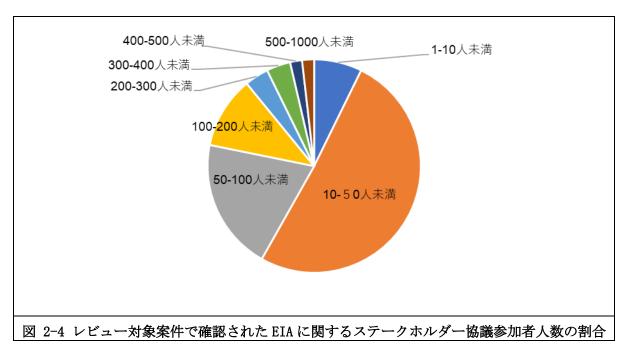
No	案件名	分類	内容			
1	ウズベキスタンナボイ火力	SHMの追加実施	当初計画の SHM を実施した結果、情報が不十			
	発電所近代化事業		分であると判断し、追加インタビュー及び追			
			加 SHM を実施			
17	ハノイ市環状 3 号線整備事		住民からの要望に答えて説明会の開催回数			
	業(マイジックータンロン		を追加			
	南間)					
32	北東州道路網連結性改善事		住民からの要望に答えて説明会の開催回数			
	業(フェーズ1)(第一期)		を追加			
5	デリー高速輸送システム建	開催日時、場所等の事	開催日時、場所等について、該当地区の住民			
	設事業フェーズ3	前協議	福祉協会、商店主協会と事前協議を実施			
23	ジャムナ鉄道専用橋建設事	きめ細やかな SHM の実	2017 年 6 月から 83 回のコンサルテーション			
	業 (ES)	施	(住民協議、FGD、一対一の面談) を実施			
29	レンガリ灌漑事業(フェー		2012 年 10 月~2013 年 11 月の間に 507村			
	ズ2)		を対象に 132 地点において開催			
32	北東州道路網連結性改善事		非正規住民が多いベンガリコミュニティー			
	業(フェーズ1)(第一期)		を対象にした協議を別途開催			
2	ケラニ河新橋建設事業	住民意見の計画への反	EIA や RAP 作成過程において様々な手段によ			
		映	るステークホルダー協議を複数回実施し、日			
			雇い労働や零細自営業者に対する支援を生			
			計回復計画に盛り込む、工法の再検討により			
			25 件の家屋移転を回避、などが実現			
4	ティラワ経済特別区 (Class		DFR 段階のステークホルダー協議で、悪臭等			
	A 区域)開発事業		に対する緩和策の実施等についての要望を			
			DFR に反映			
32	北東州道路網連結性改善事		住宅密集地での大規模住民移転を避けるた			
	業(フェーズ1)(第一期)		め、主要な4村落については既存道路の拡幅			

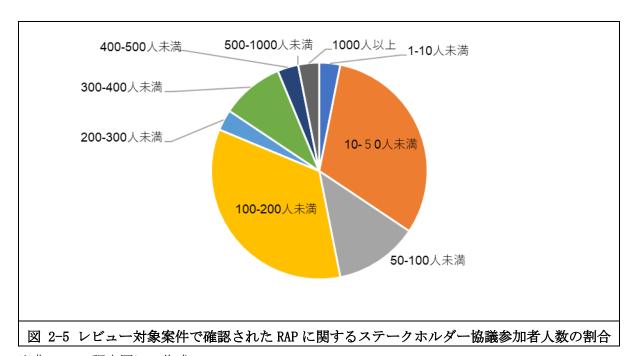
No	案件名	分類	内容
			ではなくバイパス新設で対応
2	ケラニ河新橋建設事業	多様な会議形態	住民協議に加え、個別訪問によるインタビュ
			ーや内職で線香を作っている人々、ケラニ川
			で入浴している人々、三輪タクシー運転手、
			学校の児童等のグループを対象とした FGD も
			実施
5	デリー高速輸送システム建		アライメント沿いでの非公式説明会、住民グ
	設事業フェーズ3		ループ、商店、スラム居住者などとの FGD な
			どを実施
7	カチプール、メグナ、グム		PAPs の要求事項の詳細把握や補償費、補償過
	ティ第 2 橋建設及び既存橋		程や補償費算出のために様々なステークホ
	改修事業		ルダーと複数回のコンサルテーションを実
			施
9	マタバリ超々臨界圧石炭火		FGD の実施
	力発電事業(I)		
23	ジャムナ鉄道専用橋建設事		広範囲のステークホルダーからの要望を効
	業 (ES)		果的に把握するために、集会形式だけではな
			く、FGDや個別の聞き取りを実施
24	南北高速道路建設事業(ベ		女性世帯や障害者世帯など社会的弱者を含
	ンルックーロンタイン間)		む世帯に対しては別途協議を設けて特別支
			援の説明を実施
26	ムンバイメトロ 3 号線建設		非公式の説明会、公衆説明会、FGD、個別面
	事業		談を実施
30	南北通勤線鉄道事業(マロ		FGD の実施
	ロス - ツツバン)		
31	アーメダバード・メトロ事		市レベルでの説明会の開催に向けて、戸別訪
	業(第一期)		問から居住区毎の説明会、FGD 等を段階的に
			経て実施
33	ムンバイ湾横断道路建設事		RAP に関して非公式なグループ説明会、ステ
	業(第一期)		ークホルダーミーティング、FGD(住民、商
			業者、スラム住民を含む)、社会経済調査を
			通じた個別面談、主要な情報提供者との議論
10	3.5.5.5.5.5.5.MHBM/ L4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		の手順で実施
40	ヤシレタダム湖隣接地域総		公聴会の開催、協議、個々面談が実施
	合開発調査プロジェクト	A.W.A. A. U. / HR 45	. 0
11	パッシグ - マリキナ川河川	多様な主体(専門集団	パッシグ川再生委員会などの関係機関や NGO
10	改修事業(III)	等)の参画	などから27名が参加
16	ポートビラ港ラペタシ国際		関連する政府機関、自治体、部族長、海運業

No	案件名	分類	内容
	多目的埠頭整備事業		者、湾の利用者(漁業関係者、石油会社、リ
			ゾート、ホテル・観光業者)、NGO を特定し、
			招待

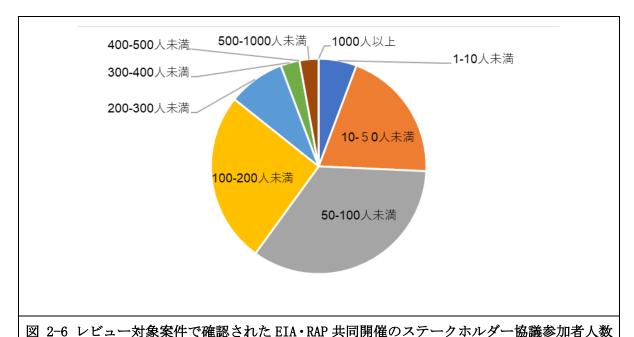
レビュー対象案件 38 案件のうち EIA や RAP が作成されている案件について、それぞれ EIA/RAP/EIA・RAP 共同開催のステークホルダー協議の 1 回当たりにおける参加者人数の 割合を確認した。

- EIA に関するステークホルダー協議では、10人以上50人未満が最も多く、約50%であり、 100人未満の参加者は全体の約78%を占める。
- RAP に関するステークホルダー協議では、100 人以上 200 人未満が最も多く、約 34%であった。100 人未満の参加者は全体の約 47%、200 人未満は 81%を占める。
- EIA・RAP 共同開催のステークホルダー協議では、50 人以上 100 人未満が最も多く、約 34%であり、100 人未満の参加者は全体の約 60%を占める。
- いずれのステークホルダー協議においても、10 人未満と非常に少数の参加が確認され、 RAP に関するステークホルダー協議では、1000 人以上と非常に多くの参加者も確認され た。
- ・ 被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に 1 回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。特に線形インフラ案件では、工業団地開発等に比べて被影響住民が広範囲に存在するため、一回の人数が少なくなったとしても、住民がアクセスしやすい場所で複数回の協議を開催することが望ましいと考えられる。また、一箇所に被影響住民が集中している事例においても、被影響住民が多い場合は複数回に分けて開催する、あるいは広い会場で開催する場合には、プロジェクターが参加者全員に見えない場合も考えられるので、資料を配布することや、実施スタッフの増員等を講じるなどの工夫が見られた。また、質疑応答の時間にも限りがあることから、参加者の意見を吸い上げるための、フォローアップが必要である。





出典: JICA 調査団にて作成



の割合

・ ステークホルダー分析の手法としては、マトリックス、ダイヤグラム、ブレーンストーミング等、様々な手法を適用している事例が見られた。例えば、プロジェクトの早期段階において、関係者でブレーンストーミングを行い、①プロジェクトに影響を与える、もしくは権限を持った人、②プロジェクトの成功・失敗に関心・興味があるもしくは影響がある人の観点から事業のステークホルダーを洗い出す作業が実施された案件がある。マトリックスやダイヤグラムなども、こうして洗い出されたステークホルダー同士の力関係や利害関係を整理して理解するのに役立つ手法である。ステークホルダー分析の実施が確認されたのは 38 件中13 件であり、そのうち8件についてはステークホルダー分析の手法が確認された。これらの事例は表 2-12 に示すとおりである。なお、No.1 ウズベキスタン・ナボイ火力発電所近代化事業及び No.3 同国トゥラクルガン火力発電所建設事業については、ステークホルダーの特定のために環境影響範囲に係る数値計算結果を活用した事例が見られた。ステークホルダー分析の段階で環境影響範囲の推定に必要なデータ(気象条件等の環境情報)が得られる場合には、有効な検討手法と考えられる。

表 2-12 ステークホルダー分析の事例

X = 22 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3				
No	案件名	分類	内容	
7	カチプール、メグナ、グム	多様な手法の適用	マトリックス、ダイヤグラム、ブレーンスト	
	ティ第 2 橋建設及び既存橋		ーミング、FGD、パブリックコンサルテーショ	
	改修事業		ンを実施	
9	マタバリ超々臨界圧石炭火		同上	
	力発電事業(I)			
15	カイロ地下鉄四号線第一期		ブレーンストーミングを実施	
	整備事業			

No	案件名	分類	内容
26	ムンバイメトロ3号線建設		非公式の説明会、公衆説明会、FGD、個別面談
	事業		等
29	レンガリ灌漑事業(フェー		PRA、マッピング、マトリックス、ダイヤグラ
	ズ2)		ム、FGD、村での会合、個別議論
31	アーメダバード・メトロ事		直接影響及び間接影響を考慮し、個別面談、
	業(第一期)		公衆説明、FGD、関係機関との協議
4	ティラワ経済特別区 (Class) 複数機関との協議		関連政府機関、地方自治体、コミュニティー
	A 区域)開発事業		との相談
40	ヤシレタダム湖隣接地域総		農牧省農業普及局(DEAg)事務所、地方自治体、
	合開発調査プロジェクト		地方自治体の調査、地方住民との相談

## (10) 外部からの指摘事項への対応

外部から指摘があった事項については表 2-14 に示すとおりである。外部からの指摘については、異議申立が 3 案件 (No. 4, 12, 26) に対し 4 件、環境影響にかかる指摘が 2 件 (No. 6, 19)、事業内容や影響についての質問が 3 件 (No. 31, 36, 38) の合計 8 案件が確認された。 4 件の異議申立のうちの 3 件 (No. 12, 26) については、表 2-14 に示した理由により却下された。 1 件 (No. 4) については異議申立審査役が調査を行い、その結果、GL 違反は確認されなかったが、審査役が GL の理念等を踏まえた対応を促進するために問題解決に向けた助言を行った。

表 2-14 外部からの指摘の概要

	.1.11	次と1年 / F時からりが1月1間がMX女	
No	案件名	事例	
4	ティラワ経済	・2014年6月2日付の異議申立を同年6月6日に受領	
	特別区(Class	i. 申立人が主張した被害:住民移転による、農地又は農地へのアクセスの喪失、生計手段の喪	
	A 区域) 開発事	失、貧困化、教育機会の喪失、並びに移転先における基準を満たさない住宅及び基本インフラ、	
	業、及びティラ	十分な量の清潔な水へのアクセスの喪失。	
	ワ経済特別区	ii. 申立人が主張したガイドライン違反: 移転に関するJICAガイドラインの基準や、国際基準	
	(2000ha) 開発	やベスト・プラクティス (JICAガイドラインの2.6.3) が満たされていない。	
	事業	iii. 検討結果: 2014年7月4日に手続開始を決定。	
		iv. 調査結果:ガイドライン不遵守の事実は確認されなかったが、異議申立審査役より、状	
	の改善及び問題の再発防止に向けて11点の提言や要求がなされた <sup>1</sup> 。詳細については20		
		月4日付報告書2を参照のこと。	
		・NGO(FoE Japan,メコンウォッチ等)から住民移転地における農地不足等にかかる指摘があ	
		ったが、実施機関がコミュニティで使用できる土地を提供するなどして対応を行っている。	

<sup>1</sup> 異議申立審査役年次活動報告書(2014年度)、ミャンマー連邦共和国「ティラワSEZ開発事業」への異議申立に係る検討結果(2014年7 日4日)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>「ミャンマー連邦共和国ティラワSEZ開発事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」 https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/report\_mya01\_141105.pdf

No	案件名	事例	
6	ダッカ都市交	・EIA 段階では想定されていなかった water logging (地下水位の上昇による湛水化) の問題が、	
	通整備事業(I)	北側のデポの周辺住民から指摘された。実施機関がコンサルタントを現地に派遣し、排水のた	
		めの水路を設置したことにより問題は解決した。	
12	新ボホール空	・2015年5月25日に異議申立を受領	
	港建設及び持	i. 申立人が主張した被害:サンゴ礁や魚等の自然環境に損害を与える。またそれによって水産	
	続可能型環境	業や観光業に悪影響を与える。	
	保全事業	ii. 申立人が主張したガイドライン違反: 適切なコンサルテーション、EIA、EMPの実施及びフ	
		ィリピンの法規制の遵守が無いままにスコープが拡大されている。	
		iii. 検討結果:2015年6月26日に異議申立を却下	
		iv. 却下理由:異議申立の対象と考えられる仮設桟橋は、フィリピン運輸通信省(DOTC)の認	
		可が得られなかったために建設されないことが確認された。 <sup>1</sup>	
19	ラデス・コンバ	・大気汚染物質(NOx、SOx)の発生が外部から指摘された。	
	インド・サイク		
	ル発電施設建		
	設事業		
26	ムンバイメト	・2015年1月26日付の異議申立を同年2月3日に受領。	
	口 3 号線建設	i. 申立人が主張した被害:車両基地の建設のための樹木の伐採と移植により、地域の生物多様	
	事業	性と生態系に悪影響を及ぼす。	
		ii. 申立人が主張したガイドラインの違反項目: 2.1、2.3、2.4、2.5、2.6。	
		iii. 検討結果: 2015年3月10日に異議申立を却下	
		iv. 却下の理由:①公共用地である緑地の工事開始につき、森林局の許認可が未了となってお	
		り、インド国内の手続中に何らかの意思決定を行うことは適切ではないこと、②申立人と事業	
		実施機関や当事者との対話が初期の段階で現在進行中であり、論点の明確化と解決を見出すた	
		めの対話が十分でないことより、異議申立手続の開始は時期尚早 <sup>2</sup> と判断された。	
		0015年0日00日4の田業中本大日午0日5日177 25	
		・2015年8月30日付の異議申立を同年9月7日に受領 i. 申立人が主張した被害: 駅建設のための樹木の伐採と移植により、地域の生物多様性と生態	
		1. 中立人が主張した依否・派建設のための個本の民様と移植により、地域の主物多様性と生態 系に悪影響を及ぼす。	
		Ti. 申立人が主張したガイドラインの違反項目:2.1、2.3、2.4、2.5、2.6。	
		iii. 検討結果: 2015年10月6日に異議申立を却下	
		iv. 却下理由:住民からの申し出を受けて、実施機関が、関係者と協議の上、当初計画を変更	
		し、地下鉄駅の建設予定地が公園とは重ならなくなくなっており、申立人が主張するような公	
		園の樹木の伐採は一切なされない。 <sup>3</sup>	
31	アーメダバー	・PAH や一般住民からモニタリングプロセスや結果について質問があり、実施機関からデータ	
		の提供が行われた。	

1 フィリピン共和国「新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業」への異議申立に係る却下通知及び検討結果(2015年6月26 日)
<sup>2</sup> インド国「ムンバイメトロ3号線建設事業」への異議申立に係る却下通知及び検討結果(2015年3月10日)

<sup>3</sup> インド国「ムンバイメトロ3号線建設事業」への異議申立に係る却下通知及び検討結果(2015年10月6日)

No	案件名	事例
	(第一期)	
36	ティラワ地区	メコンウォッチから 2017/8/28 付で JICA 宛の要請書が提出されており、ティラワ SEZ 開発を本
	インフラ開発	件の不可分一体の事業と理解し、ティラワ SEZ 開発の影響を含めたカテゴリ分類について指摘
	事業 (フェー	があった。JICA は、周辺インフラ整備はヤンゴン市を含む SEZ 周辺にも裨益するものであり、
	ズ1)	SEZ 本体と不可分一体事業ではないと回答した。
38	ナイル架橋建	土砂廃棄物が発生した際の投棄場所に関して問い合わせがあった。これを受け、実施機関は投
	設計画	棄場所を住民の居住地から離れた遠隔地にすることを決定した。

## (11) レビュー対象案件の社会的弱者への配慮の整理

38 案件中36 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。既存の下水処理場内での案件実施等社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件等が2案件であった。

社会的弱者に対する配慮の計画について、全般的には所得、食費、医療費等に係る金銭面の補助が多くみられた。その他、特徴的な配慮が見られた事例を表 2-13 に示す。社会的弱者への配慮の計画として、就業訓練・技能訓練機会の提供、雇用支援、雇用機会の提供、移転先住居への配慮が見られた。配慮の対象の視点からは、女性の優先雇用、女性への銀行口座の付与(女性が補償費を受け取れるための配慮)、身体障害者を移転先住居の1階に優先的に割り当てる等の配慮事例が見られた。

表 2-13 社会的弱者への配慮の計画の事例(金銭補償のみの事例を除く)

	及 Z 10 正天中399年	
No	案件名	事例
1	ウズベキスタンナボイ火力	公的生計回復プログラム受講支援、職業訓練・雇用機会の提供
	発電所近代化事業	
4	ティラワ経済特別区 (Class	生計回復支援プログラムの実施
	A 区域)開発事業	
5	デリー高速輸送システム建	FGDの実施
	設事業フェーズ3	
7	カチプール、メグナ、グム	工事の優先雇用、技能訓練
	ティ第 2 橋建設及び既存橋	
	改修事業	
8	国道 5 号線改修事業(バッ	生計回復支援プログラムの実施、土地の無償譲渡等
	タンバンーシソポン間)	
9	マタバリ超々臨界圧石炭火	優先雇用
	力発電事業(I)	
10	中部ルソン接続高速道路建	職業訓練
	設事業	
11	パッシグ - マリキナ川河川	マイクロバスによる交通の補助、身体的・医療的に特別なケアを必要と

No	案件名	事例
	改修事業(III)	する人への看護師やソーシャルワーカーの派遣
14	マンディンバーリシンガ間	性別(女性)に配慮した優先雇用
	道路改善事業	
15	カイロ地下鉄四号線第一期	職業訓練、雇用支援、公的機関が提供するサービスの受給支援
	整備事業	
18	国道 5 号線改修事業(プレ	生計回復支援プログラムの実施
	ッククダムースレアマアム	
	間) (I)	
20	サンミゲル市バイパス建設	家屋の建設・提供
	事業	
21	国道 5 号線改修事業(スレ	生計回復支援プログラムの実施
	アマアムーバッタンバン間	
	及びシソポンーポイペト	
	間)(第一期)	
23	ジャムナ鉄道専用橋建設事	感染症や人身売買に関する意識啓発
	業 (ES)	
24	南北高速道路建設事業(ベ	家屋建設
	ンルックーロンタイン間)	
26	電力セクター能力強化事業	職業訓練
	(ES 借款)ムンバイメトロ 3	
	号線建設事業	
27	洪水リスク管理事業(カガ	職業訓練、雇用支援
	ヤン・デ・オロ川)	
28	バチェンガーレナ間道路整	補償手続支援、家屋再建設の資材及び建設等の支援、医療支援、異議申
	備事業	し立て支援、女性の雇用支援等
29	レンガリ灌漑事業(フェー	FGD の実施、指定カースト向けに一般的に実施されている「The Tribal
	ズ2)	Sub-Plan Approach」の実施
30	南北通勤線鉄道事業(マロ	医療サービス提供
	ロス - ツツバン)	
31	アーメダバード・メトロ事	職業訓練、移転先住居の優先選択権(身体障害者は1階、隔離された集
	業(第一期)	落は隣人を選択可)、文盲者への視覚情報提供
32	北東州道路網連結性改善事	女性の ID カード及び銀行口座の所有により女性本人が補償受け取りを
	業(フェーズ1)(第一期)	可とする、女性の生計回復支援、女性の雇用機会の提供、宿舎を含む工
		事現場における女性への配慮
33	ムンバイ湾横断道路建設事	地域運用ファンドの優先融資権の付与
	業(第一期)	
34	ジャカルタ都市高速鉄道東	移転先住居・キオスクの提供
	西線事業 (ES)	

## (12) 「重要な自然生息地」に該当する事例

レビュー対象案件 38 案件中、事業実施区域に重要な自然生息地 ¹に該当する事業が 5 案件確認された。これらは表 2-14 に示すとおりである。いずれの案件についても、著しい転換・劣化を伴うものではなく、保全計画策やモニタリング等の対策が計画されている。環境モニタリングが実施されている、No. 12 フィリピン・新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業では、生物多様性保全計画が 2018 年 6 月より実施されることが質問票より確認された。No. 29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ 2 では、Phase 1 時に作成された Wildlife Management Plan に基づき、Phase 2 用計画を現在作成中であり、同プランによる緩和策の実施が予定されていることを確認された。他 3 件の事業はいずれも環境モニタリング実施前であるが、保全措置の計画及びモニタリング計画の準備が行われている。

表 2-14 重要な自然生息地に該当すると考えられる根拠

No.	国名及び案件	重要な自然生息地に該当する根拠	審査時の対処結果	
NO.	名	里安は日然生心地に成ヨりる似拠	田上町 の内だ 加木	
12	フィリピン国	事業実施区域には自然植生が残存しており、	生物多様性調査結果や各種法令の許可	
	新ボホール空	同区域にはフィリピン国法令により貴重種	の状況を踏まえ、植栽樹木の種類や植栽	
	建設及び持続	に指定されている保護種が 2 種生育してい	の位置、スケジュールや予算につき実施	
	可能型環境保	る。また、事業地内には法令で保護されてい	機関が生物多様性保全計画を策定し、同	
	全事業	るココナツや実のなる樹木も存在している	計画を実施する。	
		と考えられるため。		
20	エルサルバド	事業サイトにおいて確認された 61 科目 147	本事業対象地及びその周辺に絶滅の危	
	ル国	種の植物のうち、1 種(Lonchocarpus	機にある樹木が存在するが、可能な限り	
	サンミゲル市	phaseolifolius) が IUCN Red List of	それらは避けるとともに、回避不可の場	
	バイパス建設	Threatened Species (2011) for El Salvador	合には同種の植林や移転等必要な措置	
	事業	による「critically endangered」(絶滅危	を行う。その他の植物相、動物相に重大	
		惧 IA類)に分類されているため、重要な自	な影響は生じない見込み。	
		然生息地に該当する。		
33	インド国	本事業の一部が、バードライフ・インターナ	・当該生息地の生物多様性の価値を損な	
	ムンバイ湾横	ショナルが指定する Important Bird Area	わないこと(工事中に一時的にフラミン	
	断道路建設事	に当たる干潟(Mahul-Sewri Creek)を通過	ゴ等の鳥類は別の場所(Thane Creek の	

<sup>1</sup> JICA GL FAQ によると、世界銀行のセーフガードポリシー、ならびに国際金融公社 (IFC)のパフォーマンススタンダードの定義を参考に、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられる。また、重要な森林は、重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものとの認識がある。重要な自然生息地とは、

<sup>1.</sup> 生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。

<sup>(1)</sup> 国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature:IUCN)のレッドリストにおける「絶滅危惧 IA 類 (CR)」及び「絶滅危惧 IB 類 (EN)」に該当する種にとって特に重要な生息地(2) 地域固有種及び/または生息地域限定種にとって特に重要な生息地(3) 回遊性種及び/または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地(4) きわめて危機的な及び/または独特な生態系(5) 重要な進化のプロセスに関連している地域

<sup>2.</sup> 上記1項で規定する地域以外の類例として、例えば、伝統的地域コミュニティーによって保護されるべき存在として定義される地域。

No.	国名及び案件 名	重要な自然生息地に該当する根拠	審査時の対処結果
	業(第一期)	するが、本事業はフラミンゴ等鳥類の生息地	サンクチュアリや、周辺の干潟等が想定
		に著しい影響を与えるものではなく、また鳥	される) へ移動すると考えられる。工事
		類に配慮した橋梁形式や遮音壁等の緩和策	終了後、餌場等の生息環境に変化がなけ
		を実施することより、自然環境への望ましく	れば、再びセウリに戻ってくると考えら
		ない影響は重大でないと想定される。	れる。)
			・長期的で効果的なモニタリングと評価
			を実施する。
16	バヌアツ国	本案件は、埋立予定地には塊状サンゴ 127 群	・ユビエダハマサンゴの高被度群生は、
	ポートビラ港	体、枝状サンゴ約 20m²が確認されているが、	浅所が限られているポートビラ湾域で
	ラペタシ国際	当該地域が重要な自然生息地に該当するか	は稀少な存在で生育条件が限られるた
	多目的埠頭整	否かは確定できないため、部分的に該当とし	め、塊状ハマサンゴにあわせて適切な海
	備事業	た。	域へ移設する。
			<ul><li>モニタリングを実施する。</li></ul>
40	パラグアイ国	調査対象地の一部は湿地帯や氾濫原であり、	・F/S において EIA に係る検討が実施さ
	ヤシレタダム	IUCN 上の絶 滅危惧第二種 (WI 種) 等が生息	れるため、その中で明らかにされると考
	湖隣接地域総	する。同地域は保護区域となっているが、そ	えられる。
	合開発調査プ	の後パラグアイ政府と JICA との協議におい	
	ロジェクト	て、F/S 対象地域外として整理された。	
		*なおその後の協議の結果、保護区が JICA	
		協力による FS 対象地域から外れる可能性が	
		高い。	

# (13) 環境レビュー段階の想定被影響住民数とモニタリング段階における被影響住民数の変化状況

レビュー対象案件 38 件中、被影響住民数が増加しているのが 7 案件、減少しているものが 3 案件であった。被影響住民数が増加した理由としては、主に詳細設計による事業デザインの変更、影響を与える範囲の明確化等である。

#### (14) 土地補償の再取得価格について言及がされている案件

非自発的住民移転が生じる全案件で、RAP 及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認している。

## (15) 苦情処理メカニズムが設立されている案件

レビュー対象案件で苦情処理メカニズムが計画されている案件数は 38 件中 32 件である。 苦情処理メカニズムが計画されていない案件は開発計画調査型技術協力のように個別事業の検討段階ではない案件である。

苦情処理メカニズムは住民がアクセスしやすい村落レベルから地方自治体レベル、さらに その上位の県や省レベルと、様々な段階での窓口が設置され、解決しなければより上位の メカニズムを活用できる仕組みが一般的である。また、多くの案件では、苦情処理メカニズムの裁定に不服の場合、住民は司法プロセスでの解決を求めることも認められている(苦情処理メカニズムへの参加は、他の手段での問題解決を試みることを妨げない)。その他、特徴的な配慮が見られた事例を抽出、整理した結果を表 2-15 に示す。当該国の既存の司法プロセスとは別の事業独自の苦情処理メカニズムの設立(既存の司法プロセスが手続きに時間を要し、必ずしも現地住民に信頼されているとは限らない等の理由による)、苦情処理委員会への被影響住民や女性、部族代表、NGO等の参画、苦情処理メカニズムの利用性の向上が確認された。

表 2-15 苦情処理メカニズムで特徴的な配慮が見られた事例

No	案件名	分類	ースムで特徴的な配慮か見られた事例 内容
4	ティラワ経済特別	事業独自の苦情処	当初は RWP で計画されていたとおり、地方政府(village
	区 (Class A 区域)	理メカニズムの策	tract, township) 経由で Relocation Implementation
	開発事業	定	Sub-committee/Income Restoration Program Implementation
			Sub-committee 実施機関 Thilawa SEZ Management Committee
			(TSMC)、Yangon Region Government、または裁判所で解決す
			る仕組みになっていたが、2017 年 11 月頃以降は Thilawa
			Complaints Management Procedure (TCMP)でTSMC及びMyanmar
			Japan Thilawa Development Limitedが窓口を担当しており、
			住民移転、補償、生計回復、その他社会影響など様々な苦情
			について取りまとめられている。苦情の記録データベース化、
			一般的な返答期間も設定されており、苦情対応進捗について
			もウェブサイトで公開されている。
6	ダッカ都市交通整		苦情に迅速に対処するため、バングラデシュの司法プロセス
	備事業 (I)		に基づかない、地域コミュニティーベースの苦情処理委員会
			が、事業対象地のワード毎に設置される。
7	カチプール、メグ		苦情に迅速に対応するため、司法プロセスとは別の地域コミ
	ナ、グムティ第 2		ュニティベースの苦情処理委員会事業対象地の村評議会
	橋建設及び既存橋		(Union/Word) 毎に設置される。
	改修事業		
9	マタバリ超々臨界		現地国で定められている GRM に加えて、事業者でもプロジェ
	圧石炭火力発電事		クトレベルの GRM を確立
	業(I)		
15	カイロ地下鉄四号		国内法での苦情処理体制は補償費支払いや移転完了まで存続
	線第一期整備事業		しないため、事業者が窓口となり体制を補完
			国内法に基づかない補償や支援等については事業実施機関が
			対応
20	サンミゲル市バイ		事業アライメントの主要箇所にコンサルタントが開く事務所
	パス建設事業		で苦情の受付・処理・記録が実施される
33	ムンバイ湾横断道		漁業補償のために新規の苦情処理メカニズムを設置

No	案件名	分類	内容
	路建設事業(第一		
	期)		
2	ケラニ河新橋建設	苦情処理委員会の	苦情処理委員会は NGO、Community-Based Organization (CBO)
	事業	メンバー構成の配	等の外部人材を含めて構成されている。
6	ダッカ都市交通整	慮	苦情処理委員は非影響住民代表男女各1名、移転実施補助NG0
	備事業(I)		が含まれる。
7	カチプール、メグ		苦情処理委員は非影響住民代表(女性が苦情申し立者の場合
	ナ、グムティ第 2		は女性の住民代表)が含まれる。
	橋建設及び既存橋		
	改修事業		
26	ムンバイメトロ 3		苦情処理委員は NGO が含まれる。
	号線建設事業		
27	洪水リスク管理事		苦情処理を担当する移転実施委員は NGO、PAP が含まれる。
	業 (カガヤン・デ・		
	オロ川)		
29	レンガリ灌漑事業		苦情処理委員会の委員構成の配慮 (住民女性・指定カースト・
	(フェーズ 2)		NGO の代表者を含める)
31	アーメダバード・		苦情処理委員は PAP 代表、女性代表、NGO が含まれる。
	メトロ事業(第一		
	期)		
32	北東州道路網連結		苦情処理委員は住民代表である Village council を含む
	性改善事業(フェ		
	ーズ1)(第一期)		
38	ナイル架橋建設計		苦情処理委員は移転住民の部族代表が含まれる。
	画		
6	ダッカ都市交通整	苦情処理メカニズ	用地取得 NGO が申請手続の支援を行う。
	備事業 (I)	ムの利用性の向上	
15	カイロ地下鉄四号		非識字者等への申請手続きの支援
	線第一期整備事業		
27	洪水リスク管理事		窓口はバンガライ地区長であるが、直接移転実施委員会に苦
	業 (カガヤン・デ・		情を申し立てることも可能
	才口川)		
32	北東州道路網連結		口頭・現地語での苦情申し立てを可能とし手続とする
	性改善事業(フェ		
	ーズ1)(第一期)		
33	ムンバイ湾横断道		事業者が PAPs の日頃の苦情に対処する係官を配置
	路建設事業(第一		ムンバイ側(セウリ区間)、ナビ・ムンバイ側で適用する用地
	期)		取得・住民移転にかかる法的枠組みが異なるが、PAPs が両者

No	案件名	分類	内容
			の間をたらい回しにされることがないように事業者が申し入
			れを実施
33	ムンバイ湾横断道		事業者のワンストップサービスが窓口を担当
	路建設事業(第一		
	期)		

## (16) IPP の作成状況

JICA 案件では IPP の作成が未だ少なく、主に森林案件で作成された実績が比較的多い。今回のレビュー対象案件では、先住民族の存在が確認されたのは38件中1件であったが、IPP は作成されていなかった。先住民族の存在が確認されたのはNo. 32 インド・北東州道路網連結性改善事業(フェーズ1)(第一期)で、事業対象地域には世銀0P4.10の「先住民族」の定義に該当する Scheduled Tribe (ST) が存在する。JICA GL では、先住民族への対策を要する案件の場合、先住民計画案を作成する必要があるが、世銀の0P4.10は、先住民族は他から区別された、脆弱な、社会的・文化的な集団一般を指し、以下のような特徴をさまざまな度合いで有するものと定義されている(World Bank 0P4.10 July 2005)。

- a. 他から区別される一個の先住文化集団の成員であるというアイデンティティの 自認と、このアイデンティティの他からの認識。
- b. 対象プロジェクトのエリア内の、地理的に区画された居住地、あるいは祖先伝来 のテリトリーとの、加えて該当の居住地あるいはテリトリー内の天然資源との、 集団としての結びつき。
- c. 主流な社会および文化とは異なった、慣習的な文化、経済、社会、また政治的な制度、及び、
- d. 国または地域の公式の言語とはしばしば異なる、土着の言語。

インド北東州事業の対象地域の被影響住民は、ミゾ族(国道 54 号線)・ガロ族(国道 51 号線)としてのアイデンティティや固有の言語を所持するという点で、上記定義を一部満たしている一方、ミゾ・ガロ族住民が大多数である事業実施地域においては、「主流な社会および文化とは異なった制度」の下に生活しているとはいえない。インド国内の手続き上、ミゾ族やガロ族を含む指定部族は先住民族として扱われているが、本事業においては、被影響住民のほぼ全員がミゾ族であること、また彼らが一般住民と同じ生活様式や生活水準を維持していることが社会経済調査にて確認されていることを鑑み、IPPを別途作成するのではなく、住民移転計画の中に先住民族計画の要素を含めることとし、協議においてFree、Prior、Informed Consultationを通じた配慮を行っている(ADBや世銀が同州にて行っている事業においても、IPPの要素を反映したRAPが作成されている)。

他方、第一期のレビュー対象案件ではないが、NO.42 ケニア・タンザニア連携送電線事業では IPP が作成されている。作成の背景は、プロジェクトサイトに先住民族である Barbaig族が生活する 3 村が含まれるため、先住民族計画相当として Vulnerable People's Plan

が作成されている。同計画では、文化的価値観や慣習の保全、無形遺産の確認・記録等が IPP に沿って進められることになっている。

## (17) 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況

JICA GLでは、例えば、JICA GLでカテゴリAに適用される大規模なセクターに該当しない場合(=カテゴリBに該当)でも、大規模な非自発的住民移転が発生する場合にはカテゴリAに分類され、JICA GLの別紙2に示すカテゴリA案件に必要な環境アセスメント報告書の作成が求められる。

レビュー対象案件 38 件中、このような判定に該当する案件は 6 件確認された。これら 5 案件について、JICA 情報公開サイトでのカテゴリ A 分類根拠はいずれも『「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当する』と示されており、セクターの規模による分類ではないことは把握できるが、影響を及ぼしやすい特性については明確に記載されていない。6 案件のセクター及び土木工事に係る事業概要は表 2-16 に示すとおりである。道路・橋梁セクターが 4 件、河川・砂防セクターが 2 件であり、土木工事が大規模に行われるものは少ない。また、住民移転の規模が大きいという理由でカテゴリ A に分類されたために、環境影響は小さいにもかかわらず、EIA を作成しなければならないケースも散見された。

表 2-16 大規模住民移転を理由にカテゴリAに分類された案件のセクター、事業概要

No	案件名 セクター		事業概要(土木工事関連)	
2	スリランカ国	道路・橋梁	主橋梁(380m)及び高架道路(1,050m)等	
	ケラニ河新橋建設事業			
7	バングラデシュ国	道路・橋梁	カチプール橋(全長約 0.4km)、メグナ橋(全長約 0.9km)、グム	
	カチプール、メグナ、		ティ橋 (全長約 1.4km) の改修	
	グムティ第 2 橋建設及		第2カチプール橋、第2メグナ橋、第2グムティ橋及び各取り	
	び既存橋改修事業		付け道路の新設	
11	フィリピン国	河川・砂防	パッシグ川の護岸建設・改修、マリキナ川下流部の浚渫・堤防	
	パッシグ-マリキナ川		建設・護岸改修等	
	河川改修事業(III)			
27	フィリピン国	河川・砂防	堤防及び洪水擁壁の建設(国際競争入札)、橋梁の改良(国際競	
	洪水リスク管理事業		争入札)、避難道路のかさ上げ(国際競争入札)	
	(カガヤン・デ・オロ			
	川)			
28	カメルーン国	道路・橋梁	バチェンガーレナ間(263.6km)は4区間に分けられており、JICA	
	バチェンガーレナ間道		はこのうち第3区間であるマンキン-ヨコ間(82.1km、以下「JICA	
	路整備事業		融資区間」)の道路舗装・建設をアフリカ開発銀行(以下「AfDB」)	
			との協調融資(ジョイント型)で実施	
38	南スーダン国	道路・橋梁	橋梁建設 (560m、主径間鋼製ランガー橋、片側歩行)、取付道路	
	ナイル架橋建設計画		(両側 50m、コンクリート舗装)	

## (18) 影響を及ぼしやすいセクターの妥当性の確認

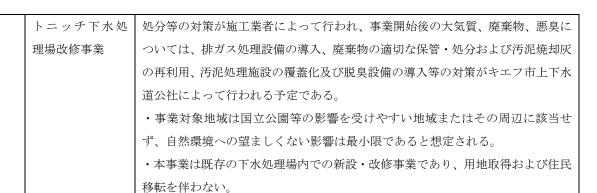
JICA GL でカテゴリ A の基準に規定されている影響を及ぼしやすいセクターのうち、「大規模なもの」以外に、「送電線・配電」、「上水道及び下水・廃水処理」及び「農業」の 3 セクターについては括弧に示す構成要素についての付加条件が示されている。

- ・送電線・配電(大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの)
- ・上水道及び下水・廃水処理(影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい 地域に立地するもの)
- ・農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの)

レビュー対象案件 38 案件 (いずれもカテゴリ A) 中、「送電線・配電」、「上水道及び下水・廃水処理」は1件、「農業」は2件が該当する。No.29インド・レンガリ灌漑事業フェーズ2は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラン」(2010年4月公布)に掲げる農業セクター及び影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当する。No.40パラグアイ・ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる農業セクター該当し、環境や社会への重大で望まくない影響があることが想定される。いずれも、カテゴリA相応の影響が確認/想定されている。[案件番号22]ウクライナ・:ウクライナボルトニッチ下水処理場改修事業は、「廃棄物処理・処分セクター」「下水・廃水処理セクター」に該当する。「下水・廃水処理セクター」については、影響を及ぼしやすい構成要素を含まず、影響を受けやすい地域に立地しないため、カテゴリB相当であるが、汚泥焼却施設の新設を伴うため、「廃棄物・処理・処分」セクターの観点からカテゴリAに分類されている。。

表 2-17 農業ヤクター及び下水・廃水処理ヤクターの案件から想定される影響等

	衣 2 <sup>-</sup> 11 辰来で	アクター及び下水・廃水処埋セクターの案件から想定される影響等
		想定される影響
No.	案件名	(開発調査の場合は想定される成果物)
29	インド国	・本事業においては 516ha の森林伐採が行われるが、伐採面積が小さくなるよ
	レンガリ灌漑事	うルート選定がなされており、また別途再植林が行われる計画となっている。さ
	業(フェーズ 2)	らに、州政府森林局、NGO、研究機関等も参加したプロジェクトレベルの環境管
		理委員会が組織されている。また、事業実施地区における生態系、野生動物保護
		のための具体的行動計画を策定し実施することになっており、環境影響を緩和す
		るように配慮されている。
		・計 1,283ha の用地を取得済みであり、残り 534ha の取得手続きが行われている。
		住民移転は発生しない。なお、本事業で影響を受ける世帯については、オリッサ
		州の移転補償実施方針に基づき補償がなされる。
40	パラグアイ国	ヤシレタダム湖隣接地域総合開発マスタープラン、灌漑排水施設整備に係るフィ
	ヤシレタダム湖	ージビリティ・スタディ、環境影響評価報告書案
	隣接地域総合開	
	発調査プロジェ	
	クト	
22	ウクライナ国	・同国国内の排出基準もしくは環境基準を満たすよう、工事中の大気質、騒音、
	ウクライナボル	廃棄物等については、散水、夜間の建設機器の稼働禁止、廃棄物の適切な保管・



## (19) 生計回復がモニタリングされている案件

レビュー調査対象案件で、生計回復モニタリングが計画されているのは、38件中25件であるが、計画が策定されている25件中、モニタリングが実施されているのは15件であり、まだモニタリングの実施段階に至っていないのが10件であった。

現地調査を実施した案件では、生計回復のモニタリングの実施状況の詳細について聞き取りを行った。実施状況を整理した結果は**エラー!参照元が見つかりません。**に示すとおりである。

現地調査対象案件である下記の4案件における調査結果は下記のとおり。

- ① No.5 デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3:生計回復支援策の実施については合意され、計画されている。現地調査時点ではまだ実施されていなかったが、今後実施される見込みである。被影響住民からの生計回復にかかる苦情はこれまでのところ確認されていない。
- ② No. 24 南北高速道路建設事業 (ベンルックーロンタイン間): 生計回復支援策は合意され、実施されている (中間報告書案 2. 2. 4(19)参照)。これまでのところ、特段の苦情は出ていない。
- ③ No. 36 ティラワ地区インフラ開発事業:審査時に RAP があった港湾案件で PAH から希望が挙がれば工事前、工事後に生計回復策としての雇用斡旋が行われる計画であったが、補償支払い後、結果として希望が挙げられなかったことから、生計回復策はとられていない。
- ④ No. 37 中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業:住民移転がないため、対象外。

## (19) レビュー対象案件での労働安全に関する取り組み事例の整理

現地調査を実施した案件について、労働安全にかかる取り組み事例について聞き取り、現地踏査を行った。検討結果は 2-18 に示すとおりである。傾向としては、日系コントラクターや施工監理コンサルタントがかかわっている案件については比較的良い取り組みが行われていた。また、実施機関が過去に JICA や他のドナーの実施段階の案件を経験している場合は、比較的体系的に対応がされていた。

#### 2-18 労働安全に関する実施状況

		// // -
No	現地調査対象	内公
INO	案件名	内容

No	現地調査対象 案件名	内容
5	デリー高速輸送システム 建設事業フェーズ3	<ul> <li>本件はフェーズ3であり、過去のフェーズ1、2の蓄積が実施機関にあるため、聞き取り調査では下記のグッドプラクティスが特定された。</li> <li>1. 1.5-2時間に及ぶマネージメント層を巻き込んだWeekly safety walkの実施。</li> <li>2. Project Manager から全ワーカーへの合計96時間の安全教育。</li> </ul>
		<ol> <li>10年以上経過した重機の使用禁止。</li> <li>コントラクター企業レベルではなく、契約パッケージベースでの OHSAS 18001・ISO 14001 認証の導入。</li> <li>労働安全にかかる訓練マテリアルの充実</li> </ol>
24	ベトナム南北高速道路建設事業 (ベンルックーローンタイン間)	<ol> <li>External Environmental Monitoring Report (Sept 2017、約160ページ)では、環境だけではなく、一部労働安全面 (HIV/AIDS 対策も含む) も含まれている。</li> <li>同レポートでは JICA 区間では概ね EMP の要件は遵守されている。 JICA 区間のコントラクターが日本企業であることが高い遵守レベルの理由のひとつであると考えられる。</li> <li>外部モニタリングレポートの最終ページには ADB からのコメント、外部モニタリングコンサルタントからの回答が含まれており、ドナーの直接的なコメントにより、外部モニタリングレポートの質の向上につながっている。</li> </ol>
36	ティラワ地区インフラ開発事業 (フェーズ1)	<ul> <li>港湾サブプロジェクト:</li> <li>現地調査で下記の取り組みが特定された。</li> <li>1. 局所的な工事現場であり、バリケード・工事現場の人の出入りは管理されていた。</li> <li>2. コントラクターが日本企業であることが高い遵守レベルの理由のひとつであると考えられる。</li> <li>3. 下記の取り組みについてコンサルタントから説明があった。</li> <li>a. 2022 年以降、高さ 5m 以上での作業は安全帯ではなくフルハーネスに変更する必要があるが、既にフルハーネス着用を開始。</li> <li>b. 熱中症の対策も重要であり、対策の徹底はミャンマー人同士でも話し合いをさせている。</li> <li>c. 直近の事故として、強風時にテントが飛びそうになったのを抑えようとして骨折した作業員がいた。この事故を受けて、作業員には安全が最優先であることを徹底。</li> <li>d. 契約パッケージ毎のコントラクター、サブコントラクターごとに作業特性が異なるため、安全教育はこれらのグループごとに実施。</li> </ul>

No	現地調査対象 案件名	内容
		e. 安全パトロールは週に1回の頻度で実施。月に1回の単位で確認事項などを文書化。  f. 消火訓練や酸素ボンベの設置場所の周知等も定期的に実施。 g. 呼気のアルコールチェックの抜き打ち実施や、地下作業にあたっての酸素濃度測定を実施。 h. 作業員に誤って解釈されたことがあったので英語サインボードにミャンマー語を併記し改善。 電力開発サブプロジェクト:ほぼ完工・供用後につき対象外。

出典: JICA 調査団にて現地調査結果を基に作成

## 第3章 外部環境の変化と動向

## 1.1 外部環境変化の経緯と理由

## 1.1.1 開発協力大綱との関係

(1) ODA が対峙する開発課題の多様化、複雑化、広範囲化、(2) 途上国の開発にとってのODA 以外の資金・活動の役割の増大、(3) グローバル化を受けて、ODA 大綱(1992 年閣議決定、2003 年改定)が 2015 年 2 月に開発協力大綱として改定された。開発協力大綱のポイントは下表のとおり。大きな流れとして、開発課題の多様化、複雑化、広範化に対応するため、官民連携や国際機関、他ドナー・新興国との連携を強化する方針が示されている。実施上の原則として、適正性確保のため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと、及び格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面の影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な参加者の参画に努めつつ開発協力を行うことが述べられている。

表 3-1 開発協力大綱の骨子

項目	概要
1. 理念	
(1)開発協力の	• 国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開
目的	発協力を推進する。
	• こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透
	明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現,普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護
	といった国益の確保に貢献する。
	• ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々
	な力を動員するための触媒,ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄に資する様々な取組を
	推進するための原動力。
(2)基本方針	ア. 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
	- 非軍事的協力による世界の平和と繁栄への貢献は、平和国家としての我が国の在り方
	を体現するものとして高い評価を得ている。
	- 今後も、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守
	しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献。
	イ. 人間の安全保障の推進
	- 人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念。
	- 脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て,その保護と能力強化を通じて,人間の
	安全保障の実現に向けた協力を行う。
	- 女性の権利を含む基本的人権の推進に積極的に貢献。
	ウ. 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

項目	概要	
	- 開発途上国自身の自発性と自助努力を重視。自立的発展に向けた協力を実施。	
	- 人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎の	
	構築を重視。	
	- 相手国からの要請を待つだけでなく、我が国から積極的に提案を行うことも含め、相	
	手国等との対話・協働を重視。	
2. 重点政策		
(1)重点課題	ア.「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅	
	- 脆弱国等には人道的観点からの支援,脆弱性からの脱却のための支援を実施。	
	- 貧困問題の解決には、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、これらによる民間部	
	門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠。経済成長は,「質の高い成長」(包摂	
	性,持続可能性,強靱性)でなければならず,日本の経験・知見・技術を活かして支	
	援。	
	  - 経済成長の基礎及び原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発の推進の	
	ための支援等を実施。	
	   イ. 普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現	
	   れ,人々が安心して経済社会活動に従事し,社会が公正かつ安定的に運営されること	
	が不可欠。	
	  このような発展の前提となる基盤を強化する観点から,普遍的価値の共有や平和で安	
	   定し,安全な社会の実現のための支援を実施。	
	   ■ 普遍的価値の共有:法の支配の確立,グッドガバナンスの実現,民主化の促進・定	
	   着,女性の権利を含む基本的人権の尊重等	
	■ 平和・安定・安全な社会:平和構築,緊急支援(災害救援等),安定・安全への	
	威への対応(海保,テロ,治安維持,国際公共財等)	
	ウ.地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	
	- 地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、ミレニアム開発目標(MDG	
	s)・ポスト2015年開発アジェンダ等の議論を十分に踏まえ、国際社会全体とし	
	て、持続可能かつ強靱な社会の構築を目指す。	
(2)地域別重点	- 世界各地域(ASEAN、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、	
方針	中・東欧、中南米、大洋州・カリブ)に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略	
	的、効果的かつ機動的に実施。	
	- 地域統合,地域レベルでの取組,広域開発,連結性強化等の動きを踏まえる。	
	- 開発の進展が見られても様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水	
	準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニー	
	ズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行う。	
3. 実施		
(1) 実施上の原	ア. 効果的・効率的な開発協力推進のための原則	
則	(ア) 戦略性の強化	
X.1	/ 、 /	

項目	概要
	- 外交政策に基づき、戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。
	- ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。
	- 政策や事業レベルでの評価を実施。結果を政策決定過程に適切にフィードバック。
	(イ) 日本の持つ強みを活かした協力
	- 民間等からの提案を積極的に取り入れる。インフラ建設等のハード面のみならず、シ
	ステム,人づくり,制度づくり等のソフト面の両面で日本の知見と経験を総合的・積
	極的に活用。
	(ウ) 国際的議論への積極的貢献
	イ. 開発協力の適正性確保のための原則
	(ア) 民主化の定着,法の支配及び基本的人権の保障に係る状況
	(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避
	(ウ) 軍事支出,大量破壊兵器・ミサイルの開発製造,武器の輸出入等の状況(エ)開発に
	伴う環境・気候変動への影響
	(オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮
	(カ) 女性の参画の促進
	(キ) 不正腐敗の防止
	(ク) 開発協力関係者の安全配慮
(2)実施体制	ア. 政府・実施機関の実施体制整備
	<u>イ. 連携の強化</u>
	(ア) 官民連携, 自治体連携
	- 民間部門や地方自治体の資源の取込み、民間部門主導の成長促進により、開発途上国
	の経済発展を一層力強く,効果的に推進。日本自身の力強い成長にもつなげる。
	- 官民連携の推進に当たっては、開発協力が、民間部門が優れた技術・ノウハウや豊富
	な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ経済活動を拡大するための触媒としての
	機能を果たすよう努める
	- 中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化。
	(イ) 緊急人道支援, 国際平和協力における連携
	- 緊急人道支援のための国際機関やNGO等との連携、PKOとの連携推進に引き続き
	取り組む。
	(ウ) 国際機関、地域機関等との連携(エ) 他ドナー・新興国等との連携(オ) 市民社会と
	の連携
	ウ. 実施基盤の強化
	- 資金的・人的資源等,持続的に開発協力を実施するために必要な基盤を強化すべく,
	必要な努力を行う。
	(ア)情報公開,国民及び国際社会の理解促進(イ)開発教育の推進(ウ)開発協力人材・
	知的基盤の強化
(3)開発協力	実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。
大綱の実施状	

項目	概要
況に関する報	
告	

出典:「開発協力大綱について」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf、「開発協力大綱の決定」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072775.pdf、外務省,H27.2に基づき作成

## 1.1.2 日本政府のインフラシステム輸出の促進

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、 今後の更なる市場の拡大が見込まれる。そのため、我が国に優位性のある技術及び知見・ ノウハウを活用し、質の高いインフラ投資の推進を通じて官民一体となって海外における インフラ需要に対応し、我が国の経済成長を実現するとともに国際社会の抱える課題の解 決に積極的に貢献することを目的としている。インフラシステム輸出戦略(平成 30 年度 改訂版)の概要を表 3-2 に示す。

表 3-2 インフラシステム輸出戦略の概要

区分			具体的施策
1. 官民一体	(1) 多彩で強力	✓	総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップも同行してトップセールス
となった競	なトップセール	✓	政府間協議の機会を活用し相手国との契約条件の改善や制度改正等のト
争力強化	ス及び戦略的対		ップクレーム
	外広報の推進	✓	外国要人が訪日した際にインフラシステムの視察や試乗
		✓	我が国の技術優位性を、CM 等の映像等でわかりやすく視覚的に PR
	(2)経済協力の	✓	F/S や実証事業の充実及びコンサルティング機能等の強化
	戦略的展開(政	✓	技術協力・無償資金協力の活用
	策支援ツールの	✓	さらなる迅速化と制度改善等による円借款の魅力向上
	有効活用)		早い段階での「プレ・プレッジ」の実施の促進、F/S を担当したコンサル
			タントとの随意契約による詳細設計の実施、OECD 通報の前倒しの着実な
			実施により、円借款の政府関係手続期間を重要案件について最短で 1 年
			半まで短縮
		✓	公的金融による支援強化
			JICA において審査可能と判断される案件について、海外投融資の民間企
			業等からの申請から原則1ヶ月以内の審査の開始。また、JBIC に案件照
			会があった場合の標準回答期間2週間の徹底。
			(p. 14, インフラシステム輸出戦略 H30 改定版、首相官邸、
			https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai37/gijisidai.html)
	(3) 競争力の向	✓	中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進(医療、廃棄物
	上に向けた官民		処理・リサイクル、水分野等特定分野)
	連携		医療:アジアを中心に医療サービス提供、基盤の構築・医薬品の自給・物

区分			具体的施策
·			流基盤・ICT 基盤、人材交流(介護人材)。
			廃棄物処理:省エネインフラによるスマートシティ構築、JCM 等を通じた
			再エネ・省エネ等緩和技術、環境配慮型 CSS (CO2 回収・貯留)・CCU (CO2
			利用)、冷凍空調技術の展開、アジア太平洋地域の途上国と気候変動適応
			策で連携(防災・農業分野)。
			リサイクル:アジアをターゲットとした日本の自治体との連携、現地企
			業とのマッチング、現地に適したリサイクル技術の開発の誘導、法整備
			を目指したリサイクル制度にかかる政策対話、人材育成。
			水分野:世界でもトップレベルの水質と低い無収率・漏水率の技術とノ
			ウハウ。河川管理・治水、農業用水、工業用水、上水道、配管・導水、海
			水淡水化、下水道、浄化槽、産業排水、事業運営、防災における優位技術
			のビジネス展開 1。大都市の自治体からの技術協力、水分野での世界最大
			のドナーである強みの活用。
		✓	現地市場や競合国の情報収集・発信、共有の促進
		✓	増加する PPP 案件への対応
	(4)インフラ案	✓	案件発掘・形成等 (川上)、「機器」の売り込みや建設・プラント事業の受
	件の川上から川		注 (川中)、施設の運営・維持管理やサービスの対価徴収、インフラメン
	下までの一貫し		テナンスといった「川下」での受注支援
	た取組への支援		
	(5)分野別戦略	有望	分野については分野別戦略を策定。
	を通じた競争力	✓	電力、鉄道、情報通信(海外展開戦略(電力・鉄道・情報通信)の策定に
	強化		ついて、METI 平成 29 年 10 月)
			http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/se
			isaku.html
		✓	宇宙(「インフラシステムの輸出戦略(平成 29 年改訂版)」(平成 29 年 5
			月 29 日経済インフラ戦略会議決定)に基づく宇宙分野の海外展開戦略、
			内閣府)
			http://www8.cao.go.jp/space/vision/vision.html
		✓	農業・食品 (海外展開戦略 (農業・食品) (第36回) 経協インフラ戦略会
			議(平成30年4月10日)報告資料、農林水産省)
			http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/infra.ht
			ml
		✓	環境、リサイクル(海外展開戦略(環境分野及びリサイクル分野)の策定
			について、環境省、平成30年6月7日)
		✓	http://www.env.go.jp/press/105573.html

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 水分野の詳細技術は、第38回 経協インフラ戦略会議 議事次第 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai38/siryou1.pdf)

区分		具体的施策
		✓ 医療(官邸、平成30年6月)
		https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/180607iryou_honbun
		. pdf
		✔ 港湾(海外展開戦略(港湾)、国土交通省、平成30年6月)
		http://www.mlit.go.jp/policy/kowan_tk4_000036.html
		✓ 空港(海外展開戦略(空港)、国土交通省、平成30年6月)
		http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk19_000026.html
		✓ 都市開発・不動産開発(海外展開戦略(都市開発・不動産開発)、国土交
		通省、平成 30 年 6 月)
		http://www.mlit.go.jp/kokusai/kokusai_tk3_000196.html
	(6) 外国企業と	✓ コスト競争力、市場へのアクセスや政治リスクを含む長期的なリスクの
	の連携による競	分散という国内の官民連携だけでは乗り越えられない課題に対応すべく
	争力強化	外国企業と連携した売り込み、案件形成等の取組促進
2. 質の高い	(1)質の高いイ	✓ G7 伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のため
インフラの	ンフラの国際ス	の G7 伊勢志摩原則」を基礎とした質の高いインフラの必要性を積極的に
推進による	タンダード化	発信
国際貢献		✓ G7 伊勢志摩原則で掲げられている質の高いインフラの普及促進(ライフ
		サイクルコストから見た経済性及び安全性、現地雇用及び技術移転、社
		会・環境面への配慮、被援助国の財政健全性をはじめとする経済・開発戦
		略との整合性、民間部門を含む効果的な資金動員の確保に加え、開放性
		の確保や連結性の強化等のインフラ投資にあたって重視すべき考え方の
		アジア太平洋地域への普及・浸透を促進)
	(2)国際枠組に	国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の達成、TICAD 等でも我が国が
	おける質の高い	提唱しているユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)の推進やパリ宣言における
	インフラを通じ	目標達成等、国際枠組みや国際協力に対し、質の高いインフラを通じて貢献
	た貢献	
	(3)「自由で開か	✔ 関係国と連携し、質の高いインフラ整備等を通じた連結性強化により、
	れたインド太平	第三国の経済社会基盤強化や地域の安定と繁栄に貢献
	洋戦略」1等の下	
	での第三国にお	
	ける関係国との	
	連携	
3. 我が国の	(1) ソフトイン	✓ インフラ海外展開のためのビジネス環境整備
技術・知見を	フラ(法制度整	✓ 国際標準の獲得と認証基盤の強化
活かしたイ	備や医療・保健・	✓ グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築
ンフラ投資	衛生、防災、食	
の拡大	育、教育等)	

区分		具体的施策
	(2) 先進的な技	✓ 先進的な低炭素技術の海外展開支援
	術・知見の展開、	高効率火力発電、原子力発電、次世代自動車や低炭素都市づくり等我が
	実証や研究開発	国の先進的な低炭素技術、途上国支援とイノベーションから「美しい星
	等を通じた貢献	へ行動 2.0(Actions for Cool Earth (ACE2.0))」 を着実に実施し、途上
		国の経済成長と温室効果ガスの削減に貢献、我が国が比較優位を有する
		インフラの海外展開を促進、地球温暖化対策における国際標準を獲得
		✓ IoT、AI など高度な ICT 利活用によるインフラの競争力強化
		地デジや防災 ICT、医療 ICT、衛星、セキュリティ、無線システム、鉄道
		での情報通信技術の進展やビッグデータの活用、海運での i-Shipping、
		港湾での AI ターミナル、建設現場での i-Construction 等
		✓ インフラ案件の面的・広域的な取組への支援
		✔ 防災先進国としての経験・技術を活用した防災主流化の指導、気候変動
		対応
	(3) 事業投資拡	✓ 現地中核人材の育成を支援
	大に向けた支援	✓ セミナー等を開催し、ベストプラクティスの紹介や海外展開に係る知見
		を共有し我が国企業のグローバル化を支援
		✔ 民間企業の参画のための適切な事業スキーム、官民の適切なリスクシェ
		アリング等について、相手国の理解を醸成
		✔ 我が国インフラ海外展開の強みとなる高い技術力やプロジェクトマネジ
		メントカ、施工時の環境・安全面への配慮、人材育成・技術支援力、制度
		構築支援力、総合的なファイナンス力の更なる強化 など
4. 幅広いイ	(1) 新たなイン	医療分野、農業・食品分野、上下水道分野、廃棄物分野・リサイクル分野、物
ンフラ分野	フラ分野への展	流分野、都市開発・不動産開発分野、
への取組	開	その他(防災、気象、海洋インフラ、エコシティ、超電導リニア、郵便等)な
		ど
	(2)エネルギー・	エネルギー・資源の多くを海外から輸入する我が国としては安定的かつ安価な
	資源分野との連	資源確保のため、インフシステム輸出や経済協力と連携
	携	

注釈: 1. 東アジアを起点として、南アジア〜中東〜アフリカへと至るまで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を面的に展開するとともに、アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、押しつけや介入ではなく、オーナーシップを尊重した国造りを支援(「外交青書(2017年度)」外務省)

出典:「インフラシステム輸出戦略(平成30年度改訂版)」首相官邸(平成30年6月7日)に基づき JICA調査団にて作成

## 1.1.3 日本政府による質の高いインフラ投資の推進

日本政府が提唱する質の高いインフラ投資の推進のため、2016年に開催された G7 伊勢志摩サミットで、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊

勢志摩原則」が発出された。同原則は、「強固で、持続可能な、かつ、均衡ある成長を促進し、我々の社会における強じん性を向上させるとともに、持続可能な開発目標達成のための世界的な取組に貢献するため、ステークホルダーが、質の高いインフラ投資の推進を通じてインフラ投資の現存する世界的な需給ギャップを埋めるために一貫して取り組むことが極めて重要であることを再確認しつつ、我々自身のインフラ投資を、以下の原則に沿ったものとするよう努める。」と述べており、その原則3に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならず、また、既存のMDBsの基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会・環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会・環境面での影響への対応を述べている。

## 1.1.4 SDG との関係 (JICA、世銀、ADB)

2015年9月の国連サミットにて 2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) が採択された。 SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016年から 2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、特に普遍性 (先進国を含めて全ての国が行動)、包括性 (人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」)、参画型 (全てのステークホルダーが役割を)、統合性 (社会・経済・環境に統合的に取り組む)、透明性(定期的にフォローアップ)の5つを特徴としている。

## 各機関の全体的な SDGs への取り組み

2016 年 9 月 12 日付の JICA SDGs ポジション・ペーパーでは、JICA の協力の 3 本の柱として、(1) SDGs は国際社会の平和、安定、繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長の実現するという JICA の理念を加速、推進するものであるため、リーダーシップを発揮し、ゴールの達成に積極的に取り組む、(2) 我が国と開発協力の経験を活かし、SDGs の 10 のゴール(飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生、エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市、気候変動、森林・生物多様性)について中心的な役割を果たす、(3) SDGs 達成の加速のため、国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGs 達成に向けてインパクトを確保することが謳われている。

世銀は SDGs の策定にも強く参加しており、世銀グループの 2 つのゴールである「貧困の 撲滅」と「繁栄の共有の促進」とも合致していると述べている。特に、世銀は 2030 年ま での「極度の貧困の撲滅」を掲げており、また SDGs 達成のためにファイナンス、データ、 国レベルでの実施支援の 3 分野に注力している  $^1$ 。「Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update」  $^2$ では、ファイナンスについては、世銀は資金の増加のために内部財源の活用、

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Sustainable Development Goals (SDGs) and The 2030 Agenda, http://www.worldbank.org/en/programs/sdgs-2030-agenda#1

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> "Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update (WB, 201)", http://pubdocs.worldbank.org/en/893311531748303554/2030Agenda-2018Update-July-19.pdf

民間財源の活用、グローバルパブリックグッズの課題(疫病、強制退去、気候変動を含む)解決ツールの開発を行っている。データについては、世銀は開発、モニタリング、SDGs をレビューするためのデータの構築を担当しており、SDGs アトラスの作成や Inter-Agency Expert Group on SDG Indicators にて 17 のモニタリング指標にかかる報告を担当している。国レベルでの実施支援は、SDG s と財務枠組みの統合的な分析を支援するために「Trajectories for Sustainable Development Goals: Framework and Country Applications」を出版し、政策と財務面の計画を支援している。

ADB の SDGs への取り組みについては、2016 年から ADB のオペレーションを SDG s とリンクさせ、SDGs への貢献のモニタリングを向上させており、2017 年 11 月には SDGs に沿った「ADB's Transitional Results Framework, 2017-2020」を策定している。また、相手国の SDG s 達成のために投資案件の特定も行っており、国連システム、国際開発金融機関 (MDBs)、市民社会、有識者、民間セクター等のパートナーとの協働があげられる¹。

## SDGs と環境社会セーフガードポリシーの関係

世銀及び ADB のセーフガードポリシー中には、SDGs に対する言及はない。世銀に関しては、Environmental and Social Framework (以下、ESF) 策定の過程で、「Review and Update of the WB's Safeguard Policies Environmental and Social Framework (Proposed Third Draft) (世銀, August 4, 2016)」の Annex 1 The Proposed ESF's Contribution to achieving SDGs にて、ESF の中の借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示した Environmental and Social Standards (以下、ESS)1、2、3、4、6、8、10、及びセーフガードポリシーの調和 (harmonization) による開発協力の増進、キャパシティービルディングによって 17 の全ての SDGs に貢献することが想定されるという見解が示されている。

## 1.1.5 その他国際的援助潮流について

セーフガードポリシーに関連する国際的援助潮流として、パリ協定について下記のとおりまとめる。

## (1) パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催されたCOP21においてパリ協定が採択され、歴史上初めて全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとして注目を集めた。

世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを 規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及している。

主要排出国・途上国(米国,中国,インド等)を含む全ての国が,(1)削減目標を策定し 国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出し、(2)自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、(3)世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行うことになっている。 日本政府は、途上国への気候変動対策支援を2020年に官民合わせて約1兆3,000億円に

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 「ADB and the Sustainable Development Goals」, https://www.adb.org/site/sdg/main

することを含む「美しい星への行動 2.0(ACE 2.0)」を表明している。 JICA は、2016 年 9 月に気候変動対策分野ポジションペーパーを発表し、パリ協定を踏ま え途上国への気候変動対策支援を今後一層拡充し、積極的な国内外への発信を行うとの方 針を示している。

## 1.1.6 JICA の責務

JICAの民間案件への出資における責務の検討資料として世銀、ADB、IFCの出資案件の責務について下表のとおり取りまとめ、原文も別途併記した。個別のセーフガードポリシーの規定・不遵守の場合の手続きについてもまとめた。

## 1)出資案件における責務

世銀 ESF は International Bank for Reconstruction and Development (IBRD)と International Development Association (IDA)を通じて提供される Loan および Guarantee から成る Investment Project Financing に対して適用される (ESF, World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, Footnote 3、OP 10.00)。世銀グループの private sector option は MIGA と IFC を通じて行うため 世銀では行っていない。

**ADB:** セーフガードポリシー (Safeguard Policy Statement, 2009, 以下 SPS) は、融資、贈与、出資、保証等の全ての投資プロジェクトに適用される。(SPS, para48)

48. This safeguard policy statement applies to all ADB-financed and/or ADB-administered sovereign and non-sovereign projects, and their components regardless of the source of financing, including investment projects funded by a loan; and/or a grant; and/or other means, such as equity and/or guarantees (hereafter broadly referred to as projects).

p. 15, Para 48, V. SAFEGUARD POLICY STATEMENT

A. Overarching Statement on ADB's Commitment and Policy Principles

ADB SPS (2009)

IFC: 事業への融資や FI への融資、事業会社への出資など、さまざまな投資を行っているが、その種類にかかわらず、中程度あるいは高い環境社会リスクを有するもの、また、環境社会影響が想定されるものについては、Performance Standard (以下、PS) の要件が適用される。(Policy on Environmental and Social Sustainability, 2012, 以下 SP, para3)

3. Activities supported and financed by IFC include a wide range of investment and advisory products. Investment products with longer tenor include (i) direct lending to private sector companies (including corporate and project finance); (ii) lending to various types of FIs as well as through funds and facilities; (iii) minority equity stakes in companies, including in financial institutions; and (iv) guarantee facilities, municipal finance, as well as investments managed by IFC's Asset Management Company or any other IFC subsidiary. Investment products with shorter tenor include short-term loans, guarantees, and trade finance products, with maturities of up to three years. Proposed investments that are determined to have moderate to high levels of environmental and/or social risk, or the potential for adverse environmental and/or social impacts will be carried out in accordance with the requirements of the Performance Standards.

para 3, IFC Policy on Environmental and Social Sustainability (太字は調査団による)

2) 不遵守・違反があった場合の規定

ADB: SPS, para72には、「借入人/クライアントによる SPS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合はプロジェクトの停止も含む法的措置を検討する」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない

#### C. Roles and Responsibilities

72. If a borrower/client fails to comply with legal agreements on safeguard requirements, including those described in the safeguard plans and frameworks, ADB will seek **corrective measures and work with the borrower/client to bring it back into compliance**. If the borrower/client fails to reestablish compliance, then ADB **may exercise legal remedies, including suspension, cancellation, or acceleration of maturity, that are available under ADB legal agreements.** Before resorting to such measures, ADB uses other available means to rectify the situation satisfactory to all parties to the legal agreements, including initiating dialogue with the parties concerned to achieve compliance with legal agreements.

p. 26, ADB SPS (2009) (太字は調査団による)

IFC: SP para 24 には、「クライアントによる PS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合は、法的措置を含む対応策をとる」と規定されているが、

出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。

24. IFC's agreements pertaining to the financing of clients' activities include specific provisions with which clients undertake to comply. These include complying with the applicable requirements of the Performance Standards and specific conditions included in action plans, as well as relevant provisions for environmental and social reporting, and supervision visits by IFC staff or representatives, as appropriate. If the client fails to comply with its environmental and social commitments as expressed in the legal agreements and associated documents, IFC will work with the client to bring it back into compliance, and if the client fails to reestablish compliance, IFC will exercise its rights and remedies, as appropriate.

Para 24, IFC Policy on Environmental and Social Sustainability

## **1.1.7** JICA の新規支援スキーム

現行 GL 施行後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業・SDGs ビジネス支援事業が挙げられる。海外投融資は有償資金協力に含まれるため、GL 1.7 対象とする協力事業のとおり、GL が適用されている。中小企業・SDGs ビジネス支援事業は、GL 上の「対象とする協力事業」に含まれていないが、運用上は GL が適用されている。

各事業の概要・実績を下表にまとめた。

表 3-3 現行 GL 制定後に新規に追加された支援スキーム

種別		目的	事業規模
海外投融	資	開発効果の高い事業を行う民間企業など	融資割合:原則、総事業費の70%まで(最大
		へ出資・融資を提供	80%)
			出資比率 25%以下
			ファンドを通じた支援も可
中小企	基礎調査	基礎情報の収集・分析(1年程度)	850、980 万円
業・SDGs	案件化調	技術・製品・ノウハウなどの活用可能性を	中小企業支援型:3、5千万円
ビジネ	査	検討し、ビジネスモデルの素案を策定(数	SDGs ビジネス支援型: 850 万円
ス支援		ヶ月~1 年程度)	
事業	普及・実	技術・製品やビジネスモデルの検証。普及	中小企業支援型:1、1.5億円
	証・ビジ	活動を通じ、事業計画案を策定(1 年~3	SDGs ビジネス支援型:5千万円
ネス化事		年程度)	
	業		

出典:下記に基づき JICA 調査団にて作成

#### 民間連携事業 支援メニュー一覧

(https://www.jica.go.jp/priv\_partner/activities/index.html)

海外投融資の対象分野は、インフラ・成長加速、SDGs・貧困削減、気候変動対策の3つとなっており、案件事例は下記のとおりである。投融資案件は2011年から2018年で24案件が調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンド等と小規模な非インフラ案件から工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで規模の異なるインフラ案件を含み、その環境カテゴリもAからC、FIまで幅広く扱っている。なお、海外投融資は、環境ガイドラインが対象とする有償資金協力に該当するため、環境ガイドラインが適用されている。

表 3-4 2018 年 12 月現在の投融資案件の一覧

No.	調印年月	対象国	案件名	環境
				カテゴリ
1. 1	2018年9月	ブラジル	農業サプライチェーン強化事業	FI
2.	2018年7月	バングラデシュ	イーストウエスト医科大学病院	С
3.	2018年3月	ベトナム	コーヒーバリューチェーン強化事業	В
4.	2017年12月	ヨルダン	ムワッカル太陽光発電事業	В
5.	2017年12月	インドネシア	再生可能エネルギー・インフラ促進ファシリテ	FI
			1	
6.	2017年8月	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (ZoneB 区域フェーズ 1) 開	A
			発事業	
7.	2017年6月	バングラデシュ	モヘシュカリ浮体式 LNG 貯蔵再ガス化設備運営	В
			事業	
8.	2017年6月	フィリピン	マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業	В
9.	2017年3月	カンボジア	シハヌークビル港整備・運営事業	В
10.	2017年3月	バングラデシュ	シラジガンジ高効率ガス火力発電事業	A
11.	2016年10月	タンザニア	サブサハラオフグリッド太陽光事業	С
12.	2016年9月	モンゴル	ツェツィー風力発電所建設事業	В
13.	2016年9月	東南アジア	日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	С
14.	2016年4月	中東・北アフリカ	中東・北アフリカ支援ファンド	FI
15.	2016年3月	アジア	インフラパートナーシップ信託基金	FI
16.	2015年12月	アジア	アジア気候変動対策ファンド	FI
17.	2015年8月	ベトナム	中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地	В
			開発事業	
18.	2015年6月	カンボジア	救急救命医療整備事業	С
19.	2014年11月	中南米	中南米省エネ・再生可能エネルギー事業	FI
20.	2014年4月	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (ClassA) 開発事業	A

No.	調印年月	対象国	案件名	環境
				カテゴリ
21.	2014年3月	インドネシア	産業人材育成事業	С
22.	2013年1月	ベトナム	ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業	В
23.	2012年3月	パキスタン	貧困層向けマイクロファイナンス事業	С
24.	2011年11月	ベトナム	産業人材育成事業	С

1. 民間連携事業 海外投融資 再開後の出融資案件

(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\_co/loan/resumption.html)

中小企業・SDGs ビジネス支援事業には、原則中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGs ビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の3つの支援メニューがある。「SDGs ビジネス支援型」には、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の2つの支援メニューがある。「中小企業支援型」の3メニューは、期間は3ヶ月~3年、支援業務の上限金額は850万円~1.5億円と幅があるが、規模、金額は通常小規模である。運用上、基礎調査を除き、GLが適用されている。主な製品・技術分野は、環境・エネルギー、廃棄物、水浄化・水処理、職業訓練・産業育成、福祉、農業、保健・医療、教育、防災・災害対策となっている。

「中小企業支援型」の3つの支援メニューの採択事例及び環境カテゴリは以下のとおり。

(a) 基礎調査については、ここ数年の案件の採択件数は年間 17~26 案件と多いため、2018 年度の事例を下表にまとめた。本スキームは情報収集を対象としており、フィージビリティ調査は実施しないため、運用上、JICA GL は適用していない。

表 3-5 中小企業・SDG ビジネス支援事業 (1) 基礎調査 (中小企業支援型) の一覧

(2018年4月16日公示分)

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名
1.	インドネシ	北海道ポラコン株式	膨張性粘土によるインフラ施設被害への多孔質(ポーラス)コンク
	ア	会社	リート製品導入に関する基礎調査
2.	フィリピン	株式会社繕	漏水を防ぐコンクリート補修材の販売に関する基礎調査
		日本プロロング株式	
		会社	
3.	フィリピン	ベルグアース株式会	現地環境に適した高品質・高収量野菜接木苗の生産販売事業のため
		社	の基礎調査
4.	カンボジア	株式会社ウエスト・	建設インフラを支える日本製中古小型建設機械の流通及び活用に
		マネージメント	関する基礎調査

No.	対象国	提案法人名(代表)	案件名
5.	ベトナム	株式会社グランソー	がん治療のための医療サービスの質向上にかかる基礎調査
		ル免疫研究所	
6.	ベトナム	株式会社グリーンテ	廃棄卵殻を活用した有機石灰肥料事業に係る基礎調査
		クノ 21	
7.	ベトナム	壽環境機材株式会社	ベトナム国 湖沼水浄化システム事業に関わる基礎調査
8.	ミャンマー	中島特殊鋼株式会社	高機能特殊鋼を利用する特殊金型の現地展開に関する基礎調査
9.	モンゴル	山口産業株式会社	ラセッテー (RUSSETY)なめし技法を活用したモンゴル・レザーの
			ブランド化に関する基礎調査
10.	タンザニア	株式会社スタジオキ	タンザニア国 モバイルアプリによる都市公共交通(バス)サービス
		ャンビー	改善にかかる基礎調査
11.	ザンビア	アルファ工業株式会	ザンビア国内の橋梁補修に関する基礎調査
		社	
12.	ブルキナフ	鉱研工業株式会社	難水地域における地下水開発のための基礎調査
	アソ		
13.	セネガル	株式会社ステラ環境	医療廃棄物の分散処理体制構築に向けた小型焼却炉導入による保
			健衛生向上に係る基礎調査

1. 民間連携事業 基礎調査 (中小企業支援型)

(https://www.jica.go.jp/priv\_partner/activities/fs/index.html)

(b)「中小企業支援型」の案件化調査については、GLの対象とする協力事業でないものの、 運用上、適用されてきた。ここ数年の案件の採択件数は年間 20~36 案件と多いため、最 新の 2018 年度前期の事例を下表にまとめた。大半の案件で環境カテゴリは C となってい る。一部の案件では相手方企業と契約交渉中であり、環境カテゴリは今後公開される予定 である(下記表で環境カテゴリ欄に「一」と表示)。

表 3-6 中小企業・SDG ビジネス支援事業 (2) 案件化調査 (中小企支援型) の一覧 (2018 年 4 月 16 日公示分)

No.	対象国	提案法人名(代	案件名	環境
		表)		カテゴリ
1.	インドネシア	中里建設株式会社	都市給水の水質および供給力を向上するための送配水	С
			管内洗浄案件化調査	
2.	インドネシア	株式会社石橋	有機性廃棄物の再資源化サプライチェーン事業案件化	С
			調査	
3.	マレーシア	株式会社北菱	下水道維持管理ロボットによる下水道管路の維持管理	С
			案件化調査	
4.	フィリピン	株式会社たから	イロコスノルテ州におけるニンニクの増産と黒ニンニ	С
			ク加工による生計向上のための案件化調査	

No.	対象国	提案法人名(代	案件名	環境
		表)		カテゴリ
5.	タイ	三木理研工業株式	微生物による染色排水の脱色事業案件化調査【途上国	С
		会社	発イノベーション枠】	
6.	タイ	株式会社ナカムラ	タイ王国での深刻化するヘイズ・森林火災対策に係る	С
		消防化学	多機能消防ポンプの導入にかかる案件化調査	
7.	カンボジア	タキイ種苗株式会	高品質種子と接ぎ木育苗技術による野菜の高付加価値	С
		社	化と生産性向上事業案件化調査	
8.	ラオス	株式会社三幸工務	耐久性の高い道路整備を可能にするコンクリート二次	_
		店	製品の導入に向けた案件化調査	
		岡山コンクリート		
		工業株式会社		
9.	ラオス	根来産業株式会社	使用済み PET ボトル再生製品原料化事業案件化調査	С
10.	ベトナム	鈴健興業株式会社	建設廃棄物の安全で効率的な分別・選別処理システム	С
			による埋め立て処分量削減のための案件化調査	
11.	ベトナム	中島物産株式会社	自然調和型養殖技術を通じたエビ養殖生産性向上の案	_
			件化調査	
12.	ベトナム	株式会社ポラリス	機能回復を目的としたリハビリサービス導入事業案件	_
			化調査【中堅企業枠】	
13.	ミャンマー	株式会社 OKAMURA	南部デルタ貧困地域の水衛生問題改善のための病院・	С
			市場等への高度浄化槽導入に関する案件化調査	
14.	ミャンマー	株式会社春江	ヤンゴン市の医療廃棄物適正処理のための民間受託に	_
			   向けた最適な回収・運搬・処分システム構築に係る案	
			件化調査	
15.	ミャンマー	株式会社メリータ	ミャンマー国における稚エビ生産技術及び養殖農家支	_
		イムフーズ	   援の案件化調査【中堅企業枠(共同企業体)】	
		株式会社ヒガシマ		
		ル		
16.	メキシコ	株式会社朝田商会		_
			│ │ 入による廃棄貝殻の焼成・減容化及び残渣の再資源化	
			   に向けた案件化調査	
17.	メキシコ	株式会社黒田工業	農業用フィルムおよびプラスチックのリサイクル技術	С
		株式会社パンテッ	及び適正処理技術に関する案件化調査	
		2		
18.	ニカラグア	株式会社 Bace	カカオの高付加価値化とバリューチェーン構築のため	С
			の案件化調査	
19.	ペルー	レキオスソフト株	日本式早期地震検知システムによる防災対策のための	С
		1 1 1 1 2 2 1 1 1 1	1. 1. 1. 1. 794-100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100	

No.	対象国	提案法人名(代	案件名	環境
		表)		カテゴリ
		式会社	案件化調査【途上国発イノベーション枠】	
20.	ケニア	トミタテクノロジ	施設園芸での養液栽培を活用した北部回廊の産地化に	С
		一株式会社	かかる案件化調査	

1. 民間連携事業 案件化調査 (中小企業支援型)

(https://www.jica.go.jp/priv\_partner/activities/smebmfs/index.html)

(c) 「中小企業支援型」の普及・実証・ビジネス化事業については、GLの対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。ここ数年の案件の採択件数は年間 16~19案件と多いため、最新の 2018 年度前期の事例を下表にまとめた。一部の案件は相手方企業と契約交渉中であり、環境カテゴリは今後公開される予定であるが(下記表で環境カテゴリ欄に「一」と表示)、それ以外の案件は全てカテゴリ C となっている。

表 3-7 中小企業・SDG ビジネス支援事業 (3)普及・実証・ビジネス化事業 (中小企業支援型) の一覧 (2018 年 4 月 16 日公示分)

No.	対象国	提案法人名	案件名	環境
		(代表)		カテゴリ
1.	フィリピン	株式会社オーエ	フィリピン国 腐敗槽汚泥(Septage)固液分離液の高度処	_
		ム製作所	理システムの普及実証事業【インフラ整備技術推進特別	
			枠】	
2.	ベトナム	株式会社なにわ	ラムドン省産切り花高付加価値化のためのバリューチェ	С
		花いちば	ーン・コーディネーション普及・実証事業	
3.	ベトナム	株式会社ジェ	高濃度有機系産業排水を対象とした高性能排水処理シス	_
		ー・フィルズ	テム普及・実証事業	
4.	ベトナム	ワタキューセイ	公立病院の院内衛生環境改善のためのリネンサプライサ	С
		モア株式会社	ービス普及・実証事業【1.5億円枠】	
5.	ベトナム	株式会社エフ・	旭川市・クアンニン省の都市間連携による農産加工力向上	С
		イー	のための普及・実証事業【地域産業集積海外展開推進枠】	
6.	ミャンマー	株式会社リード	ミャンマー国 電動アシスト自転車普及・実証事業【1.5億	С
		技研	円枠】	
7.	モンゴル	トーイツ株式会	分娩監視装置及び集中監視システム導入を通じた周産期	С
		社	医療の質の改善のための普及・実証事業	
8.	インド	魚谷鉄工株式会	サトウキビ生産性向上及び高付加価値化を目的とした収	С
		社	穫機導入に関する普及・実証事業	
9.	メキシコ	海洋建設株式会	シェルナースを用いた持続可能な漁業に係る普及・実証事	С
		社	業	
10.	メキシコ	カネパッケージ	自動車産業の補完産業としての梱包材産業振興に向けた	С

No.	対象国	提案法人名	案件名	環境
		(代表)		カテゴリ
		株式会社	普及実証事業【1.5億円枠】	
11.	エクアドル	株式会社アステ	情報弱者のテレビ放送へのアクセスを保障する安心安全	С
		ム	のための放送・通信インフラ普及・実証事業【インフラ整	
			備技術推進特別枠】	
12.	モロッコ	エコステージエ	油温減圧式乾燥機の導入によるオリーブ搾油粕の資源化	С
		ンジニアリング	のための普及・実証事業	
		株式会社		
13.	ケニア	株式会社教育情	教育の質向上のための e ラーニングシステム導入に係る	С
		報サービス	普及・実証事業	
14.	南アフリカ共	林総事株式会社	先進的軌道保全技術(座屈防止板)導入による脱線等の軌	С
	和国		道事故を防止するための普及・実証事業【インフラ整備技	
			術推進特別枠】	
15.	タンザニア	辻プラスチック	自発光道路鋲を活用した夜間交通安全対策のための普及・	С
		株式会社	実証事業	
16.	セネガル	テラル株式会社	直流及び交流駆動型ソーラーポンプシステムを活用した	С
		株式会社エー・	小規模地方給水施設整備普及・実証事業	
		シー・アイ		

1. 民間連携事業 普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)

(https://www.jica.go.jp/priv\_partner/activities/smebvs/index.html)

「SDGs ビジネス支援型」は 2018 年 7 月に新設されたスキームであり、未だ事例がない。 運用上、GL が適用される。前身の制度である途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査、及び開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業も、GL の対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査、及び開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の 2018 年前期の採択案件を下記にまとめた。両調査とも、環境カテゴリは全ての案件についてカテゴリ C であった。

表 3-8 SDGs ビジネス支援型の前身の制度対象事業の一覧

No.	公示年月	対象国	提案法人名(代表)	案件名	環境カ テゴリ	貢献を 目指す SDGs			
旧途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査									
1.	2018年	インドネシ	帝人フロンテ	デング熱対策のための防蚊	С	3			
	4月8日	ア	ィア株式会社	衣類生産・販売ビジネス					
				(SDGs ビジネス)調査					
2.	2018年	ミャンマー	アルプス薬品	小規模農家の収入向上のた	C	10			
	4月8日		工業株式会社	めのセンナ栽培・加工品販売					
				ビジネス (SDGs ビジネス) 調					

No.	公示年月	対象国	提案法人名(代 表)	案件名	環境カ テゴリ	貢献を 目指す
旧名	一日の部題級油チ	刊レジラフ (ch	Gs ビジネス)調査	\$		SDGs
山垭山	「国の味趣解仏会	生にクイハ (3)	びること个ハ)明正	<u>.</u> 「		
3.	2018 年	ミャンマー	SOMPOJ	農村部の金融アクセス向上	С	1, 13
٥.	4月8日	1.42	スケアマネジ	のための融資付帯保険商品	C	1, 15
	4)10 H		メント株式会	開発・普及ビジネス(SDGs ビ		
			社	ジネス)調査		
4.	2018年	バングラデ	イチバンライ	農家の収入向上のためのモ	С	10
	4月8日	シュ	フ株式会社	リンガ生産・加工品販売ビジ		
				ネス(SDGs ビジネス)調		
5.	2018年	南アフリカ	一般財団法人	衛星データを活用した農作	С	2, 13
	4月8日		リモート・セン	物生産性向上のための農業		
			シング技術セ	情報サービスビジネス (SDGs		
			ンター	ビジネス)調査		
6.	2018年	ブルキナフ	不二製油グル	栄養改善及び女性の収入向	С	2, 5
	4月8日	アソ	ープ本社株式	上のための大豆食品バリュ		
			会社	ーチェーン構築ビジネス		
HH 3% \		四十四 かっとい	。口胆让怎关五归	(SDGs ビジネス)調査		
			の民間技術普及促	进事業		
7.	2018年	インドネシ	株式会社オプ	遠隔作業支援サービス普及	С	_
	5月14日	ア	ティム	促進事業		_
8.	2018年	カンボジア	ニチレキ株式	路上路盤再生工法普及促進	С	_
	5月14日	ベトナム	会社	事業	C	_
9.	2018年 5月14日	ヘトテム	株式会社みち のりホールデ	バス経営・運営ノウハウ普及 促進事業	C	-
	5月14日					
10.	2018 年	ネパール	イングス 株式会社日健	土壌藻類を活用した環境配	С	
10.	2018年 5月14日	イハール	株式芸社 F 健 総本社	工場際類を活用した環境配慮型斜面復旧技術普及促進		
	り月 14 日		形心/ <del>↑</del> 个工	思空科		
11.	2018年	ケニア	株式会社カネ	<del>ず未</del> PHBH系コンパウンドに	С	_
11.	5月14日	, - ,	力	よる生分解性レジ袋普及促		
	- /			進事業		
12.	2018年	ケニア	株式会社ウェ	高濁度·水質変動対応型浄水	С	_
	5月14日		ルシィ	技術普及促進事業		

出典:下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 旧途上国の課題解決型ビジネス (SDGs ビジネス) 調査

https://www.jica.go.jp/announce/notice/bop/ku57pq000027nsw1-att/result\_01\_20180406.pdf

2. 旧開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

https://www.jica.go.jp/announce/notice/kaihatsu/ku57pq000028izy0-att/result\_20180514.pdf

## 1.1.8 他ドナーのコモンアプローチ適用事例の整理

GL 施行後の業務環境の変化に関連して、国際金融機関が行っている協調融資におけるコモンアプローチの採用について、他ドナー(世銀、ADB、IFC)の事例の整理を行った。

世銀 ESF の記載は以下のとおり。

9. Where the Bank is jointly financing a project with other multilateral or bilateral funding agencies, the Bank will cooperate with such agencies and the Borrower in order to agree on a common approach for the assessment and management of environmental and social risks and impacts of the project. A common approach will be acceptable to the Bank, provided that such approach will enable the project to achieve objectives materially consistent with the ESSs. The Bank will require the Borrower to apply the common approach to the project. The Bank will also coordinate with such agencies so that the Bank and the Borrower may be able to disclose one set of project-related materials for stakeholder engagement.

The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, p5, para 9

World Bank ESF (2018)

各 ESS を満たすことが確認できることが、世銀がコモンアプローチを採用する条件となる。コモンアプローチを適用する際、他ドナーが融資するコンポーネントも含めた事業全体のレビューやモニタリング、文書作成、情報公開といった手続きの共通化をどのように行うかについての具体的な方針は、ESF に書かれておらず、今後実施するワシントンDC での聞き取り調査で確認する。

ADB の SPS(2009)では、協調融資を実施する際には、ADB と協調融資先の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評価やコンサルテーションの実施、一本化された環境社会配慮文書の作成等、共通の手続きを採用するよう努力する、と規定されている(ADB SPS、para70)。本調査の現地調査でヒアリングを行った ADB のベトナム事務所の環境配慮担当者からは、実際の運用上、ADB が AFD や AusAid 等のバイドナーと協調融資を行う際には、ADB の SPS を適用し、環境社会配慮関連業務を ADB が一元管理するのが一般的なやり方である、との説明があった。

ADB は、2008年にイスラム開発銀行(Islamic Development Bank, IDB)との間で協調融資にかかる枠組み合意 (Framework Cofinancing Agreement: FCA) を結んでおり、また 2016年には、協調融資の実施ガイドライン (ADB-IDB Partnership and Cofinancing Guide, 2016)を策定している。同ガイドラインでは、「ADBとイスラム開発銀行、相手国は、コモンアプローチにかかる早期のコンサルテーションや合意形成を通じて、双方の環境社会配慮要件を満たす」との記載がある。具体的には、両者は協調融資の対象とする案件について情報共有を行い、ミッションのタイミングを合わせるなどして共同で案件形成を行っていく。ただし、セーフガードについては、上述のように ADBと IDB 双方の要件を満たすことが必要とされており、両者で手続きを共通化するところまでは踏み込んでいない。イスラム開発銀行の他、2017年時点で、ADBは 12機関と協調融資にかかる合意を結んでおり、JICAとの間に結ばれた質の高いインフラパートナーシップに基づく業務協力の覚書も含

まれる。また、ADB は 2018 年 5 月には、韓国国際協力団との間で、協調融資の強化にかかる MOU を締結した  $^1$ 。

IFC の Sustainability Policy (2012) およびパフォーマンススタンダードには、コモンアプローチにかかる記載はない。

### 1.1.9 他ドナーポリシーにおける関連記述の整理

(1) 全般:他ドナーのセーフガードポリシー改定にかかる動向

JICA GL 2.6 参照する法令と基準に関連して、世銀、ADB, IFCのセーフガードポリシーの策定・改訂の動向、及び改訂にあたりポリシーの運用状況の評価を行っている場合はそれらを調査した。

各組織のセーフガードポリシーの策定・施行状況は下記のとおりである。ADBにおいては、現行ポリシーの運用にかかる評価が行われている。

機関	セーフガードポリシーの策定状況		改定の動向
世銀	2016年8月にESFの承認	4	現時点でなし
	2018年10月から施行		
ADB	2009年7月に承認	✓	2018年7月~2019年11月に独立評価局によ
	承認から6ヶ月後に施行		る運用評価「Corporate Evaluation of the
			Safeguard Policy Statement」が行われてい
			る。
IFC	Sustainability Frameworkは2012年1月1日	✓	公式ウェブサイトには記載されておらず
	に施行		

表 3-9 他ドナーのセーフガードポリシーの策定状況

出典: 各セーフガードポリシー・ウェブサイトに基づき JICA 調査団が作成

JICA GLに最も大きな影響としては、世銀の ESF の策定が挙げられる。

ESF は、以下の文書から構成される包括的な文書であり、2018 年 10 月から施行されている。

- Vision for Sustainable Development:世銀の環境・社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの
- The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing(Environmental and Social Policy): 世銀が満たすべき要件を示したもの
- Environmental and Social Standards (ESS) : 借入人と実施されるプロジェクトが 満たすべき要件を示したもの

主要な変更点は以下のとおり、まとめられる。

(1) セーフガードに関する既存の 9 つの個別規程 (Operational Policy, Bank Procedures) を一本化。ESF には 10 の ESS が含まれ、プロジェクトには全ての ESS が

<sup>1</sup> ADB Signs Agreements with the Republic of Korea to Strengthen Cofinancing and Technical Cooperation (3 May 2018), https://www.adb.org/news/adb-signs-agreements-republic-korea-strengthen-cofinancing-and-technical-cooperation

適用される。既存のセーフガード政策から基準が明確化されたのは、雇用と労働条件 (ESS 2)、コミュニティの衛生安全(ESS 4)等。

- (2) 従来のセーフガード政策では、環境社会影響の程度に基づきカテゴリ分類を行っていたが、ESFでは当該事業のリスクに基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。
- (3) IFC を始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの 調和化が図られている。

その他の機関の動きとしては、ADB は、2018 年 7月~2019 年 11 月に SPS の運用評価を実施することを発表している。

IFC については現状、改訂の動きは見られない。

JICA GL の改訂に際しては、労働安全、コミュニティーの安全衛生といった新規に ESS が 策定された影響項目への対応等を必要に応じて考慮することになる。

表 3-10 他ドナーの動向の整理

	表 3-10 他ドナーの動向の整理				
機関	現況	概要			
世銀	2012年10月 Phase 1コンサルテ	概要は下記のとおり。変更の詳細は後述の表 3-11 JICA 環境			
	ーション開始	社会配慮ガイドラインと世銀 ESF のギャップ分析を参照。			
	2016/8/4 に ESF を世銀 Board が承	✓ パリ宣言での援助の効率化、援助関係者・Borrowerの			
	認	Country Safeguard Systemの協調を踏まえてセーフガー			
	2018 年 7 月に補足資料 Guidance	ドポリシーの協調も更に注視された(p.5, Approach			
	Note, Good Practice Note,	Paper, 世銀, 2012)			
	template を公開	✓ Borrower の柔軟的な対応、早急な反応、より良い開発成			
	2018年10月1日から ESF を適用	果を求めるため Investment Lending のプロセスの見直			
		し、セーフガードポリシーの見直しが必要となる(p. 6,			
		Approach Paper,世銀,2012)。			
		✓ 過去 20 年間における PPP 案件への投資における民間セ			
		クター役割の増大(p.6, Approach Paper, 世銀,			
		2012)。			
		✓ セーフガードポリシーを IFC と同様に 1 本化。これまで			
		は当該個別 OP の要件について合意しているが、新 ESF			
		後は全てのセーフガード要件が対象となる。			
		✓ カテゴリ分類からリスク分類へ。案件以外の要素も検討			
		(例:実施機関の能力)			
		✔ 計画から実施まで段階において、ステークホルダーエン			
		ゲージメントとモニタリングの注視(Factsheet ESF			
		Updated Jan 2018)			
		✓ Occupational Health and Safety, 労働環境、コミュニ			
		ティーの衛生安全、紛争・犯罪における人間の安全保障			

機関		現況	概要
			が追加された(Factsheet ESF Updated Jan 2018)
			✓ GHG 排出の予測、living natural resources の持続可能
			な管理、水資源管理の追加。(Factsheet ESF Updated
			Jan 2018)
			✓ パリ宣言などで承認された Country Safeguard System
			の強化の認識 (Factsheet ESF Updated Jan 2018)
ADB	1.	2018 - 2019 full evaluation	【予定されている手法】
		of the Safeguard Policy	2018年7月(Evaluation Approach Paper作成)~2019年11
		Statement (予定)	月予定。
		(Evaluation Approach Paper,	60 プロジェクト対象。
		Corporate Evaluation of the	I. 債権総額の分析と外部レビュー
		Safeguard Policy Statement,	(a)MFI セーフガードフレームワークの比較分析
		August 2018,	(b)セーフガード運用の文献調査
		https://www.adb.org/site/ev	(c)債務総額の分析
		aluation/ongoing-	(d)セーフガードにかかる構造的なレビュー
		evaluations)	II. 国別ケース評価:7カ国対象(ウズベキスタン、イン
			ド、中国、ベトナム、ネパール、インドネシア、パプアニュ
			ーギニア)。詳細現地調査を含む。
			III. プロジェクトケース評価:4案件×5カ国対象(インド、
			パプアニューギニア、中国、ベトナム、ウズベキスタン)、モ
			ニタリングレポート・GRM 実施レポートのレビュー、ランダ
			ム現地調査、PAP やステークホルダーとの FGD、実施機関・現
			地のリソースパーソン・CSO・受益者・PAP・開発パートナー
			とのコンサルテーション。
			III. ステークホルダーとのコンサルテーション
			(a)スタッフへの聞き取り・インタビュー・FGD
			(b) クライアントへのインタビュー・FGD
			(c) ADB マネージャーとの半構造的なインタビュー

出典:下記資料に基づき JICA 調査団が作成

1. 世銀: Factsheet ESF Updated Jan 2018,

http://pubdocs.worldbank.org/en/725431477511695716/Factsheet-ESF-Jan-2018.pdf

### 2. ADB:

Real-time Evaluation of ADB's Safeguard Implementation Experience Based on Selected Case Studies, Nov. 2016,

 $\label{lem:https://www.adb.org/documents/real-time-evaluation-adb-s-safeguard-implementation-experience-country-case-studies$ 

Safeguards Operational Review: ADB Processes, Portfolio, Country Systems, and Financial Intermediaries (Evaluation Document), Oct. 2014,

https://www.adb.org/documents/safeguards-operational-review-adb-processes-portfolio-country-systems-and-financial-interm

3. IFC: "Improving IFC's Approach to Environmental and Social Risk Management - Listening,

Learning, and Adapting (updated April 2017),"

https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/77c11449-261e-484b-a885-f9d77b087386/Improving
IFCs-+Approach-to-ES-Risk-Management-Updated-April-2017.pdf?MOD=AJPERES

# (2) JICA GL と世銀 ESF のギャップ分析

JICA GL 2.6 参照する法令と基準に関連して、世銀のセーフガード政策から ESF への変更点、及び ESF と現行の JICA GL の相違点を整理した。

表 3-11 JICA 環境社会配慮ガイドラインと世銀 ESF のギャップ分析

	及 3 II JIOA 保免任去配應	\ <i>N</i> 1	トフインと世級 ESF のキャツノ分析	
JICA GL 項目	JICA GL 条文の記載		ESF の記載	ギャップ
GL・フレームワー	JICA GL は下記で構成される。	1.	ESF は下記で構成される。	1. 特になし
クの構成	I. 基本的事項	-	Overview of the World Bank Environmental and	
	1.1 理念		Social Framework	
	1.2 目的	-	A Vision for Sustainable Development	
	1.3 定義	-	World Bank Environmental and Social Policy for	
	1.4 環境社会配慮の基本方針		Investment Project Financing (Environmental and	
	1.5 JICA の責務		Social Policy)	
	1.6 相手国等に求める要件	-	Borrower's Requirements – Environmental and	
	1.7 対象とする協力事業		Social Standards (ESS) 1-10	
	1.8 緊急時の措置			
	1.9 普及	2.	Environmental and Social Policy下でのBank	
	1.10 環境社会配慮助言委員会		Requirements の構成は下記のとおり。	
			1. Environmental and social risk classification	
	Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス		2. Use and strengthening of borrower's	
	2.1 情報の公開		environmental and social framework	
	2.2 カテゴリ分類		3. Environmental and social due diligence	
	2.3 環境社会配慮の項目		4. Social project types	

- 2.4 現地ステークホルダーとの協議
- 2.5 社会環境と人権への配慮
- 2.6 参照する法令と基準
- 2.7 環境社会配慮助言委員会による助言
- 2.8 JICA の意思決定
- 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保
- 2.10 ガイドラインの適用と見直し
- Ⅲ. 環境社会配慮の手続き
- 3.1 協力準備調査
- 3.2 有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト
- 3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が 行う事前の調査
- 3.4 開発計画調查型技術協力

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書 別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

別紙4スクリーニング様式

別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目 別紙 6 モニタリングを行う項目

- 5. Environmental and Social Committment Plan (ESCP)
- Information disclosure
- 7. Consultation and participation
- 8. Monitoring and implementation support
- 9. Grievance mechanism and accountability
- 3. ESS 1-10 は下記のとおり。
  - ESS 1: Assessment and Management of Environmental and Social Risks and impacts
  - 2. Labor and Working Conditions
  - Resource Efficiency and Pollution Prevention and Management
  - 4. Community Health and Safety
  - 5. Land Acquisition, Restrictions on Land Use and Involuntary Resettlement
  - 6. Biodiversity conservation and Sustainable
    Management of Living Natural Resources
  - 7. Indigenous Peoples/Sub-Saharan African
    Historically Underserved Traditional Local
    Communities
  - 8. Cultural Heritage
  - 9. Financial Intermediaries
  - Stakeholder Engagement and Information
     Disclosure

I. 基本的事項					
1.7 対象とする	1.	1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由	4.	Environmental and Social Policyは、世銀が実施す	2. GL ではコモンアプロー
協力事業		のものを除く)、3)外務省が自ら行う無償資金協		る Investment Project Financing(IPF)を対象とす	チにかかる記載はない。
		力について JICA が行う事前の調査、4)開発計画		<b>వ</b> 。	
		調査型技術協力、5)技術協力プロジェクトを対	5.	IPF は OP 10.00 で定義されているとおり	
		象とする。		International Bank for Reconstruction and	
				Development (IBRD) & International Development	
				Association (IDA)を通じて提供される Loan および	
				Guarantee で構成される(Environmental and Social	
				Policy,paral)。民間企業等への出資は IFC または	
				MIGA を通じて行われ、Environmental and Social	
				Policy は対象としていない。	
			6.	他ドナーと協調融資を行う場合には、「コモンアプロー	
				チの採用に合意するために他ドナーおよび相手国と協	
				力する」と規定している。協調融資先のセーフガード	
				ポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとって	
				も世銀の ESS1- 10 を満たすことが可能と判断される場	
				合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコ	
				モンアプローチを採用することが可能.	
				(Environmental and Social Policy, para9)	
1.8 緊急時の措	2.	緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争	7.	(1)相手国に、自然・人的災害や紛争による緊急なニー	3. 特になし
置		後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドライ		ズ、または(2)特定の脆弱さにより能力に制限があると	
		ンに従った環境社会配慮の手続きを実施する時		世銀がみなした場合は OP 10.00 が適用される。(Para	
		間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、		14, 世銀 Environmental and Social Policy)	
		早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判	8.	プロジェクトの準備段階でなされるべき BP10.0 および	

断と実施する手続きを環境社会配慮助言委員会 に報告し、その結果を公開する。必要な場合は 助言を求める。

3. JICA GL FAQ には以下のとおり記載あり。緊急時においても、原則として、環境社会配慮ガイドラインに従った手続きを行うことが望ましいと考えます。ただし、自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続きの内容について環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、JICA が必要と判断した場合は助言を求めます。

これまでの運用では、開発計画調査型技術協力 において、緊急を要すると判断された案件があ ります。その際には、本来であれば開発計画調 査型技術協力の実施前に行う環境社会配慮確認 を緊急性の観点から省略

しました。ただし、開発計画調査型技術協力の 実施段階において、これらの環境社会配慮確認 を行うことにより、適切な実施の確保に努めま した。なお、開発計画調査型技術協力以外のス キームに対して、今後、緊急時 OP/BP11.00 で定める受託者責任および環境社会配慮に かかる要件は、プロジェクト実施段階に延期される場 合がある。(Para 11, OP 10.00)

供、コンサルテーションを実施し、ESCP 改定版を

		の措置が適用される可能性も想定されます。			
Ⅱ. 環境社会配慮の	<b>のプロ</b>	コセス	1		
2.1 情報の公開	4.	プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開	9.	Environmental and Social Policy, F. Information	4. 環境レビュー前の公開対
(一部、「3.2		は、相手国等が主体的に行うことを原則とし、		disclosure での世銀の要件は以下のとおり。 - 相手国から提供され文書について、World Bank	象の EIA 報告書のステータ
有償資金協力、無		必要に応じ、JICA は、協力事業によって相手国		Policy on Access to Information <sup>1</sup> が適用される	ス及び公開が求められる期
償資金協力(国際		等を支援する。		(para49)。同ポリシーは、個人情報等の公開に適 さない情報については公開対象外としている。	間が、世銀と JICA では異な
機関経由のものを	5.	JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力		- プロジェクトのリスクや影響に関する情報は、	る。
除く)、技術協力		事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って		ESS10 のとおり、プロジェクトの計画や緩和策へ 意味のあるインプットができるように、適切な時	
プロジェクト」か		適切な方法で自ら情報公開する。		期に、アクセスが容易な場所で、非影響者や関係	7 世銀 ESF にはモニタリン
ら抜粋)	6.	JICA は、協力事業の初期段階において、情報公		者が理解可能な言語で公開されることを世銀は要求する(para50)。	グ結果の公開にかかる規定
		開が確実に行われることを担保するための枠組		・ High Risk 及び Substantial Risk 案件について	はない。
		みについて、相手国等と協議し合意する。		は、世銀は環境社会リスク・影響に係る文書(環境社会影響が展れてまずくとの。	
	7.	公開すべき情報には、環境社会配慮に関する情		境社会影響評価に基づくもの、ドラフトまたは最 終版)をアプレイザル前に公開する。最終版、改	
		報とともに、協力事業本体に関する情報を含		定版は出来た時点で公開(para51)。	
		t.	10.	ESS) 1, E. Stakeholder engagement and information disclosure,	
	8.	JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対		- ESS10のとおり、相手国はプロジェクトサイクル	
		し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に		を通してステークホルダーへの情報提供を行う ( ESS 1 para51)。	
		関する情報の提供を行う。		- High Risk 及び Substantial Risk 案件について	
	9.	JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する		は、プロジェクトアプレイザル前に相手国は世銀	
		情報が現地ステークホルダーに対して公開・提		に環境社会リスク・影響に係る書類を提出し、公開する(ESS 1, para52)。	
		供されるよう、相手国等に対して積極的に働き		- リスク・影響を追加するプロジェクトの著しい変	
		かける。		更がある場合は、相手国は非影響者に情報を提供しています。 これが なまれる	

 $<sup>^{1}\</sup> https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/090224b083057379.pdf$ 

- 10. JICA の支援を受けて相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行う場合において、相手国等は事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。その際、JICA は、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国等が作成することを支援する。
- 11. JICA は、情報公開をウェブサイトで日本語、英語または現地語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所等において閲覧に供する。
- 12. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととするとともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。
- 13. JICA での EIA・モニタリングの公開については 下記の 3.2 の記載を参照。
- 14. 3.2.1 環境レビュー
- 15. (1) カテゴリ A プロジェクト

公開する(ESS 1, para53)。

- 11. ESS 10 Stakeholder Engagement and Information Disclosure では、ステークホルダーがリスク・影響、潜在的な機会を理解できるように、相手国はプロジェクト、そのリスクや影響の性質や規模に応じて相応な方法や範囲、頻度で、ステークホルダーへの情報提供や協議を行うことが規定される(ESS 10, para19)。
- 12. プロジェクトの計画について意味のあるコンサルテーションが出来るよう世銀のプロジェクトアプレイザル前に、そしてできる限り早期に下記の情報へのアクセスを提供する(ESS 10, para19)。
- (a) プロジェクトの目的、性質、規模
- (b) プロジェクト活動の期間
- (c) ローカルコミュニティーへの想定されるリスクと影響、 緩和策の提言、社会的弱者や不利な条件に置かれた人々への 想定される偏在的影響の特定、そして特化した緩和策
- (d) 提案されるステークホルダーエンゲージメントプロセス
- (e) 提案される住民協議の日時と場所、通知・記録・報告方法
- (f) 苦情処理プロセス・方法.
- 13. 情報は現地語で、アクセスが容易な場所、文化的に適切とされる方法で、影響を受けるグループの特定のニーズ(障害、識字、ジェンダー、移動能力、言語の違い、アクセスの可能性の違い等)を考慮の上、公開する。

(ESS10, para20)

- 16. JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120日以前に公開する。相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する。
- 17. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。
- 18. (2) カテゴリ B プロジェクト
- 19. 1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明 書、2)住民移転計画、3)先住民族計画の提出が あった場合は情報公開を行う。
- 20. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。
- 21. (3)カテゴリ FI
- 22. 対象サブプロジェクトにカテゴリAに分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICAは、原則として、カテゴリAのサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリAで求められているものと同様の環境レビュー及び

		情報公開を行う。		
	23.	合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサ		
		イトで情報公開する。		
	24.	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認		
	25.	JICA は、相手国等によるモニタリング結果につ		
		いて、相手国等で一般に公開されている範囲で		
		ウェブサイトで公開する。また、第三者等から		
		請求があった場合は、相手国等の了解を前提に		
		公開する。		
2.2 カテゴリ分	26.	JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立	14. プロジェクトは FI 案件も含み全ての案件が下記4つ	5. JICA GL のカテゴリ分類
類		地等を勘案して、以下に示すように環境・社会	のリスクに分類される。(Environmental and Social	はセクター、影響の特性、
		的影響の程度に応じて4段階のカテゴリ分類を	Policy,para20)各リスク分類の定義は ESF・GN には	地域特性に基づき分類され
		行う。	記載されていない。	るが、 世銀は相手国のキャ
	27.	カテゴリ A:環境や社会への重大で望ましくない	- High Risk	パシティー等を考慮しリス
		影響のある可能性を持つようなプロジェクトは	- Substantial Risk	クを4つ(High Risk,
		カテゴリAに分類される。また、影響が複雑で	- Moderate Risk	Substantial Risk,
		あったり、先例がなく影響の予測が困難である	- Low Risk	Moderate Risk, Low Risk)
		ような場合、影響範囲が大きかったり影響が不	15. 分類には下記の関連事項を考慮する。	に分類する。
		可逆的である場合もカテゴリ A に分類される。	-プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模	
		影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の	-想定される環境社会リスク・影響の性質と規模	
		領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAに	-相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社	
		は、原則として、影響を及ぼしやすいセクター	会リスク・影響を管理する能力、ESS に基づく管理へ	
		のプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持	のコミットメント	
		つプロジェクト及び影響を受けやすい地域ある	-特定のプロジェクトの環境・社会面の影響に対する緩	
		いはその近傍に立地するプロジェクトが含まれ	和策の実績と結果	

- る。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響 を受けやすい地域の例示一覧を別紙3に示す。
- 28. カテゴリ B: 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。
- 29. カテゴリ C: 環境や社会への望ましくない影響が 最小限かあるいはほとんどないと考えられる協 力事業。
- 30. カテゴリ FI: JICA の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICA の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICA の融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリ FI に分類される。
- 31. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
- 32. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場

- -提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮
  (Environmental and Social Policy, para20)
- 16. 世銀はリスク分類・根拠をウェブサイト・プロジェクト文書で公開する (Environmental and Social Policy, para20)。
- 17. リスク分類は定期的に見直され、情報公開される (Environmental and Social Policy, para21)。
- 18. 各 ESS を遵守するため、借入人に求められる要件は、 プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境・社会 リスクや影響に比例して段階的に設定されている。

(Environmental and Social Policy, para 6)

記する場合は、それら代替案のなかで取も重人な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。  33. JICAは、相手国等に別紙4のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。  34. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全を含む)を含む。なお、個別プロジ	19. 世銀が影響評価を行う項目は下記のとおり (Environmental and Social Policy, para4)。具体 的な項目に課せられる要件は各 ESS のとおり。 Environmental risks and impacts: (i) those identified in the World Bank Group Environmental, Health, and Safety Guidelines (EHSGs); (ii) those related to community safety (including dam safety and safe use of pesticides); (iii) those related to climate change and other transboundary or global risks and impacts; (iv) any material threat to the protection, conservation, maintenance and restoration of natural habitats and biodiversity; (v) those related to ecosystem services and the use of living natural resources, such as fisheries and forests; Social risks and impacts: (i) threats to human security through the escalation of personal, communal or interstate conflict,	<ol> <li>影響項目については、 「別紙1検討する影響 スコープ」の欄を参 照。</li> <li>JICA GL には、相手国等 の環境社会配慮フレー ムワークの活用につい て規定がない。</li> </ol>
リ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプ		
	行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。  3. JICAは、相手国等に別紙4のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。  4. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域にお	行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的 影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検 計する場合は、それら代替案のかかで最も重大 な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴ リ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプ ロジェクトが明確になった以降は、必要に応じ てカテゴリ分類を見直すものとする。 33. JICA は、相手国等に別紙 4 のスクリーニング様 式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際 の参考にする。 34. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄 物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物 相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境 (越境または地球規模の環境影響を含む)並び に非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手 段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社 会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、 既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や 先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と 便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジ エンダー、子どもの権利、文化遺産、地域にお ける利害の対立、HIV/AIDS 等の成染症、労働援

	•		
2.4 現地ステー	36.	要なものに絞り込む。 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接 的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的 影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、 プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を 考慮する。 環境や地域社会に対する影響を事前に把握する には関連する様々な情報が必要であるが、影響 のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理 由から、影響予測を行うことには一定の不確実 性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断 される場合には、可能な限り予防的な措置を組 み込んだ環境社会配慮を検討する。	disproportionately on individuals or groups who, because of their particular circumstances, may be disadvantaged or vulnerable; (iii) any prejudice or discrimination toward individuals or groups in providing access to development resources and project benefits, particularly in the case of those who may be disadvantaged or vulnerable; (iv) negative economic and social impacts relating to the involuntary taking of land or restrictions on land use; (v) risks or impacts associated with land and natural resource tenure and use, including (as relevant) potential project impacts on local land use patterns and tenurial arrangements, land access and availability, food security and land values, and any corresponding risks related to conflict or contestation over land and natural resources; (vi) impacts on the health, safety and well-being of workers and project-affected communities (vii) risks to cultural heritage. 20. 相手国は、環境社会影響評価を実施し、その結果を Environmental and Social Impact Assessment (ESIA) 報告書等にまとめる(ESS 1, Annex1, para5) 21. 相手国は、医SIAの緩和策、モニタリング計画等の重要 点を整理した Environmental and Social Commitment Plan (ESCP)を作成し、実施する(ESS 1, para15) 22. 世銀が、相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ESS の各要件を満たした形でプロジェクトの リスクや影響に適切な対応がなされると判断した場 合、ESS の代わりに同フレームワークを活用すること も可能である(ESS 1, para19, 20)。
2.4 現地スアークホルダーとの協	37.	より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でで	23. 相手国が行っステークホルダーエンケーシメントはプ
がルターとの協		な合息形成に負するにめ、合理的な範囲内でで きるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協	マ、範囲、頻度はプロジェクトのリスクや影響に応じ 定されていない。
时		議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、	在、配囲、頻度はプロジェクトのサスクや影響に応じ

- 必要に応じ、JICA は協力事業によって相手国等を支援する。
- 38. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。
- 39. JICAは、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。
- 40. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの 把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代 替案の検討について早い段階から相手国等が現 地ステークホルダーとの協議を行うよう働きか けるとともに、必要な支援を行う。
- 41. JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、 現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手 国等に働きかける。
- 42. 現地ステークホルダーとの協議を行った場合は 協議記録を作成するよう、JICA は相手国等に働 きかける。
- 43. 参考: 2.8 JICA の意思決定 2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト 相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーとの間での協議が行わ

- 24. 相手国はステークホルダー参加計画 (Stakeholder Engagement Plan, 以下 SEP)を作成し実施する。SEP は リスクや影響に応じて、事業の影響を受ける人々、及 びその他の関心を持つステークホルダーを特定した上 で、事業に当該ステークホルダーを参画させるタイミ ングと方法を整理したもの(ESS10, para 13, 14)。
- 25. ステークホルダーの特定・分析が求められる。環境社会リスク・影響が多い案件については、independent third party specialists が雇用される場合がある (ESS 10, paral2)。
- 26. 意味あるコンサルテーションとは下記のとおり(ESS 10, para22)。
  - 2方向のプロセスであること
  - プロジェクト計画段階の早期に始まり、プロジェクト案への初期の意見を収集すること
  - ステークホルダーのフィードバックを奨励する。 特にプロジェクト案を説明した上での、環境社会 リスク・影響の緩和策の特定へのステークホルダ ーの関与。
  - リスクと影響がある限り、継続的に続ける。
  - 透明性があり、目的を持って、意味のある、容易 にアクセス可能な情報の事前公開・共有に基づき 実施され、意味のあるコンサルテーションに適し たタイムフレームであり、文化的に適切な形式

		れるよう努力すること。		で、ステークホルダーが理解する関連現地語で行	
				われる。	
				<ul><li>フィードバックの検討及びフィードバックへの返</li></ul>	
				答	
				- 被影響者による積極的な、インクルーシブな関与	
				を支援	
				- 外部による改ざん、干渉、強制、差別、脅迫がな	
				いこと。	
				- Borrowerによる記録、公開。	
2.5 社会環境と	44.	環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度	27.	ESF の冒頭に A vision for Sustainable Development	9. 特になし
人権への配慮		的条件及び協力事業が実施される地域の実情に		を掲げ、その中に開発プロセスへの全ての人の参加を	
		影響を受ける。JICAは、環境社会配慮への支		促すこと、そのため平等と非差別の原則、及び社会的	
		援・確認を行う際には、こうした条件を十分に		に脆弱な人々への配慮が重視されており、世界人権宣	
		考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自		言(Universal Declaration of Human Rights)を支持	
		由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が		することが述べられている。	
		制限されている地域における協力事業では、相			
		手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステ			
		ークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求め			
		られる。			
	45.	JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規			
		約をはじめとする国際的に確立した人権基準を			
		尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、			
		マイノリティなど社会的に弱い立場にあるもの			
		の人権については、特に配慮する。人権に関す			
		る国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手す			

Т	1				
		るとともに協力事業の情報公開を行い人権の状			
		況を把握し、意思決定に反映する。			
2.6 参照する法	46.	JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた	28.	相手国は環境社会アセスメントを実施する際には、下	10. 特になし
令と基準		環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守し		記を参照する(ESS 1, para 26)。	
		ているか、また、環境や地域社会に関する政策		- 相手国の環境社会面に関連する適用される政策フ	
		や計画に沿ったものであるかを確認する。		レームワーク、法規、組織能力(実施面を含	
	47.	JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクト		む)、国やプロジェクトのおかれた状況の違い、	
		が世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖		国の環境社会に関する調査結果、環境社会分野に	
		離がないことを確認する。また、適切と認める		おける行動計画、関連する国際条例・合意に基づ	
		場合には、他の国際金融機関が定めた基準、そ		きプロジェクトに適用される義務	
		の他の国際的に認知された基準、日本等の先進		- 各 ESS により適用される要件	
		国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又		- IFC EHS ガイドラインとその他の関連する Good	
		はグッドプラクティス等をベンチマークとして		International Industry Practice (GIIP) $^{1}_{\circ}$	
		参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基	29.	世銀は、EHS ガイドラインと相手国の基準に差異があ	
		準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな		る場合、より厳しい方の基準を適用することを相手国	
		乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮		に要求する。ただし、借入人の技術面や財政面の制約	
		を行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対		等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS 等の目的	
		話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等		を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代わ	
		を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認		りの基準を適用することがある。( Environmental and	
		する。		Social Policy, para 19)。	
	48.	JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが			
		適切な環境社会配慮がなされる上で重要である			
		ことに留意する。			

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Good International Industry Practice (GIIP) is defined as the exercise of professional skill, diligence, prudence, and foresight that would reasonably be expected from skilled and experienced professionals engaged in the same type of undertaking under the same or similar circumstances globally or regionally. The outcome of such exercise should be that the project employs the most appropriate technologies in the project-specific circumstances.

49. JICA は、情報公開に関し、相手国等と日本政府 の関連する法律を踏まえる。

#### 別紙

## 検討する影響スコ ープ

- 50. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響(越境の又は地球規模の環境影響を含む)並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全含む)。
- 51. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接 的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的 影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、 プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を 考慮することが望ましい。

### JICA GL FAQ 上の定義

### 【不可分一体の事業】

- JICAでは、国際金融公社(IFC)Performance Standard 1の定義\*を参考に、JICAが協力を行わない関連事業のうち、①仮に JICAが協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICAが協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。例えば、... 送電線部分が、JICAが協力を行う対象の事業(発電所)と不可分一体の事

- 30. 不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響は ESS 1 において下記のとおり定義されている。
  - 不可分一体性の事業: For the purpose of this Policy, the term "Associated Facilities" means facilities or activities that are not funded as part of the project and, in the judgment of the Bank, are: (a) directly and significantly related to the project; and (b) carried out, or planned to be carried out, contemporaneously with the project; and (c) necessary for the project to be viable and would not have been constructed, expanded or conducted if the project did not exist. (para 11)
  - The Bank will require the Borrower to demonstrate the extent to which it cannot exercise control or influence over the Associated Facilities by providing details of the relevant considerations, which may include legal, regulatory and institutional factors. (Environmental and Social Policy,

11. JICA GL における不可分

 一体の事業の影響、派
 生的・二次的な影響、
 累積的影響は IFC PS の 定義を参照しており、
 世銀 ESS 1 で示された 定義は IFC PS の定義と 一部異なっている。

業である可能性があります。不可分一体事業について、JICAは、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書(住民移転計画、環境アセスメント報告書等)がJICA環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。(JICA GL FAQ)

#### 【派生的・二次的な影響】

- JICAでは、国際金融公社 (IFC) の Performance Standard 1\*を参考に、「JICAが協力を行う対象 の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。
- これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。(JICA GL FAQ)

#### 【累積的影響】

- JICAでは、国際金融公社(IFC)のPerformance Standard 1\*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点(例えばスコーピング時点)で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICAが協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業

footnote 17)

- 派生的·二次的影響: An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, and will not include induced impacts. (ESS1, Footnote 21, )
- 累積的な影響: The cumulative impact of the project is the incremental impact of the project when added to impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location. Cumulative impacts can result from individually minor but collectively significant activities taking place over a period of time. The environmental and social assessment will consider cumulative impacts that are recognized as important on the basis of scientific concerns and/or reflect the concerns of project-affected parties. The

において合理的と考えられる範囲内で、影響を 調査・検討することとします。(JICA GL FAQ)	potential cumulative impacts will be determined as early as possible, ideally as part of project scoping. (ESS1, Footnote 22)  - Cumulative Impact Assessment は、ESS 1の Annex 1)に含まれる要素としても説明されている。含まれる内容は、下記のとおり。 Cumulative Impact Assessment is an instrument to consider cumulative impacts of the project in combination with impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location. (ESS 1, Annex1, para5)	
法令、基準、計画 等との整合性 52. プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(中央政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。 53. プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。	31. ESS6では、生息地を'a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.'と定義し、この定義に該当するエリアは、以下の3つの生息地に分類される。  32. Modified Habitat:  Modified habitats are areas that may contain a large proportion of plant and/or animal species	12. 世銀 ESS6 では3つの生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法が定められている。法的に保護されている文化財についての要件が別途記載されている。

of non-native origin, and/or where human activity has substantially modified an area's primary ecological functions and species composition11. Modified habitats may include, for example, areas managed for agriculture, forest plantations, reclaimed12 coastal zones, and reclaimed wetlands. 33. Natural Habitat Natural habitats are areas composed of viable assemblages of plant and/or animal species of largely native origin, and/or where human activity has not essentially modified an area's primary ecological functions and species composition. 34. Critical Habitat Critical habitat is defined as areas with high biodiversity importance or value, including: (a) habitat of significant importance to Critically Endangered or Endangered species, as listed in the IUCN Red List of threatened species or equivalent national approaches; (b) habitat of significant importance to endemic or restricted-range species; (c) habitat supporting globally or nationally significant concentrations of migratory or

r		
		congregatory species;
		(d) highly threatened or unique ecosystems;
		(e) ecological gunctions or characteristics that
		are needed to maintain the viability of the
		biodiversity values described above in (a) to
		(d).
	35	. 借入人は3つのいずれかの生息地でプロジェクトを実
		施する場合、各々の要件を満たす必要がある。
	36	. <u>Modified Habitat</u> :
		生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策
		を講じる。
	37	. <u>Natural Habitat</u>
		事業が負の影響を与えることが想定される場合、技術
		的、財政的な見地から他の代替案がない場合で、なお
		かつミチゲーションヒエラルキーに沿った配慮が難し
		く、その結果として生物多様性オフセットが難しい場
		合、このような生息域においては事業に関するいかな
		る活動も行わない。
	38	. <u>Critical Habitat</u>
		借入機関は以下の場合を除いて、いかなる活動も実施
		しない
		1) 実行可能な代替案が他に無い場合
		2) 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択
		された案件の場合
		3) 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴
		<u> </u>

わない場合
4) 絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧種、生息地域限定種の個
体数が長期にわたり減少するような事業でない場合
5) 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない
場合
6) 生物多様性のネットゲイン達成に必要なミチゲーシ
ョンヒエラルキーが検討されている場合。
39. 保護区について、ESS 6 Footnote 15 "A clearly
defined geographical space, recognized, dedicated
and managed, through legal or other effective
means, to achieve the long-term conservation of
nature with associated ecosystem services and
cultural values." と定義されている。(ESS6, para
26)
40. 国際的に認知されている保護区の例示として、国際連
合教育科学文化機関(UNESCO)世界遺産条約に基づい
て作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存
地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重
要地域(KBA:Key Biodiversity Areas)、重要野鳥生
息地 (IBA;Important Bird Areas)、ゼロ同盟地域
(Alliance for Zero Extinction Sites) が追加され
た。 (ESS 6, footnote 16)
「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェ
クトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的

		1		
			ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施	
			する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一	
			体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわな	
			いよう配慮する。もしプロジェクト対象地が3つの生	
			息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は当該生	
			息地での事業実施要件を満たす必要があり、さらに保	
			護区での要件を追加で満たす必要がある。(ESS 6,	
			para 27)	
		41.	ESS8 Cultural Heritage では、対象は地域、国、国際	
			レベルで認識されている有形文化財・無形文化財を含	
			t.	
			法的に保護されている文化財の場合は、環境社会評価	
			で当該文化財がリストされなくてはならない。また、	
			国内法、国際的な文化財の規則、保護区の管理計画を	
			遵守し、文化財のスポンサー、管理者、影響を受ける	
			グループにコンサルテーションを行い、適宜保全のた	
			めの追加プログラムを実施する。	
社会的合意	54. プロジェクトは、それが計画されている国、地	42.	ESS 10 では以下のとおり規定されている。	13. 特になし。
	域において社会的に適切な方法で合意が得られ	43.	Borrowers will engage in meaningful consultations	
	るよう十分な調整が図られていなければならな		with all stakeholders. Borrowers will provide	
	い。特に、環境に与える影響が大きいと考えら		stakeholders with timely, relevant,	
	れるプロジェクトについては、プロジェクト計		understandable and accessible information, and	
	画の代替案を検討するような早期の段階から、		consult with them in a culturally appropriate	
	情報が公開された上で、地域住民等のステーク		manner, which is free of manipulation,	
	1			

		よっぱ しのしハム物学とター ファルロルニ			
		ホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプ		interference, coercion, discrimination and	
		ロジェクト内容に反映されていることが必要で		intimidation. (ESS 10, para7)	
		ある。	44.	The Borrower will identify those project-affected	
5	55.	女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会		parties (individuals or groups) who, because of	
		的な弱者については、一般に様々な環境影響や		their particular circumstances, may be	
		社会的影響を受けやすい一方で、社会における		disadvantaged or vulnerable2. Based on this	
		意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留		identification, the Borrower will further	
		意し、適切な配慮がなされていなければならな		identify individuals or groups who may have	
		٧٠ <sub>°</sub>		different concerns and priorities about project	
				impacts, mitigation mechanisms and benefits, and	
				who may require different, or separate, forms of	
				engagement. An adequate level of detail will be	
				included in the stakeholder identification and	
				analysis so as to determine the level of	
				communication that is appropriate for the	
				project. (ESS 10, parall)	
生態系及び生物相 5	56.	プロジェクトは、重要な自然生息地または重要	45.	法令、基準、計画等との整合性を参照	14. 法令、基準、計画等と
		な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うも			の整合性を参照
		のであってはならない。			
[ E	57.	森林の違法伐採は回避しなければならない。違			
		法伐採回避を確実にする一助として、プロジェ			
		クト実施主体者による、森林認証の取得が奨励			
		される。			
非自発的住民移転 5	F0	非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あら	16	ESS5 では用地取得、住民移転について以下のように規	15. 世銀では、ESS 5 Annex

ゆる方法を検討して回避に努めねばならない。 このような検討を経ても回避が可能でない場合 には、影響を最小化し、損失を補償するため に、対象者との合意の上で実効性ある対策が講 じられなければならない。

- 59. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
- 60. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
- 61. 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェク

定されている。

- 47. ESS は次のような恒久的または一時的な物理的移転、 経済的移転に対して適用される。
  - (a) Land rights or land use rights acquired or restricted through expropriation or other compulsory procedures in accordance with national law;
  - (b) Land rights or land use rights acquired or restricted through negotiated settlements with property owners or those with legal rights to the land, if failure to reach settlement would have resulted in expropriation or other compulsory procedures;
  - (c) Restrictions on land use and access to natural resources that cause a community or groups within a community to lose access to resource usage where they have traditional or customary tenure, or recognizable usage rights. This may include situations where legally designated protected areas, forests, biodiversity areas or buffer zones are established in connection with the project;
  - (d) Relocation of people without formal, traditional, or recognizable usage rights, who are occupying or utilizing land prior to a

1の要件に沿って住民移転計 画を作成することが求められる。

トの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。

project-specific cut-off date;

- (e) Displacement of people as a result of project impacts that render their land unusable or inaccessible;
- (f) Restriction on access to land or use of other resources including communal property and natural resources such as marine and aquatic resources, timber and non-timber forest products, fresh water, medicinal plants, hunting and gathering grounds and grazing and cropping areas;
- (g) Land rights or claims to land or resources relinquished by individuals or communities without full payment of compensation; and
- (h) Land acquisition or land use restrictions occurring prior to the project, but which were undertaken or initiated in anticipation of, or in preparation for, the project.
- 48. 市場での売買(voluntary, legally recorded market transactions)が成立する場合、ESS5 は適用されない。
- 49. これまでの世銀セーフガード政策では、200名以上の 物理的住民移転が生じる場合は住民移転計画、200名 未満の場合は簡易住民移転計画の作成が求められてい たが、ESS5では、用地取得・住民移転が生じる場合 は、基本的に、規模や影響に関わらず、住民移転計画

				の作成が求められている(ESS 5, para 21)。用地取得	
				がない一般的ではない場合、例えば、自発的取引	
				("willing buyer/willing seller")、自発的提供、	
				エスクロー (法的な用地取得の際の供託金口座) など	
				の対応について明確化。	
			50.	住民移転計画に記載されるべき内容は、Annex 1に整	
				理されている。	
先住民族	62.	プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あら	51.	ESS7 では先住民族という名称について、国によって	現行 GL では、十分な情報が
		ゆる方法を検討して回避に努めねばならない。		は、「先住民族」という名称を使用しない国もあること	提供された上での自由な事
		このような検討を経ても回避が可能でない場合		から、それぞれの国の文脈に基づきより具体的に、該	前の協議を通じて、先住民
		には、影響を最小化し、損失を補填するため		当する民族の例を明記し、「先住民族/サブサハラアフ	族の合意が得られるよう努
		に、実効性ある先住民族のための対策が講じら		リカ地域にて歴史的に恩恵をうけていない伝統的地域	めなければならないとされ
		れなければならない。		コミュニティ(Indigenous People/Sub-Saharan	ているが、ESS 7は Free,
	63.	プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、		African historically underserved traditional	prior and informed
		先住民族に関する国際的な宣言や条約(先住民		local communities (IP/SSAHUTLC)」に変更した。	consent (FPIC)を得ること
		族の権利に関する国際連合宣言を含む) の考え	52.	IP/SSAHUTLCの中に、少数先住民族(indigenous	が要件となっている。
		方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の		ethnic minorities)」、「アボリジニー	
		諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提		(aboriginals)」、「山岳民族 (hill tribes)」、「弱	
		供された上での自由な事前の協議を通じて、当		小周辺集団(vulnerable and marginalized	
		該先住民族の合意が得られるよう努めなければ		groups)」、「少数部族(minority nationalities)」、	
		ならない。		「指定部族(scheduled tribes)」、「ファースト・ネー	
	64.	先住民族のための対策は、プロジェクトが実施		ション(first nations)」や「部族集団(tribal	
		される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族		groups)」を対象とした。	
		計画(他の環境社会配慮に関する文書の一部の	53.	借入人は先住民族との協議の上で事業の影響やリスク	
		場合もある)として、作成、公開されていなけ		に応じた緩和策に関する計画を作成する(para 13)。	

ればならない。先住民族計画の作成にあたり、 事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議が行われていなければならない。協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの 0P4.10 Annex Bに規定される内容が含まれることが望ましい。"

- 54. 旧 OP 4.10 では、相手国は、Free, prior, and informed consultation が求められたが、ESS 7 では、Free, Prior, and Informed Consent (FPIC)が求められる。
- 55. FPICの定義は次のとおり
- a) The scope of FPIC applies to project design, implementation arrangements and expected outcomes related to risks and impacts on the affected Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities;
- b) FPIC builds on and expands the process of meaningful consultation described in ESS10 and paragraph 23 above, and will be established through good faith negotiation between the Borrower and affected Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities;
- c) The Borrower will document: (i) the mutually accepted process to carry out good faith negotiations that has been agreed by the Borrower and Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities; and (ii) the outcome of the good faith negotiations between the Borrower and

	1		Г
		Indigenous Peoples/Sub-Saharan African	
		Historically Underserved Traditional Local	
		Communities, including all agreements reached as	
		well as dissenting views; and	
	d)	FPIC does not require unanimity and may be	
		achieved even when individuals or groups within or	
		among affected Indigenous Peoples/Sub-Saharan	
		African Historically Underserved Traditional Local	
		Communities explicitly disagree.	
労働及び作業状況 65. 別紙1 検討する影響スコープ「事故」、「人間	56.	ESS2 では雇用と労働条件に関する相手国の要件を規定	15. ESS 2 では、労働者の雇
の健康と安全」、「HIV/AIDS 等の感染症」、「労働		する。	用と労働条件等について具
環境(労働安全を含む)」	57.	実施機関とプロジェクト労働者との関係性によって、	体的な要件が定められてい
		ESS 2のうちどの要件が適用されるかが決まる。プロ	る。
		ジェクト労働者は、直接雇用の従業員、コントラクタ	
		ー、下請け業者、(実施機関の) 直接のサプライヤーの	
		従業員、コミュニティ労働者が含まれる。	
	58.	相手国は労務管理手順(labor management procedures)	
		を定める。同手順は労働時間、給与の計算方法、超過	
		勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的雇用等の	
		禁止、搾取の防止、弱者への配慮、結社・団体交渉の	
		自由、児童労働・強制労働の禁止、苦情処理メカニズ	
		ムの設置等の内容が盛り込まれる。	
	59.	相手国は、関連する EHS ガイドラインを踏まえて、労	
		働者の労働安全衛生対策(Occupational Health and	

	,				
				Safety Measures)を実施する。これらの対策は、ESCP	
				に含まれる(ESS 2, para 9)。	
			60.	労働組合などの結社の自由と団体交渉に関する労働者	
				の権利が国内法で保証されていない場合、相手国はプ	
				ロジェクト労働者の同権利を制限しない。また、結社	
				や団体交渉に参加する労働者を差別してはいけない	
				(ESS 2, para 16) <sub>o</sub>	
			61.	その他、差別禁止と機会均衡、苦情処理メカニズム設	
				立が求められる。児童労働及び強制労働の禁止	
環境汚染	66.	別紙1 検討する影響スコープ「大気、水、土	62.	ESS3 ではエネルギー、水、その他の資源や物資の効率	16. ESS 3 では、技術
		壤、廃棄物、気候変動」		的な管理を重視。	的・財政的に可能な場合に
			63.	相手国は、技術的・財政的に可能な場合、プロジェク	おける温室効果ガス (GHG)
				トから生じる温室効果ガス(GHG)排出量を推計する。コ	排出量の推計が規定され
				ミュニティ開発事業のような排出源が多様で小規模で	た。
				あり、重大な影響が想定されない場合は、推計は求め	
				られない。(ESS 3, para16)	
コミュニティーの	67.	別紙1 検討する影響スコープ「土地利用や地	64.	ESS4 では以下が規定されている。	17. ESS 4 では、緊急事態対
衛生と安全		域資源利用、既存の社会インフラや社会サービ	65.	緊急事態(人的・自然)がありうる事業では ESIA を通	応計画、有害廃棄物管理計
		ス、HIV/AIDS 等の感染症」		じてrisk hazard assessmentを実施し、コミュニティ	画、労働者の流入に伴うリ
				の衛生安全へのリスクを特定する。当該リスクの分	スクの管理、保安員、気候
				析・評価を踏まえ、必要に応じて緊急事態対応計画	変動に伴う構造物の安全性
				(Emergency Response Plan、ERP を策定する(ESS 4,	リスクの検討等が示され
				para 20) <sub>o</sub>	た。
			66.	水力発電、給水、灌漑、洪水制御等の用途のダムにつ	

	いて、GIIP(Good International Industry	
	Practice) に従い、キャパシティのあるエンジニアに	ļ
	よる安全対策を講じる(ESS 4, Annex 1, para 5)。	
67.	被影響コミュニティが危険物にさらされる可能性のあ	
	る事業において、有害廃棄物管理計画(Hazardous	
	Waste/Materials Management Plan)を策定し、危険物	
	を特定し保存、操作、使用、廃棄の実施体制と責任主	
	体を明確にし、管理モニタリング計画及び緩和策実施	
	を検討する。危険物の定義は EHS ガイドラインに従	
	う。(ESS 4, GN 18.4)	
68.	地域外からの労働者の流入による影響と対策: 労働	
	者の流入によるリスク(伝染病等)に配慮することが	
	掲げられている(ESS 4, para 15)。世銀のGuidance	
	Note on Managing Risks Related to Labor Influxに	
	よれば、「労働者の流入の削減」、「ESIA 等を通じたリ	
	スクの把握と管理」、「緩和策の実施を建設工事契約の	
	一部に含めること」の3点を対応原則とする。	
69.	相手国は、直接雇用の、もしくはコントラクターの従	
	業員が保安員(Security Personnel)として配置され	
	ることによって事業実施地内外のコミュニティにもた	
	らされるリスクを評価し、仮に違法的・暴力的な行為	
	の申し立てがあった場合にはそれをレビューする(ESS	
	4, para 24-27) <sub>°</sub>	
70.	気候変動に伴う急激 and/or 緩やかな気象の変化がある	
	なか、構造物の設計、建設、供用は周辺コミュニティ	

			の安全性リスクを考慮し、国内法、EHS ガイドライ	
			ン、GIIPに沿って行われる(ESS 4, para 6)。	
文化財	68. 別紙1 検討する影響スコープ「文化遺産」	71.	ESS 8 Cultural Heritage	18. ESS 8 の適用対象には無
		72.	有形文化財は、考古学的、古生物学的、歴史的、建築	形文化財が含まれる。
			的、宗教的、景観的または文化的に重要な価値を持つ	
			動産、不動産、場所、構造物、構造物群、自然特性、	
			景観を含む。これらは都市部/地方、地上/地下/水中の	
			文化財を対象とする。	
		73.	無形文化財は、慣習、表現、知識、技術、道具、工芸	
			品、文化的な場所を含む。文化財は国の法律での保護	
			の有無、過去の特定、過去の負の影響に関わらず対象	
			となる。	
		74.	相手国は文化財への影響は回避する。回避が不可能な	
			場合は、mitigation hierarchyに従って緩和策を特	
			定、実施する。必要な場合は実施タイムラインや各緩	
			和策の必要なリソースの見積もりを含む Cultural	
			Heritage Management Planを策定する。	
		75.	文化財・情報源の安全性のため、センシティブな場合	
			は情報は内部秘となる	
		76.	文化財使用者にはアクセスの提供を確保する	
		77.	Chance and Find Procedureの策定・その記載内容の	
			明確化。	
		78.	影響を受けるコミュニティーとコンサルテーションの	
			強化	

		か確認するために、JICA は原則として、カテゴ		and implementation support	
モニタリング	73.	相手国等が環境社会配慮を確実に実施している	83.	Environmental and Social Policy, H. Monitoring	20. 特になし
		イトで情報公開する。			
	72.	合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサ			
		情報公開を行う。			
		求められているものと同様の環境レビュー及び			
		トについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で			
		は、原則として、カテゴリAのサブプロジェク			
		るものが含まれることが見込まれる場合、JICA			
	71.	対象サブプロジェクトにカテゴリ A に分類され		の管理を行う。	
		行うことを原則とする。		が適用され、金融仲介者は ESMS を通じてプロジェクト	
		るための方策があれば当該方策も含めた評価を		る。他方、重大なリスクが生じる事業について、ESS	
		な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図		サブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用す	
		小化し、緩和し、あるいは代償するために必要	82.	リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しない	
		認し、負の影響については、これを回避し、最		響を評価し、対応する (ESS 9, para3)	
		会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確		らない。ESMS を通じてサブプロジェクトのリスクや影	
	70.	金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社		Management System(ESMS)を構築し、維持しなくてはな	
		が取られることを求める。	81.	金融仲介者は効果的な Environmental and Social	
		必要に応じて実施能力強化のための適切な措置		対する規定が ESS 9 として設けられた。	
,		者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、		たが、現行世銀 OP でカテゴリ FI と分類される案件に	が定められた。
Intermediaries)		慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介		カテゴリFI のみを取り扱った文書は存在していなかっ	た、FI事業に特化した要件
(Financial		おいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配		ついて規定した世銀 OP 4.01 の中の項目のみであり、	による ESMS の構築といっ
金融仲介者	69.	JICA は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトに	80.	従来のカテゴリFIの取り扱いは、環境アセスメントに	19. ESS 9 には、金融仲介者
				の作成。	
			79.	必要な場合は、 Cultural Heritage Management Plan	

- リA、B及びFIのプロジェクトについては、一 定期間、相手国等によるモニタリングの内重要 な環境影響項目につき、相手国等を通じ、その モニタリング結果を確認する。
- 74. モニタリング結果の確認に必要な情報は、書面 等の適切な方法により、相手国等より報告され る必要がある。また、必要に応じ、JICA が自ら 調査を実施することがある。
- 75. 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを TICA は確認する。
- 76. また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施 状況等について確認するため、JICA は相手国等 に対し、JICA が調査を行うことに対する協力を 求めることがある。
- 77. JICA は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、予め締結された合意文書に基づき、相手国等に対し、適切な対応を要求することがある。また、必要に応じ、JICA が自ら支援を実施することがある。さ

- 84. プロジェクトサイクル全体にわたるモニタリングと報告を重視されている。
- 85. 世銀は ESCP 等の法的合意に従い、リスクと影響の規模 に応じてモニタリングを行う。
- 86. 法的合意書(ESCPを含む)に記載された対策やアクションが実施されていない場合はプロジェクトは完了したとみなされない。プロジェクト完了時の評価で、世銀は対策・アクションが実施されているか、継続して必要かを確認する。
- 87. ESCP で合意された場合、世銀は相手国に、ステークホルダーや第三者(専門家、現地のコミュニティまたは NGO)とモニタリングの情報を補完もしくは確認するよう要求する(para 58)。
- 88. ESS1 の規定は以下のとおり。
- 89. ESCP で規定されたとおり相手国は定期報告書を提出する。
- 90. モニタリングレポートは、ESCP 遵守、ESS 要件、実施 段階のステークホルダーエンゲージメントについて記 載する。
- 91. 同レポートのレビューを踏まえて、必要な緩和策を実施し、改定 ESCP に記載する。
- 92. 事故が起こった際には速やかに世銀に報告する。

らに、合意文書に基づき、JICAの要求に対する 相手国等の対応が不適当な場合には、貸付実行 の停止等の JICA 側の措置を検討することがあ る。

- 78. プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い3.2.1に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する。
- 79. JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。
- 80. JICA が自ら詳細設計調査を実施する場合、その 実施に先立ち、対象となるプロジェクトに関す る環境レビューを実施する。必要に応じて、詳 細住民移転計画を JICA は確認する。最終報告書 をウェブサイトで公開する。
- 81. 別紙1の記載
- 82. プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとらなければならない。

	83.	効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェ			
		クトなど、十分なモニタリングが適切な環境社			
		会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プ			
		ロジェクト計画にモニタリング計画が含まれて			
		いること、及びその計画の実行可能性を確保し			
		なければならない。			
	84.	モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わ			
		る現地ステークホルダーに公表するよう努めな			
		ければならない。			
	85.	第三者等から、環境社会配慮が十分でないなど			
		の具体的な指摘があった場合には、当該プロジ			
		ェクトに関わるステークホルダーが参加して対			
		策を協議・検討するための場が十分な情報公開			
		のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合			
		意されるよう努めなければならない。			
別紙2 カテゴリ	86.	カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告	93.	ESS 1, Annex 1に、ESIAと ESMP の構成要素が示され	21.
Aに必要な環境ア		書		ている。	
セスメント報告書			94.	D. Indicative outline of ESIAは以下のとおり	
				• Executive Summary	
				• Legal and Institutional Framework	
				• Project description	
				• Baseline Data	
				• Environmental and Social Risks and Impacts	
				• Mitigation Measures	
				• Analysis of Alternatives	

	• Design Measures
	• Key Measures and Actions for the Environmental
	and Social Committment Plan
	• Appendices
	95. E. Indicative outline of ESMP は以下のとおり
	• Mitigation
	• Monitoring
	• Capacity Development and Training
	• Implementation Schedule and Cost Estimates
	• Integration of ESMP with Project

出典: JICA GL (2010), 世銀 ESF 2016)に基づき調査団が作成

#### (3) ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理

JICA GL 2.6 参照する法令と基準に関連して、ADB, IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等を整理した。

#### ADB セーフガード別カテゴリ分類

ADBでは融資する事業に対して、その影響の程度に応じて ADB のセーフガード政策に基づき、「環境政策」・「非自発的住民移転」・「先住民族」別にカテゴリ分類をしている。事業によって特に留意すべきリスクや影響が明らかになることで、当該リスクや影響に応じた効果的な環境社会配慮文書の作成及び審査が行われている。

#### IFC のパフォーマンス・スタンダード (PS) とガイダンス・ノート (GN)

IFC の戦略の枠組みは、「社会・環境の持続可能性に関する IFC 政策(International Finance Corporation's Policy on Social and Environmental Sustainability)」と「環境と社会の持続可能性に関する以下 8 つのパフォーマンス・スタンダード (PS) が設けられており、分野に応じた配慮事項が整理されているため、関連事項に応じた配慮事項についてクライアントがチェックしやすい利点がある。また、これらの PS に対してその解釈を促進するためにガイダンス・ノートが公開されている。

PS1:環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理(事業者に要求される環境・社会影響配慮の概要及び管理体制)

PS2: 労働者と労働条件(プロジェクトに従事する労働者の人権への配慮)

PS3: 資源効率と汚染防止(大気・水質・土壌などの汚染の回避又は最小化)

PS4:地域社会の衛生・安全・保安(プロジェクト周辺の地域社会への影響の回避または最小化)PS5:土地取得と非自発的移転(適正なプロジェクト用地取得プロセスと移転住民への社会的・経済的支援及び相応の補償)

PS6: 生物多様性の保全および自然生物資源の持続的利用の管理(生物多様性の保護及び保全)

PS7: 先住民族(先住民族への社会的・文化的・経済的影響の回避または最小化、及び相応の補償)

PS8: 文化遺産(文化遺産の保護及び保全)

なお、世界銀行のセーフガード ESF でも同様に 10 個の Environmental Social Standards (ESS) が整理されている。

世銀グループのセクター別 Environmenta, Health, and Safety Guidelines (以下、EHS ガイドライン)

EHS ガイドラインは、一般的な環境・社会影響配慮の評価指標を含むガイドライン (一般 EHS ガイドライン) と、産業セクター別ガイドライン (産業セクター別 EHS ガイドライン) を併せて利用することが前提とされている。産業セクター別 EHS ガイドラインは、セクター特有に生じる潜在的影響を考慮し、環境・社会配慮の評価指標を含んでいるため、融資を受ける事業者及び審査機関が調査項目や配慮事項を著しく見落としすことはない。現

在、「農業」「化学」「林業」「製造」「インフラ」「鉱業」「石油・ガス」及び「発電」の8つ のセクター別ガイドラインが公表されている。

## 地域別指針値の設定の考え方

WHO 大気質指針 (Air Quality Guidelines2005): 一般 EHS ガイドラインの大気質において、参照されている。各国の基準値は健康リスク、技術的実現可能性、経済的問題、政治的社会的要因等によって異なり得るものであり、これらの要因は大気質管理の進展レベル等に左右されるため、特に各国政府が政策目標を立てる際、WHO 大気質指針を法定基準としてそのまま採用する前に、国内独自の状況を慎重に考慮すべきであると認識している。この一例として WHO 大気質指針では、大気質指針に加えて大気汚染の段階的な改善を促進することを目的として SO2、粒子状物質及びオゾンについては暫定目標(interim target)が示されている。

EHS ガイドラインの火力発電セクター (排出ガス規制値): 大気汚染が深刻な場所 (Degraded airshed: DA) それ以外 (Non-Degraded airshed: NDA) において異なる規制値 を設定しており、汚染が深刻な地域での現状悪化を抑制している。

(4) 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い JICA GL 別紙1「環境社会関連の費用・便益の定量化」に関連して、日本及び他ドナーに おける費用・便益の定量化方法の取り扱いについて確認を行った。

「環境影響評価法の規定による主務 大臣 が定めるべき指針等に関する 基本的事項 」 (環境庁告示第八十七号、以下、"基本的事項"という)では、費用・便益の定量化は求められていない。

世銀 ESS 1では、Annex 1. Environmental and social assessment, D. Indicative outline of ESIAの代替案比較について、For each of the alternatives, quantifies the environmental and social impacts to the extent possible, and attaches economic values where feasible. とされている。

ADB SPS では、The rationale for selecting the particular project location, design, technology, and components will be properly documented, including, cost-benefit analysis, taking environmental costs and benefits of the various alternatives considered into account. とされ、代替案分析の結果は、環境関連費用と便益を含む cost-benefit analysis を含めて、適切に記録されなければならないが、定量化は必ずしも求められていない(SPS Appendix 1, Safeguard Requirments 1: Environment, para 4)。 IFC Performance Standard 1の Guidance Note, para 61では、The client should consider economic, financial, environmental and social costs and benefits and identify to which parties these accrue. とされている。

<別表>

JICA の事例では、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施等に係る費用は、 事業費に含めて算定されている。

また、温室効果ガス排出量については、排出権取引価格という市場価格が存在するため、 経済的価値を算出することが可能であることから、天然ガスコンバインドサイクル発電所 建設事業で、同排出量を費用として含めて経済的内部収益率の算定を行った事例がある。

#### (5) 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い

JICA GL 別紙1「環境社会関連の費用・便益の定量化」に関連して、日本及び他ドナーにおける費用・便益の定量化方法の取り扱いについて確認を行った。

#### 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの事例

「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(環境 庁告示第87号)では、「影響要因の細区分の内容を規定し、影響要因の細区分ごとに当該 影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分」として、下表に示す項目 が示されている。

影響要因の区分 存在・供用 細区分 環境要素の区分 細区分 大気質 ------環境の自然的構成 大気環境 騒音 要素の良好な状態 振 動 の保持 その他 ļ...ļ.. 質 水環境 底 質 地下水 その他 土壌環境 地形・地質 地 盤 その他 の環境 土 壌 その他 生物の多様性の確 植 物 保及び自然環境の 動 物 体系的保全 生態系 人と自然との豊か 景 観 な触れ合い 触れ合い活動の場 環境への負荷 廃棄物等 温室効果カ゚ス等 -----

表 3-12 基本的事項に示される参考項目

出典:環境省ウエブサイト (https://www.env.go.jp/policy/assess/2-21aw/pdf/shikou\_13.pdf)

事業セクター毎の主務大臣は、ここに示される項目の中から、事業特性に応じて標準的に 選定する項目(参考項目)が定めている。結果として、この表に示されていない項目が、 環境影響評価法に基づいて実施される環境アセスメントにおいて選定されることは極め て少ないことから、法に基づく環境アセスメントにおいて、災害に関連する項目が採用さ れる例は殆ど見られない。

環境省ウェブサイト「環境影響評価情報支援ネットワーク」の検索結果によると、災害に 関連した項目を選定しているのは、法に基づく環境影響評価では下表に示す 2 例のみで ある。(ここにあげた 2 件は環境影響評価法が施行後の事業であるが完全に適用される以 前の経過措置案件であり、現在の実施されている環境影響評価法に基づく環境影響評価と は内容が異なる)

 災害に関連する項目
 事業名

 地形・地質
 土地の安定性への影響/土砂流出量 瀬戸都市計画瀬戸市南東部地区新住宅市の変化/現況地形の変化 街地開発事業環境影響評価書

 地形・表層地質・土 地形の改変の程度/法面の安定性/ 壊・特異な自然現 表土の保全 画整理事業
 市原都市計画事業 市東第一特定土地区画整理事業

表 3-13 法に基づく環境影響評価で災害に関連する項目を選定した事業

出典:環境影響評価支援ネットワークの検索結果を基に JICA 調査団にて作成

上記2件はいずれも面開発事業であり、大規模な土地の造成により、斜面、法面の安定が 損なわれ、地滑り、斜面崩壊といった災害の発生を想定して項目を選定している。

#### 他ドナーの事例

象

世銀 ESS 4 では、インフラ、設備、製品、サービス、交通、危険物の設計及び安全性を通じ、Environmental and Social Impact Assessmentの中で事業が周辺コミュニティの安全を損ねるリスクと影響を調査する。その際は気候変動による影響を考慮する。

#### (6) 国際機関、バイドナーの気候変動(GHG 排出)への対応の整理

JICA GL 別紙 1 「検討する影響スコープ」に関連して、世銀、IFC、ADB のセーフガードポリシーおよび赤道原則における GHG 排出にかかる規定を整理した。共通事項として、排出量が少なくなるような事業デザインの検討や、GHG 排出量の測定の実施が規定されているが、これに加えて、IFC の PS および赤道原則(2013 年 6 月)においては、より排出量の少ない代替案の分析を行うことが求められている(赤道原則では、CO₂ 換算で年間 10 万トン超の排出が見込まれる場合)。

表 3-14 GHG 排出にかかる規定

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	GHG 排出にかかる規定
世界銀行 ESF	As part of the environmental and social assessment of the project, the Borrower will

	GHG 排出にかかる規定	
	characterize and estimate sources of air pollution related to the project. This will	
	include an estimate of gross GHG emissions resulting from the project, providing that	
	such estimation is technically and financially feasible. Where the Borrower does not	
	have the capacity to develop the estimate of GHG emissions, the Bank will provide	
	assistance to the Borrower. For projects that have diverse and small sources of	
	emissions (for example, community-driven development projects) or where emissions are	
	not likely to be significant (for example, projects in education and social	
	protection), GHG estimations will not be required. (ESS3, para 16)	
IFC PS	In addition to the resource efficiency measures described above, the client will	
	consider alternatives and implement technically and financially feasible and cost-	
	effective options to reduce project-related GHG emissions during the design and	
	operation of the project. These options may include, but are not limited to,	
	alternative project locations, adoption of renewable or low carbon energy sources,	
	sustainable agricultural, forestry and livestock management practices, the reduction	
	of fugitive emissions and the reduction of gas flaring. (PS3, para 7)	
	For projects that are expected to or currently produce more than 25,000 tonnes of	
	CO <sub>2</sub> -equivalent annually, the client will quantify direct emissions from the facilities	
	owned or controlled within the physical project boundary, as well as indirect	
	emissions associated with the off-site production of energy used by the project.	
	Quantification of GHG emissions will be conducted by the client annually in accordance	
	with internationally recognized methodologies and good practice. (PS3, para 8)	
ADB SPS	The borrower/client will promote the reduction of project-related anthropogenic	
	greenhouse gas emissions in a manner appropriate to the nature and scale of project	
	operations and impacts. During the development or operation of projects that are	
	expected to or currently produce significant quantities of greenhouse gases, the	
	borrower/client will quantify direct emissions from the facilities within the physical	
	project boundary and indirect emissions associated with the off-site production of	
	power used by the project. The borrower/client will conduct quantification and	
	monitoring of greenhouse gas emissions annually in accordance with internationally	
	recognized methodologies. In addition, the borrower/client will evaluate technically	
	and financially feasible and cost-effective options to reduce or offset project-	
	related greenhouse gas emissions during project design and operation, and pursue	
	appropriate options. (Appendix 1, para 39)	
	Even though the significance of a project's contribution to greenhouse gas emissions	
	varies between industry sectors, the significance threshold to be considered for these	
	requirements is generally 100,000 tons of carbon dioxide equivalent per year for the	
	aggregate emissions of direct sources and indirect sources associated with electricity	
	purchased for own consumption. (Appendix 1, footnote 10)	

	GHG 排出にかかる規定		
赤道原則	For all Projects, in all locations, when combined Scope 1 and Scope 2 Emissions are expected to be more than 100,000 tonnes of CO <sub>2</sub> equivalent annually, an alternatives analysis will be conducted to evaluate less Greenhouse Gas (GHG) intensive alternatives. (Principle 2)		

注: \* スコープ 1 は、事業者が所有又は管理するものから直接排出される GHG、スコープ 2 は、電気、蒸気、 熱の使用に伴い発生する GHG を指す。

出典:各文書より抜粋。注釈および強調表示は JICA 調査団

赤道原則では、温室効果ガス排出量の算定は、例えば温室効果ガスプロトコル(GHG Protocol)のような国際的に認知された方法やグッド・プラクティスに従い顧客が行う。世銀の ESS においては、相手国にそのような算定を実施する能力が無い場合は、世銀が代わりに算定を行う、あるいは算定できるような技術協力を行うことができる(ESS 3 para 16, footnote 14)。また、赤道原則による情報公開の要項は、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(Carbon Disclosure Project)のようにプロジェクト単位での排出量報告を含む自主的な報告メカニズムによるものでも充足可能である。

#### (7) 他ドナーの不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響への対応の整理

JICA GL 別紙1「検討する影響スコープ」に関連して、世銀、ADB, IFC の不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響への対応を整理した。

不可分一体事業について、世銀、ADB、IFCのセーフガード文書は以下のような定義を採用している。

表 3-15 他ドナーの不可分一体事業の定義

機関	定義
世銀	For the purpose of this Policy, the term "Associated Facilities" means
	facilities or activities that are not funded as part of the project and

facilities or activities that are not funded as part of the project and, in the judgment of the Bank, are: (a) directly and significantly related to the project; and (b) carried out, or planned to be carried out, contemporaneously with the project; and (c) necessary for the project to be viable and would not have been constructed, expanded or conducted if the project did not exist. (para 11)

The Bank will require the Borrower to demonstrate the extent to which it cannot exercise control or influence over the Associated Facilities by providing details of the relevant considerations, which may include legal, regulatory and institutional factors. (Environmental and Social Policy, footnote 17)

ADB (ADB が支援する)事業の一部としては実施されず (借入人や顧客、あるいは第三

機関	定義		
	者から別個に資金提供される等)、その実現可能性や存在が完全に支援対象事業に		
	依存しており、その資材・サービスは支援対象事業の円滑な運営のために不可欠		
	であるような関連事業 (SPS, Appendix 1, para 6)		
IFC	事業の一部として実施しない関連施設のうち、①その事業がなければ、その施設		
	は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連施設がない場合に		
	は、その事業は実行可能性がない施設 (PS1, para8)		

派生的・二次的な影響については下記のとおり。

表 3-16 他ドナーの派生的・二次的影響の定義

国際機	定義		
関			
世銀	【派生的・二次的影響の定義】		
	An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or		
	farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable,		
	and will not include induced impacts. (ESS1, footnote 21)		
ADB	借入人や顧客は直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる、物理的、生物的、		
	社会経済的、文化的資源に対する環境影響やリスクを調査の早い段階で特定し、被影響住民や関心		
	のある NGO を含む関係者との協議を通してその重大性や影響範囲を決定する。(SPS, Appendix 1,		
	para 4)		
IFC	【派生的・二次的影響の定義】		
	将来もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する、計画されていないが予		
	測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存		
	している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響。(PS1, para8)		

出典: JICA 調査団にて作成

表 3-17 他ドナーの累積的影響の定義

国際機関	定義		
世銀	The cumulative impact of the project is the incremental impact of the project when		
	added to impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable		
	developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project		
	that may occur later or at a different location. Cumulative impacts can result from		
	individually minor but collectively significant activities taking place over a period		
	of time. The environmental and social assessment will consider cumulative impacts that		
	are recognized as important on the basis of scientific concerns and/or reflect the		
	concerns of project-affected parties. The potential cumulative impacts will be		
	determined as early as possible, ideally as part of project scoping. (ESS1, Footnote		

国際機関	定義		
	22)		
ADB	プロジェクトにより影響を受ける範囲として、当該事業のさらなる開発、同地域内において同様		
	の影響を与える要因、既存のプロジェクトや状況、そしてプロジェクトに起因する、アセスメン		
	トの実施段階において計画されているその他開発により生じる累積的影響により、潜在的に影響		
	を受ける地域及びコミュニティ。(SPS, Appendix 1, para 6)		
IFC	リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点で起こっている、もしくは具体的に計画さ		
	れている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、協力を行う対象の事業によ		
	り直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積のこと。(PS1, para8)		

世銀、ADB、IFCの「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況について、下記のようにまとめた。

IFC の Good Practice Handbook: Cumulative Impact Assessment and Management (Aug 2013) では、スコーピングにより重要な環境社会項目 (VEC: Valued Environmental and Social Component) を絞って、累積的影響評価を行うことを推奨している。また IFC は、2018 年 1 月に、水力発電事業における累積的影響評価をテーマとしたトレーニングを実施している 1。

不可分一体事業について、ADBの Environmental Good Practice Sourcebook (draft 2012)では、詳細な影響評価を実施する必要は無いが、不可分一体事業が実施される場所や規模、潜在的な影響の重大さ、必要な許認可手続き、また、環境配慮手続きにかかる体制などについて IEE/EIA に記載すべきとしている。例えば、スリランカにおける ADB の送電線建設事業 (Green Power Development and Energy Efficiency Improvement Investment Program -Tranche 2: 220 kV Mannar Nadukuda Transmission Line Project) においては、将来接続される予定の風力発電所建設事業が、不可分一体事業とされ、その事業内容についても EIA に記載がある (EIA 6.4 Associated Facility - Wind Parks blocks, p151-154)。

JICA の事例としては、インドのミゾラム州で実施している道路拡幅事業 (No. 32 インド北東州 道路網連結性改善事業) において、助言委員会ではアクセス改善による密漁の増加のリスク等に ついての議論がなされ、無秩序な開発による累積的影響や、周辺生態系への配慮を求める助言が 出されている。

#### (8) 保護区、生物多様性、重要な自然生息地にかかる対応

JICA GL 別紙1「法令、基準、計画等との整合性」に関連して、世銀、ADB、IFCの自然生息地、及び保護区についてまとめた。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Training Course on Cumulative Impacts of Hydropower Projects (January 23-23, 2018) https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/industry\_ext\_content/ifc\_external\_corporate\_site/hydro+advisory/news/events/cumulative+impacts+of+hydropower+projects

#### 他ドナーの自然生息地の定義

世銀 (ESS 6) では、生息地を'a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.' と定義し、Modified habitat、natural habitat、critical habitat の3つに区分される。

Modified habitat: 農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。 (ESS6 para 19)

Natural habitat: 生態的機能や種組成が人為的に改変されていない原生のままの生息域を指す。 (ESS6 para 21)

**Critical habitat**: 以下に示すような、生物多様性の重要度、価値が高い地域を指す (ESS6, para 23)

- a) IUCN のレッドリストや類似の指標により、絶滅寸前種ないし危惧種とされる生物種にとって 重要な生息地
- b) 地域固有の、あるいは生息地が限られた生物種にとって重要な生息地
- c) 移動性の生物種や、集団を作る生物種にとって重要な生息地
- d) 危機に瀕した、あるいは固有の生態系
- e) 上記 a) から d) に示した生物多様性的価値の維持に必要な生態系機能や特徴

IFC と ADB は、生息地の区分を以下のとおり定義している。世銀も含めた三機関で定義はほぼ同様であるが、critical habitat について、IFC と ADBには、進化のプロセスに関係するもの("areas associated with key evolutionary processes") との文言があり、また ADB は、地元コミュニティにとっての重要性を定義に含めている。

表 3-18 IFC および ADB の生息地定義

定義	IFC (PS6)	ADB
Modified	Modified habitats are areas that may	In areas of modified habitat, where the
habitat	contain a large proportion of plant	natural habitat has apparently been altered,
	and/or animal species of non-native	often
	origin, and/or where human activity has	through the introduction of alien species of
	substantially modified an area's	plants and animals, such as in agricultural
	primary ecological functions and	areas (para 25)
	species composition. (para 11)	
Natural	Natural habitats are areas composed of	Land and water areas where the biological
habitat	viable assemblages of plant and/or	communities are formed largely by native plant
	animal species of largely native	and animal species, and where human activity

定義	IFC (PS6)	ADB
	origin, and/or where human activity has	has not essentially modified the area's
	not essentially modified an area's	primary ecological functions. (Glossary)
	primary ecological functions and	
	species composition. (para 13)	
Critical	Areas with high biodiversity value,	A subset of both natural and modified habitat
habitat	including (i) habitat of significant	that deserves particular attention. Critical
	importance to Critically Endangered	habitat includes areas with high biodiversity
	and/or Endangered11 species; (ii)	value, including habitat required for the
	habitat of significant importance to	survival of critically endangered or
	endemic and/or restricted-range	endangered species; areas having special
	species; (iii) habitat supporting	significance for endemic or restricted-range
	globally significant concentrations of	species; sites that are critical for the
	migratory species and/or congregatory	survival of migratory species; areas
	species; (iv) highly threatened and/or	supporting globally significant concentrations
	unique ecosystems; and/or (v) areas	or numbers of individuals of congregatory
	associated with key evolutionary	species; areas with unique assemblages of
	processes. (para 16)	species or that are associated with key
		evolutionary processes or provide key
		ecosystem services; and areas having
		biodiversity of significant social, economic,
		or cultural importance to local communities.
		(Glossary)

三機関とも、Modified habitatで事業を実施する際の要件は、特にない。

Natural habitat 事業実施の要件

Natural habitat において事業を実施する要件について、下表にまとめる。

表 3-19 Natural habitat における事業実施要件

国際機関	Natural habitat における相手国に求められる要件				
世銀 ESS 6	If natural habitats are identified as part of the assessment, the Borrower will				
	seek to avoid adverse impacts on them in accordance with the mitigation				
	hierarchy. Where natural habitats have the potential to be adversely affected				
	by the project, the Borrower will not implement any project-related activities				
	unless:				
	(a) There are no technically and financially feasible alternatives; and				
	(b) Appropriate mitigation measures are put in place, in accordance with the				
	mitigation hierarchy, to achieve no net loss and, where feasible, preferably a				
	net gain of biodiversity over the long term. When residual impacts remain				

国際機関	Natural habitat における相手国に求められる要件
	despite best efforts to avoid, minimize and mitigate impacts, and where
	appropriate and supported by relevant stakeholders, mitigation measures may
	include biodiversity offsets adhering to the principle of "like-for-like or
	better." (para 22, ESS6)
ADB SPS	In areas of natural habitat, the project will not significantly convert or
NDD GI G	degrade such habitat, unless the following conditions are met:
	degrade such habited, unitess the following conditions are met-
	(i) No alternatives are available.
	(ii) A comprehensive analysis demonstrates that the overall benefits from the
	project will substantially outweigh the project costs, including environmental
	costs.
	(iii) Any conversion or degradation is appropriately mitigated.
	Mitigation measures will be designed to achieve at least no net loss of
	biodiversity. They may include a combination of actions, such as postproject
	restoration of habitats, offset of losses through the creation or effective
	conservation of ecologically comparable areas that are managed for biodiversity
	while respecting the ongoing use of such biodiversity by Indigenous Peoples or
	traditional communities, and compensation to direct users of biodiversity.
	(para 26, 27, ADB SPS)
IFC PS6	The client will not significantly convert or degrade7 natural habitats, unless
	all of the following are demonstrated:
	$\cdot$ $$ No other viable alternatives within the region exist for development
	of the project on modified habitat;
	· Consultation has established the views of stakeholders, including
	Affected Communities, with respect to the extent of conversion and
	degradation; and
	· Any conversion or degradation is mitigated according to the mitigation
	hierarchy.
	In areas of natural habitat, mitigation measures will be designed to achieve
	no net loss of biodiversity where feasible. Appropriate actions include:
	· Avoiding impacts on biodiversity through the identification and
	protection of set-asides;
i l	protection of set asides,
	· Implementing measures to minimize habitat fragmentation, such as

国際機関	Natural habitat における相手国に求められる要件
	· corridors;
	· Restoring habitats during operations and/or after operations; and
	· Implementing biodiversity offsets.
	(para 14, 15, PS6)

critical habitat に影響を及びすような事業の実施については、以下の要件を満たすことが求められる。

国際機関	Critical habitat における相手国に求められる要件
世銀 ESS 6	以下の要件が全て満たされない限り、相手国は critical habitat でプロジェクトを実施しない(para24)。
	a) No other viable alternatives within the region exist for development of the project in habitats of lesser biodiversity value;
	b) All due process required under international obligations or national law that is a prerequisite to a country granting approval for project activities in or adjacent to a critical habitat has been complied with;
	c) The potential adverse impacts, or likelihood of such, on the habitat will not lead to measurable net reduction or negative change in those biodiversity values for which the critical habitat was designated;
	d) The project is not anticipated to lead to a net reduction in the population13 of any Critically Endangered, Endangered, or restricted-range species, over a reasonable time period;14
	e) The project will not involve significant conversion or significant degradation of critical habitats. In circumstances where the project involves new or renewed forestry or agricultural plantations, it will not
	convert or degrade any critical habitat;  f) The project's mitigation strategy will be designed to achieve net gains of those biodiversity values for which the critical habitat was designated; and
	g) A robust and appropriately designed, long-term biodiversity monitoring and evaluation program aimed at assessing the status of the critical habitat
	integrated into the Borrower's management program.
ADB SPS	以下の要件が満たされない限り、プロジェクトを実施しない。  (i) There are no measurable adverse impacts, or likelihood of such, on the critical habitat which could impair its high biodiversity value or the ability to
	function.

国際機関	Critical habitat における相手国に求められる要件			
	(ii) The project is not anticipated to lead to a reduction in the population			
	of any recognized endangered or critically endangered species6 or a loss in			
	area of the habitat concerned such that the persistence of a viable and			
	representative host ecosystem be compromised.			
	(iii) Any lesser impacts are mitigated in accordance with para. 27.			
	*para 27. Mitigation measures will be designed to achieve at least no net loss			
	of biodiversity. They may include a combination of actions, such as postproject			
	restoration of habitats, offset of losses through the creation or effective			
	conservation of ecologically comparable areas that are managed for biodiversity			
	while respecting the ongoing use of such biodiversity by Indigenous Peoples or			
	traditional communities, and compensation to direct users of biodiversity.			
IFC	以下の全ての要件が満たされない限り、クライアントは Critical habitat でプロジェ			
	クトを実施しない(PS 6, para 17)。			
	a) No other viable alternatives within the region exist for development of			
	the project on modified or natural habitats that are not critical;			
	b) The project does not lead to measurable adverse impacts on those			
	biodiversity values for which the critical habitat was designated, and on			
	the ecological processes supporting those biodiversity values;12			
	c) The project does not lead to a net reduction in the global and/or			
	national/regional population13 of any Critically Endangered or Endangered			
	species over a reasonable period of time;14 and			
	d) A robust, appropriately designed, and long-term biodiversity monitoring			
	and evaluation program is integrated into the client's management program.			

ESS 6の要件は、IFCのPSとほぼ同様であるが、ESS 6では、ネットゲインにつながるような緩和策を実施することが求められている。

### 他ドナーにおける保護区の定義

前出の生息地区分に加えて、法的な保護区に指定されている地域に該当する場合の世銀、ADB, IFC のポリシーは以下のとおり。

世銀の ESS 6 は、各国が法的に保護している地域に加えて、国際的に認知された地域も保護区に含めている(para 26)。国際的に認知されている保護区の例示として、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域(KBA: Key Biodiversity Areas)、重要野鳥生息地(IBA; Important Bird Areas)、ゼロ同盟地域(Alliance for Zero Extinction Sites)が示されている(ESS 6, footnote 16)。

ADB SPS には、保護区に関する規定はあるが、該当例は示されていない(SPS, Appendix 1, para 30)。

IFC の PS6 では、各国が法的に保護している地域に加えて、政府が保護区に制定することを提案している地域や、国際的に認知された地域も保護区に含めている(PS 6, footnote 16)。国際的に認知された地域とは、UNESCO による世界自然遺産(Natural World Heritage)や人間と生物圏(Man and the Biosphere Reserves)、Key Biodiversity Areas、ラムサール条約に登録された湿地などを指す(PS 6, footnote 17)。

国際機関	保護区における相手国に求められる要件		
世銀 ESS 6	para 13 から 25 の要件(各生息地区分に応じて満たされなければならない要件)に加え		
	て、相手国は以下を行う(para27)。		
	a) Demonstrate that the proposed development in such areas is legally		
	permitted;		
	b) Act in a manner consistent with any government recognized management plans		
	for such areas;		
	c) Consult and involve protected area sponsors and managers, project-affected		
	parties including Indigenous Peoples, and other interested parties on		
	planning, designing, implementing, monitoring, and evaluating the proposed		
	project, as appropriate; and		
	d) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the		
	conservation aims and effective management of the area.		
ADB SPS	para 28 (critical habitat の要件) に加えて、相手国/クライアントは以下を満たす。		
	(i) Act in a manner consistent with defined protected area management plans.		
	(ii) Consult protected area sponsors and managers, local communities, and other		
	key stakeholders on the proposed project.		
	(iii) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the		
	conservation aims of the protected area.		
IFC	クライアントは、para 13から 19 (Natural habitat または Critical habitat の要件)		
	に加えて、以下の行う(PS 6, para 20)。		
	a) Demonstrate that the proposed development in such areas is legally		
	permitted;		
	b) Act in a manner consistent with any government recognized management plans		
	for such areas;		
	c) Consult protected area sponsors and managers, Affected Communities,		
	Indigenous Peoples and other stakeholders on the proposed project, as		
	appropriate; and		
	d) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the		
	conservation aims and effective management of the area.18		

### 1.2 JICA の能力強化の実績及び課題

#### (1) JICA の能力強化策の実績及び課題

JICA が 2012 年から 2017 年に実施した、環境社会配慮研修関連の実績を以下の表に示す。 2015 年以降、年間参加者は 1,000 人を超えており、多くの関係者が環境社会配慮にかかる研修を受けている。現地調査及び質問票では、環境社会配慮にかかる研修への参加要望が実施機関から多くあげられている。日本での研修は望ましいが、参加者が限れる場合は自国または周辺国でも良いので、より多くの実務者が受講できるように配慮してほしいという意見があった。

JICA が実施する環境社会配慮実務研修には、実施機関等の職員が 2015 年度 101 名、2016 年度 203 名、2017 年度 142 名参加している。なお、本調査対象 38 件中 16 件では、事業 関係者の研修への参加が確認された。

特にミャンマーでの現地調査では、ODA の経験が少なく、環境社会配慮専門家等が多く存在しないことから切実な依頼があった。ミャンマーでは世銀、オーストラリア外務貿易省、ADB、JICA が連携しながら環境社会セーフガードのラーニングセンターの設立を支援しており、このような相手国内のラーニングセンターの活用も検討する価値があると思われる。また、世銀の E-learning 研修は全世界を対象に開始されており、誰でも受講できるようになっている 1。

上記の E-leaning に追加して、世銀は相手国でのトレーニング機関と提携して現地でのトレーニングを展開しているケースが見られる (例:インド国では Administrative Staff College of India にて、パキスタンでは University of Punjab の BRAC Development Institute in Bangladesh<sup>2</sup>)。インドでは政府職員用の訓練機関で世銀の支援として用地取得・住民移転にかかる訓練が行われており、政府職員ではないものも参加可能となっている (有料)。また、上述の通り、ミャンマーでは世銀、オーストラリア外務貿易省、ADB、JICA が連携し MONREC ECD にラーニングセンターを設立し、環境社会配慮にかかるトレーニングを展開する予定である。

インドでの現地調査では、実施機関であるデリーメトロ公社がインド国内のメトロ事業でコンサルタント業務に従事していることから、他のメトロ公社の環境社会配慮担当者を対象に定期的にワークショップを開催し、自分たちの経験・課題を持ち寄り、協議することで環境社会配慮上の課題を解決したり、日本の進んだ環境対策を学ぶ場を持ちたいといった意見も出ていた。

表 3-20 環境社会配慮研修実績

参加者内訳	参加人数(人)					
参加4月14人	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年

1 世銀の ESF にかかる E-learning: https://世銀 g.sabacloud.com/Saba/Web\_spf/NA1PRD0002/common/leclassview/do 世銀 t-00033603

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> プレスリリース「Launch of Centers of Excellence for the Management of Land Acquisition, Resettlement, and Rehabilitation in South Asia (April 9, 2013)」 http://www.worldbank.org/en/news/press-release/2013/04/08/launch-centers-land-acquisition-resettlement-rehabilitation-south-asia-mlarr)

JICA 職員向け研修(導 入研修等)	323	484	285	398	501	661
専門家赴任前研修	164	0	0	0	1	0
途上国関係者(研修員 等)	84	100	145	101	325	348
コンサルタント能力 強化	97	74	126	79	80	109
大学等教育機関	N/A	46	22	147	67	30
その他	30	226	116	458	428	150
合計	698	930	694	1, 173	1, 402	1, 298

2017 年に実施した課題別研修等による本邦での協力相手国実施機関等向け説明及び JICA 審査部職員が海外出張時に実施した協力相手国実施機関等向けの説明会の詳細を以下の表に示す。

表 3-21 課題別研修等による本邦での協力相手国実施機関等向け説明 (2017年)

日時	内容	対象国	参加人数(人)
2017/4/4, 10	課題別研修「円借款における環境社 会配慮実務」	ボリビア、カメルーン、インド、 モザンビーク、ミャンマー、パキスタ ン、パプアニューギニア、フィリピン、 タンザニア、チュニジア、ザンビア	19
2017/6/6	円借款案件の形成・実施監理に係る 本邦招聘	エチオピア、ガーナ	16
2017/6/30	課題別研修「地熱開発と環境への影響」	不明	17
2017/8/7, 9	課題別研修「公共事業における市民 参加、合意形成及び住民移転事業」	不明	12
2017/8/23	仏語圏アフリカ ODA ローン研修	不明	28
MJTD¹ (ミャンマー・ティラワ SEZ 開 2017/9/6 発事業実施機関) 向けガイドライン セミナー (TV 会議)		ミャンマー	8
2017/12/13	南アジア地域 ODA ローンセミナー	不明	22
2018/2/1	課題別研修「開発事業における環境 社会配慮実務」	カメルーン、エチオピア、ガーナ、 インドネシア、イラク、ラオス リベリア、マダガスカル、モーリシャ ス、モロッコ、ミャンマー、 ソロモン、スリランカ	20

 $<sup>^{1}\,</sup>$  Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.

\_

表 3-22 審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明 (2017年)

At a me Hamilton that a segment of the best of the second					
日時	内容	対象国	参加人数(人)		
2017/12/11	FIDIC Asia-Pacific Member Associations (ASPAC) EIA セミナー	ジャカルタ	95		
2017/12/14	FIDIC Asia-Pacific Member Associations (ASPAC) EIA セミナー	ハノイ	80		
2018/1/22	実施機関向けセミナー	不明	31		

出典: JICA 調査団にて作成

# 第4章 今後の作業

第1.4節に示されているとおり、第二期の今後の作業として下記を想定している。

- 1) 中間報告書案を助言委員会で共有し、コメントを受けて中間報告書を最終化
- 2) 残り62案件分の個別案件シートを改定
- **3)** 後半調査対象案件については該当する調査アイテムにかかる情報のギャップがある場合は質問票を送り、適宜更新
- 4) 質問票回答に基づき、調査アイテム表及び個別案件シートを追加更新
- 5) 世界銀行等に追加聞き取り
- **6)** 残りの現地調査対象 4 案件(インドネシア、タンザニア、コスタリカ、マイアミ経由ボリビア)については現地調査で更なる情報収集を行い、分析
- 7) 分析結果を踏まえて、ガイドライン改定のための論点(案)の整理
- 8) 最終報告書(案)の作成
- 9) 助言委員会のコメント、パブリックコメントを受けて最終報告書を作成